

文部科学省委託研究  
平成25年度「生涯学習政策に関する調査研究」

コミュニティ形成に寄与する  
社会教育推進体制の在り方に関する課題研究  
(研究報告書)

平成26年3月

一般社団法人 全国社会教育委員連合

# も く じ

【研究のまとめ】	2
I 社会教育の推進体制に関する調査の結果	9
【調査結果の概要】	10
1 調査の目的・内容・方法等	12
(1) 調査の目的	12
(2) 調査の内容	12
(3) 調査の方法等	12
2 調査結果のまとめ	13
(1) 都道府県の社会教育主事について	13
(2) 都道府県の社会教育委員について	13
(3) 市町村の社会教育委員について	14
(4) 都道府県の社会教育委員に関する連合組織について	16
II 社会教育推進体制の現況（ヒアリング調査のレポート）	19
【ヒアリング調査レポートの概要】	20
1 広域で高め合う社会教育委員の主体的な取組	22
—北海道空知管内「よんまちネット由南長栗（ゆな〜く）」の実践—	
2 まちづくりのリーダー養成と生涯学習の推進体制—栃木県矢板市の事例から—	27
3 委員の資質向上を自立的な運営で支える市町村社会教育委員の協議会	32
—東京都市町村社会教育委員連絡協議会—	
4 社会教育行政の動きと社会教育委員の位置—神奈川県藤沢市の実践から—	39
5 社会教育委員と社会教育行政職員の関係性	44
—社会教育行政の運営における社会教育委員の役割を探りながら—	
6 社会教育主事と社会教育委員の相互作用—島根県浜田市の事例から—	50
7 九州地区における社会教育推進体制について	56
8 社会教育委員(会議)と社会教育推進体制—大分県の実践から—	61
9 自治公民館活動に根ざしたまちづくり—宮崎県綾町の事例から—	66
III 社会教育推進体制の在り方に関する研究委員会	69
【研究委員会検討結果の概要】	70
1 社会教育の推進体制について	75
2 社会教育主事について	91
3 社会教育委員制度について	107
【参考資料】	117
資料1 実施した「社会教育推進体制に関する調査」の調査票	118
資料2 社会教育主事数の推移	121
資料3 社会教育主事に必要な資質・能力	122
資料4 社会教育委員数の推移	123
資料5 都道府県の社会教育委員連絡協議会等の組織の現況	124
資料6 社会教育委員の役割と活動に関する社会教育委員の意識	125
資料7 社会教育委員に関するデータ収載資料	126
【調査研究計画】	129



# はじめに

社会教育法の施行から間もなく65年。半世紀を超える時の流れは、社会に大きな変化を呼び起こしました。当然のごとく、社会経済の仕組みも、国民の価値観も、大きく様変わりしました。

時の刻みは、人の気持ち・心にも変化をもたらし、自発性、自主性など、一人ひとりの意思や思いを端緒・起点にはじめられる社会教育もまた大きく変貌しました。社会教育法が施行された当時、青年団、婦人会など、地縁を基盤とする社会教育関係団体にリードされるように展開されていた社会教育活動は、地縁を介した地域課題解決学習から学習者個人のニーズを尊重する趣味・教養学習へ、集合・集団形態の学習にとどまらず個人による学習や情報を活用した学習へと変化してきました。

一方、市町村合併、行政改革、地方分権等が推進され、最近では教育委員会制度の改革についても活発な論議が展開されるなど、社会教育を支援助長する、社会教育行政の仕組みや施策の転換が余儀なくされております。

しかし、少子高齢化、限界集落の増加などの地域や社会変貌に加え、東日本大震災以降、コミュニティ振興に対する国民の関心がとみに高まり、社会教育及び社会教育行政の重要性が増していることも事実です。社会教育及び社会教育行政が、こうした大きな課題と向き合っていくためには、これまでの実績の評価、現状の把握と分析、将来を洞察したうえで、今後の針路を見定める必要があります。

このため、研究テーマを「コミュニティ形成に寄与する社会教育推進体制の在り方に関する課題研究」と設定した研究を、文部科学省の平成25年度「生涯学習政策に関する調査研究」の委託を受けて進めてまいりました。本研究では、社会教育の推進に当たって、きわめて重要な役割を果たしている、社会教育主事と社会教育委員に焦点を当てております。

研究に当たっては、斯界の第一人者に研究委員を委嘱して研究委員会を設置するとともに、調査、現地ヒアリング等を行いました。しかし、時間的制約等の理由から、研究委員及び研究委員会で論議された問題意識、課題等の一部しか取り上げることができませんでした。今後、関係機関等によって、本研究を受け継ぎ、発展させる研究が進められることを期待いたします。

おわりに、本研究にご尽力いただきました研究委員及びご理解・ご支援いただきました文部科学省に深甚なる御礼を申し上げます。

平成26年3月10日

一般社団法人全国社会教育委員連合

## 研究委員会

(座長) 上條秀元 宮崎大学名誉教授  
(委員) 稲葉 隆 東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課計画係長  
上野景三 佐賀大学教授(佐賀県社会教育委員連絡協議会会長)  
清國祐二 香川大学教授(香川県社会教育委員連絡協議会会長)  
鈴木真理 青山学院大学教授(神奈川県社会教育委員連絡協議会会長)  
濱中昌志 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター社会教育調査官  
松岡広路 神戸大学教授(神戸市社会教育委員会議長)  
山崎清男 大分大学教授(大分県社会教育委員連絡協議会会長)

(50音順)

(顧問) 大橋謙策 (一社)全国社会教育委員連合 会長  
(事務局) 坂本 登 (一社)全国社会教育委員連合 常務理事  
林 洋子 (一社)全国社会教育委員連合 事務局長

# 研究のまとめ

本研究では、次に示す3つの柱に沿って調査研究を行った。1つは、「社会教育の推進体制に関する調査」、第2に、全国の8つの地域における「ヒアリング調査のレポート」、第3に、これらの調査を踏まえた研究委員会によるまとめである。

## 1 社会教育の推進体制に関する調査結果の主な内容

### (1) 都道府県の社会教育主事について

- 福井県を除く46都道府県（以下「県」という。）で社会教育主事を発令し、いずれも本庁の生涯学習・社会教育所管部局に配置している。なお、教育事務所に配置している県は30県、その他に配置している県は29県である。
- 本庁の生涯学習・社会教育所管部局の社会教育主事発令者の人数は、一県平均6.4人である。教育事務所は、一県平均10.4人である。
- 本庁の生涯学習・社会教育所管部局及び教育事務所以外に社会教育主事発令者を配置しているのは29県で、一県平均11.7人である。具体的な配置先は、県立図書館、県立社会教育施設、県立生涯学習センターである。なお、島根県では22人を市町村に派遣している。

### (2) 都道府県の社会教育委員について

- 社会教育委員を設置しているのは46県（神奈川県は生涯学習審議会を設置している。）である。  
1県平均の社会教育委員数は14.8人である。
- 社会教育委員会議による答申等（過去5年度間）を行った県は18県（39.1%）である。  
内容 ・学校・家庭・地域の連携や地域社会、地域づくりに関する答申等（11件）  
・社会教育全般に関する答申等（4件）  
・社会教育委員に関する答申等（3件）
- 最近5年間の答申等の件数  
最も多いのは4県（栃木県、埼玉県、徳島県、長崎県）で各3件である。

### (3) 市町村の社会教育委員について

（※以下、県の担当部局が調査基準日において把握している数値、内容である。）

- 社会教育委員及びその代替制度を設置している教育委員会は1,652市町村（95.1%）である。  
内、社会教育委員を設置 1,625市町村（98.4%）  
内、代替の制度を設置 27市町村（1.6%）
- 社会教育委員会議による答申等  
過去5年度間で答申等を行った市町村は22県内の市町村で、答申等の件数は76件である。  
内容 ・公民館の振興に関する答申等（15件）  
・社会教育全般に関する答申等（13件）  
・市町村立社会教育施設に関する答申等（13件）  
・生涯学習の振興・推進に関する答申等（10件）

・学校・家庭・地域の連携や地域社会、地域づくりに関する答申等(8件)

#### (4) 都道府県における社会教育委員の連合組織について

- 組織と構成 都道府県における連合体は47県において48団体が設置されている。  
県の社会教育委員が加入しているのは36県  
支部やブロック組織を設置している連合体は31団体
- 都道府県社会教育委員連絡協議会等の活動  
総会の開催 46団体  
研修会の開催 46団体  
研修方法等は、講演(41団体)、実践事例の発表(28団体)、分科会(17団体)、  
情報交換会・懇親会(8団体)、支部・ブロック研修の実施(33団体)  
その他に、記録誌・報告書の発行(16団体)、視察・見学・訪問等(12団体)

## 2 ヒアリング調査レポートの主な内容(全国の8地域における9事例)

### (1) 推進体制

#### ア 社会教育・社会教育行政の意義・重要性と現状・課題

- 社会教育推進体制の課題  
公民館改革、首長部局による公民館業務の補助執行、市民運営団体への業務委託などの動きについて分析。
- 社会教育・生涯学習推進体制の整備と地域づくりを目指した社会教育の推進  
全庁的な生涯学習推進体制のもとでの「まちづくりのリーダー養成」、自治公民館を中核としたまちづくりの推進、公民館を拠点とする地域総がかりの子ども育成事業の特徴を紹介。

#### イ ネットワーク型行政の推進

県教育委員会の施策に基づく市町村「ふるさと教育ネットワーク会議」の設置、県社会教育委員会議の答申に基づく「協育ネットワーク」形成の動向を紹介。

### (2) 社会教育主事

#### ア ネットワーク型行政を推進する要の役割を果たしうる人事配置

生涯学習推進本部事務局に教員生活で培った調整力を有する社会教育主事の配置している例と、派遣社会教育主事と市の社会教育主事の複数配置のもと、二人三脚で生涯学習・社会教育の連携を推進している例を紹介。

### (3) 社会教育委員

#### ア 社会教育委員制度の活性化

- 社会教育委員の選考方法の工夫等  
公募・他薦による社会教育委員の選任の導入、社会教育主事経験者の校長を社会教育委員に選任など、「名誉職」的な社会教育委員からの脱皮と実質的な活動への工夫を紹介。

○会議の活性化と答申・調査活動の推進

情報の共有や意見交換、答申等、答申等を反映する施策の点検・評価など、社会教育委員会議の活性化を図っている事例の紹介。

○社会教育委員の広域的な連携による研修等の推進

隣接する4町の社会教育委員が自主的に連携組織を結成し、広域的な連携のもとで研修を実施し、地域づくりを推進している事例の紹介。

イ 社会教育委員の独任制

○行動する社会教育委員

社会教育委員自らが行動して広域的な連携活動を推進する例を紹介。

○教育委員会に出席して提言する

社会教育委員会議委員長が県教育委員会に出席して、答申のねらいや内容を報告し、教育行政施策への反映を図っている例を紹介。

ウ 社会教育委員と社会教育主事等との協働の推進

社会教育委員と行政職員との「和やかな緊張関係」のある会議運営、答申作成と調査研究をセットにした協働と切磋琢磨、社会教育委員（会議）の活性化に向けた社会教育委員と社会教育主事（事務局）の協働などの例を紹介。

## 3 研究委員会の主な内容

### (1) 推進体制

ア 社会教育・社会教育行政の意義・必要性

【必要性】

- ① ソフト面からのコミュニティ振興
- ② 少子高齢化時代の切り札としての社会教育

【現 状】

- ① 社会教育の重要性、役割が増大する一方で、社会教育行政が弱体化する傾向にある。
- ② 社会教育を生涯学習に解消する傾向が見られ、また、学校教育との違いについての理解が得られていないため、社会教育課題の教育施策化を困難にしている。
- ③ 地域課題等に関する学習機会の提供が、学習成果を生かした活動の促進や地域づくりのリーダー養成などに、目に見える成果を上げるに至っていない。

【対応策】

- ① 社会教育及び社会教育行政の役割、重要性について関係者の理解を深めるための「啓発資料の作成と職員研修の充実
- ② 住民の「絆」づくりの基盤となる志縁、知縁の組織化を図りその活動を支援するリーダーの養成
- ③ 地域特性を生かし、住民がまちづくりの積極的な担い手として「成長」する学習活動の推進と、事例集の作成、全国レベルの交流の促進

- ④ コミュニティリーダーとしての高齢者の参画促進

## イ ネットワーク型行政の推進

### 【必要性】

- ① 学習ニーズの多様化，高度化への対応
- ② 限界集落など，生活機能の維持が困難な地域の出現への対応

### 【現 状】

- ① 社会教育の予算，職員等の漸減傾向が，社会教育行政のネットワーク機能を抑止
- ② ネットワーク型行政推進の中核として期待される社会教育主事の位置づけが不明確
- ③ しかし一部に，社会教育主事経験者を課長と同等の「社会教育専門監」に位置づけて実績を上げている例がある。

### 【対応策】

- ① ネットワークの中核としての任務を果たす人材の養成と身分・職責の向上（権限付与）を国，地方公共団体が協力し合って推進
- ② 国費及び県費による促進策（「ネットワークモデル事業」の推進による「ネットワークモデルの開発」等）
- ③ 地域の実情に応じた「地域主権型」「住民主導型」「官・民協働型」等の推進体制の開発

## (2) 社会教育主事

### ア ネットワーク型行政の推進に要の役割を果たす人材の養成，職責向上，研修機会の充実

#### 【現 状】

- ① 社会教育主事は，ネットワーク型行政の推進に当たって中核的な役割を果たすことが期待されている。
- ② しかし，その身分・職責は，中心的役割を果たすに十分な要件となっていない。

#### 【対応策】

- ① 首長部局，教育委員会，学校を含め，社会教育主事人事の好循環の奨励
- ② 経験年数及び職階に応じた任用と研修（研修プログラムの開発と研修機会の充実）

### イ 市町村と都道府県の社会教育主事の役割の検討

#### 【現 状】

- ① 市町村と都道府県では，社会教育主事の果たす役割や職務の実態は異なっている。
- ② しかし，その資格取得のための教育課程や講習の内容は同じものとなっている。
- ③ 社会教育主事の在籍期間が短くなる（人事異動が早まる）傾向にある。

#### 【対応策】

- ① 任用先を考慮した社会教育主事資格取得の課程・講習の内容の検討
- ② 社会教育主事養成課程を有する大学等と連携した社会教育の専門職員等のリカレント教育・現職研修の推進

### ウ 社会教育主事及び有資格者の配置

#### 【現 状】



- ① 社会教育主事を配置する自治体が減少する傾向にある。
- ② 社会教育主事の有資格者が公民館，青少年教育施設，NPO法人等に配置され，社会教育の支援，振興に寄与しているケースが増えつつある。
- ③ 社会教育主事有資格者を学校に配置し，学校と地域の連携に効果を上げている例がある。

**【対応策】**

- ① 社会教育主事を教育委員会に必置とすることを奨励・推進
- ② 社会教育施設・機関等への社会教育主事有資格者の配置奨励と実践事例集の作成
- ③ 学校における社会教育主事有資格教員の配置奨励と実践事例集の作成

### (3) 社会教育委員

#### ア 社会教育委員制度の活性化

**【現 状】**

- ① 家庭や地域の教育力の向上，地域と学校の連携等が課題となっており，住民の意思反映の手段として設置されている社会教育委員制度の意義は重要性を増している。
- ② 一部の自治体において社会教育委員が生涯学習審議会等に置き換えられたり，教育委員会の制度活用実態と委員の意識の間には大きな乖離がある。
- ③ 官民協働のコミュニティ振興を図る観点から社会教育委員制度の重要性が高まっている。
- ④ 地域課題の解決，地域振興を可能にする学習活動推進のための社会教育振興計画を策定する役割を担う社会教育委員の活動の活性化が求められている。
- ⑤ 社会教育委員による自発的・自主的な学習活動が行政を動かし，教育委員会から社会教育中期計画の策定を要請された例がある。
- ⑥ 教育委員会から社会教育委員の会議への諮問が社会教育委員の自覚と問題意識を高め，社会教育委員活動を活性化させる，という事例が多くみられる。

**【対応策】**

- ① 地方自治体における社会教育委員制度必置への国及び県による働きかけ
- ② 教育委員会が社会教育及び社会教育委員制度の重要性を認識し，委員の選任においても，積極的な提言をなしうる人選を行うことを奨励すること
- ③ 社会教育の振興方策に関する教育委員会から社会教育委員会議への諮問の奨励
- ④ 首長部局と連携した「社会教育に関する諸計画の立案」及び点検・評価活動の奨励・推進と計画策定の手引きの作成
- ⑤ 地域の課題等について学習し，自ら行動する社会教育委員の奨励と活動事例集の作成

#### イ 社会教育委員の独任制

**【現 状】**

- ① 社会教育委員が，教育委員会の会議に出席して社会教育に関して意見を述べるができる，という独任制が生かされた例は極めて少ない。

**【対応策】**

- ① 住民の意思反映装置として，この制度の活用奨励と実践事例集の作成。
- ② この機能を廃止する場合には，教育委員の構成員に社会教育委員の代表を入れる。

## ウ 社会教育委員と社会教育主事等との協働活動の推進

### 【現 状】

- ① 社会教育委員と社会教育主事等が、住民の学習ニーズや・地域の社会教育の振興上の課題を共有していない。
- ② しかし、一部の自治体では、両者の協働活動により、社会教育委員としての自覚・資質が高められ、社会教育が活性化しつつある例がある。

### 【対応策】

- ① 社会教育計画の策定、社会教育委員による答申作成過程等において（研究調査活動を含めた）社会教育委員との緊密な協働関係の推進と審議時間の確保による活動の活性化を図る。
- ② 近隣市町村又は広域市町村圏域での、社会教育委員と社会教育主事等の合同セミナー等の研修会の開催奨励とニーズ対応型プログラム開発の推進
- ③ 全国社会教育委員連合の人材の養成・研修機能、地域の教育計画・社会教育計画の作成を支援するアドバイザー機能及びシンクタンクの役割の充実



# I 社会教育の推進体制に関する調査の結果

## 【調査結果の概要】

### 1 調査の目的・内容・方法等

- (1) 調査の目的
- (2) 調査の内容
- (3) 調査の方法等

### 2 調査結果のまとめ

#### (1) 都道府県の社会教育主事について

- ① 社会教育主事の設置

#### (2) 都道府県の社会教育委員について

- ① 社会教育委員の設置
- ② 社会教育委員の会議による答申等(平成20年度以降)

#### (3) 市町村の社会教育委員について

- ① 社会教育委員の設置
- ② 社会教育委員の会議による答申等(平成20年度以降)

#### (4) 都道府県における社会教育委員の連合組織について

- ① 都道府県社会教育委員連絡協議会等の組織と構成  
(名称, 都道府県社会教育委員の加入, 支部組織)
- ② 都道府県社会教育委員連絡協議会等の活動(平成24年度中)  
(総会, 研修会, その他の活動)

# 調査結果の概要

本調査では、社会教育推進体制の中核をなす社会教育主事と社会教育委員とに焦点を当てた。

社会教育主事については都道府県における設置状況を、社会教育委員については都道府県・市町村における社会教育委員制度の設置状況、社会教育委員の会議による答申等の状況、都道府県における連合組織の現状を調査した。調査の結果、およそ下記のことになった。

## (1) 都道府県社会教育主事について

- 福井県を除く46県で社会教育主事を発令し、いずれも本庁の生涯学習・社会教育所管部に配置している。なお、教育事務所に配置している県は30県、その他に配置している県は29県である。
- 本庁の生涯学習・社会教育所管部の社会教育主事発令者の人数は、一県平均6.4人である。教育事務所は、一県平均10.4人である。
- 本庁の生涯学習・社会教育所管部局及び教育事務所以外に社会教育主事発令者を配置しているのは29県で、一県平均11.7人である。具体的な配置先は、県立図書館、県立社会教育施設、県立生涯学習センターである。なお、島根県では22人を市町村に派遣している。

## (2) 都道府県社会教育委員について

- 社会教育委員を設置しているのは46県（神奈川県は生涯学習審議会を設置している。）である。  
1県平均の社会教育委員数は14.8人である。
- 社会教育委員会議による答申等（過去5年度間）を行った県は18県（39.1%）である。  
内容 ・学校・家庭・地域の連携や地域社会、地域づくりに関する答申等（11件）  
・社会教育全般に関する答申等（4件）  
・社会教育委員に関する答申等（3件）
- 最近5年間の答申等の件数が最も多いのは4県（栃木県、埼玉県、徳島県、長崎県）で各3件である。

## (3) 市町村社会教育委員について

- 社会教育委員及びその代替制度を設置している教育委員会は1,652市町村（95.1%）である。  
内、社会教育委員を設置 1,625市町村（98.4%）  
内、代替の制度を設置 27市町村（1.6%）
- 社会教育委員会議による答申等  
過去5年間で答申等を行った市町村は22県内の市町村で、答申等の件数は76件である。  
内容 ・公民館の振興に関する答申等（15件）  
・社会教育全般に関する答申等（13件）  
・市町村立社会教育施設に関する答申等（13件）  
・生涯学習の振興・推進に関する答申等（10件）  
・学校・家庭・地域の連携や地域社会、地域づくりに関する答申等（8件）

※本調査は、都道府県を対象としたもので、市町村に対して行ったものではない。データは都道府県が把握しているものであり、市町村の社会教育委員の会議が実際に答申等を行った市町村数及び答申等の件数データはここに示されたものより多いと思われる。

#### (4) 都道府県における社会教育委員の連合組織について

○組織と構成 都道府県における連合体は47県において48団体が設置されている。

県の社会教育委員が加入しているのは36県

支部やブロック組織を設置している連合体は31団体

○都道府県社会教育委員連絡協議会等の活動

総会の開催 46団体

研修会の開催 46団体

研修方法等は、講演(41団体)、実践事例の発表(28団体)、分科会(17団体)、  
情報交換会・懇親会(8団体)、支部・ブロック研修の実施(33団体)

その他の活動として、記録誌・報告書の発行(16団体)、視察・見学・訪問等(12団体)が行  
われている

# 1 調査の目的・内容・方法等

## (1) 調査の目的

本調査は、文部科学省委託研究「コミュニティ形成に寄与する社会教育推進体制の在り方に関する課題研究」を推進するために行うものである。

## (2) 調査の内容

調査の内容は、社会教育推進体制の中核をなす社会教育主事と社会教育委員に焦点を当て、下記について行う。ただし、文部科学省が3年ごとに実施する「社会教育調査」から、社会教育行政を鳥瞰できるデータが得られることから、本調査では、その調査に含まれていない内容もしくは補遺的な項目について取り上げて行うこととした。

- ① 都道府県社会教育主事について
  - ・都道府県における社会教育主事の設置
- ② 都道府県社会教育委員について
  - ・都道府県における社会教育委員の設置
  - ・社会教育委員の会議による答申等(平成20年度以降)
- ③ 市町村社会教育委員について
  - ・市町村における社会教育委員の設置
  - ・社会教育委員の会議による答申等(平成20年度以降)
- ④ 都道府県における社会教育委員の連合組織について
  - ・都道府県社会教育委員連絡協議会等の組織と構成
  - ・都道府県社会教育委員連絡協議会等の活動

## (3) 調査の方法等

- |          |  |
|----------|--|
| 1) 調査基準日 | 平成25年5月1日現在  |
| 2) 調査方法  | 郵送法  |
| 3) 調査対象  | 都道府県社会教育委員連絡協議会事務局<br>(ただし、事務局は都道府県教育庁に置かれている場合と、団体が独自の事務所に設置している場合がある。) |
| 4) 調査日程  | 調査票の送付 平成25年9月9日<br>調査票の回収 平成25年9月30日                                    |
| 5) 回収率   | 100%   |

## 2 調査結果のまとめ

### (1) 都道府県の社会教育主事について

#### ①社会教育主事の設置

- 社会教育主事を発令して配置している県は46県である。うち、本庁の生涯学習・社会教育所管部局への配置はすべての県で、教育事務所には30県で、その他の機関に配置している県が29県となっている。
- 本庁にのみ社会教育主事発令者を配置しているのは静岡県、三重県、滋賀県、奈良県、徳島県、香川県、長崎県の7県である。
- 本庁の生涯学習・社会教育所管部局の社会教育主事発令者は46県で296人で、一県平均は6.4人である。
- 教育事務所に社会教育主事発令者を配置しているのは30県で313人、一県平均10.4人である。
- 社会教育主事発令者を本庁の生涯学習・社会教育所管部局及び教育事務所以外に配置しているのは29県で338人、一県平均11.7人である。具体的な配置先として回答があったのは、県立図書館、県立社会教育施設、県立生涯学習センターである。このほか島根県では22人を市町村に派遣しているという回答があった。

#### Q 都道府県における社会教育主事発令者数

	A.都道府県数	B.発令者数	平均人数B / A
本庁の生涯学習・社会教育所管部局	46 県	296 人	6.4 人
教育事務所	30 県	313 人	10.4 人
その他	29 県	338 人	11.7 人

注) 「本庁」「事務所」「その他」のすべてに設置していない県は1県(福井県)  
「本庁」にのみ設置している県は7県(静岡県、三重県、滋賀県、奈良県、徳島県、香川県、長崎県)  
「その他」の配置の回答では、県立図書館1県(東京都1人、大阪府1人、宮崎県2人)、  
県立社会教育施設1県(島根県16人)、県立生涯学習センター1県(岡山県4人)  
市町村派遣1県(島根県22人)、配置先未記入24県(計292人)

### (2) 都道府県の社会教育委員について

#### ①社会教育委員の設置

- 社会教育委員を設置している県は46県である。設置していない県は神奈川県のみで、同県は、平成22年度に社会教育委員を廃止した(生涯学習審議会が平成4年に設置されている)。
- 県の社会教育委員数は総数666人で、一県平均14.8人となっている。
- 委員数が最も多いのは福岡県で25人、最も少ないのは東京都で5人である。

#### Q 都道府県における社会教育委員制度の有無と委員数

	都道府県数	社会教育委員数の規模別都道府県数				
		1～10人	11～15人	16～20人	21～25人	26人超
有	46 県	10 県	22 県	12 県	2 県	0 県
無	1 県					

注) 最低-5人(東京都) 最高-25人(福岡県) 総数-666人 1県平均-14.8人



## S Q 社会教育委員制度が「無」の県の対応

代替制度の名称 生涯学習審議会（神奈川県，平成22年度）

### ②都道府県社会教育委員の会議による答申等（平成20年度以降）

- 最近の5年度間に社会教育委員の会議による答申等があったのは18県（39.1%）で，答申等の数は25件である。
- 事後的に答申等の題名から内容を区分すれば，最も多いのは「学校・家庭・地域の連携や地域社会，地域づくりに関する答申等」で，11件である。次いで，「社会教育全般に関する答申等」（4件），「社会教育委員に関する答申等」（3件）などである。
- 社会教育委員に関する答申等があったのは，北海道（平成21年），新潟県（同23年），三重県（同23年）の3県である。
- 年度別の答申等の件数では，最も多いのが平成22年度の7件，最も少ないのが平成21年度の2件となっており，各年度の平均は5件である。
- 最近5年間で答申等の件数が最も多いのは，栃木県，埼玉県，徳島県，長崎県で，各県とも件数は3件である。答申等をしていない県は29県（63.0%）である。

### Q 平成20年度以降における都道府県社会教育委員の会議による答申等

都道府県数	答申等の内容区分	答申件数	都道府県名
有 18県	社会教育委員に関する答申等	3件	北海道，新潟県，三重県
	社会教育主事に関する答申等	0件	
	青少年教育に関する答申等	1件	埼玉県
	高齢者教育に関する答申等	1件	長崎県
	生涯学習の振興・推進に関する答申等	2件	茨城県，広島県
	社会教育全般に関する答申等	4件	秋田県，栃木県(2)，福岡県
	県立社会教育施設に関する答申等	1件	福岡県
	公民館の振興に関する答申等	1件	鳥取県
	学校・家庭・地域の連携や地域社会，地域づくりに関する答申等	11件	山形県，栃木県，埼玉県(2)，大阪府，山口県，徳島県(2)，長崎県(2)，大分県
	防災やふるさと教育等教育・学習内容に関する答申等	1件	徳島県
無	29県		

注1) 社会教育委員に関する答申 北海道（H21），新潟県（H23），三重県（H23）

2) 年度別の答申件数

平成20年度 6件（山形県，栃木県，埼玉県，鳥取県，徳島県，長崎県）  
 平成21年度 2件（北海道，栃木県）  
 平成22年度 7件（秋田県，埼玉県，大阪府，広島県，徳島県，長崎県，大分県）  
 平成23年度 6件（茨城県，栃木県，三重県，山口県，徳島県，福岡県）  
 平成24年度 4件（埼玉県，新潟県，福岡県，長崎県）

## (3) 市町村の社会教育委員について

### ①社会教育委員の設置

- 市町村教育委員会（1,738教育委員会）のうち，社会教育委員及びその代替制度を設置している教育委員会は1,652市町村（95.1%）で，前両者を設置していない教育委員会は86市町村（4.9%）ある。
- 上記のうち，社会教育委員を設置しているのは1,625（98.4%）教育委員会で，代替の制度を設置しているのは27（1.6%）教育委員会である。

Q 市町村の社会教育委員制度の有無

		政令市	市・区	町	村	組合	合計
市町村教育委員会数		20市	792市区	742町	183村	1組合	1738市町村
有	計 (%)	20 (100.0)	752 (94.9)	727 (98.0)	152村 (83.1)	1 (100.0)	1,652 (95.1)
	社会教育委員設置	20	739	721	144	1	1,625
	代替制度		13	6	8	0	27
無 (%)			40 (5.1)	15 (2.0)	31 (16.9)		86 (4.9)

注1) 市町村教育委員会数は、文部科学省『平成25年版全国教育委員会一覧』平成25年5月1日現在  
 2) 比率は教育委員会数に対する比率

②市町村の社会教育委員の会議による答申等(平成20年度以降)

- 過去5年度間に社会教育委員の会議による答申等があったのは22県内の市町村で、答申等の件数は76件である。
- 事後的に答申等の題名から内容を区分すれば、答申等の内容で最も多いのは「公民館の振興に関する答申等」で15件、次いで「社会教育全般に関する答申等」と「市町村立社会教育施設に関する答申等」が13件、「生涯学習の振興・推進に関する答申等」が10件、「学校・家庭・地域の連携や地域社会、地域づくりに関する答申等」が8件である。
- 年度別の答申等の件数では、最も多いのが平成23年度の21件、最も少ないのが平成20年度の10件となっており、各年度の平均は15.2件である。

Q 都道府県が把握している管下市町村における社会教育委員の会議の答申等

都道府県数	答申等の内容区分		答申件数
有	22県	社会教育委員に関する答申等	1件
		社会教育主事に関する答申等	0件
		青少年教育に関する答申等	3件
		成人教育に関する答申等	2件
		家庭教育に関する答申等	3件
		生涯学習の振興・推進に関する答申等	10件
		社会教育全般に関する答申等	13件
		市町村立社会教育施設に関する答申等	13件
		公民館の振興に関する答申等	15件
		学校・家庭・地域の連携や地域社会、地域づくりに関する答申等	8件
		防災やふるさと教育等教育・学習内容に関する答申等	1件
		人材の育成・活用に関する答申等	2件
		事業の評価・検証に関する答申等	1件
		文化・スポーツに関する答申等	1件
社会教育関係団体に関する答申等	1件		
無	25県(把握していない1県含む)		

注) 年度別の答申等の件数(76件)

平成20年度 10件      平成21年度 17件      平成22年度 14件  
 平成23年度 21件      平成24年度 14件

#### (4) 都道府県の社会教育委員に関する連合組織について

##### ①都道府県の社会教育委員連絡協議会等の組織

###### ア 都道府県協議会等の組織の名称

○都道府県において組織されている社会教育委員の連合体は47県において48団体が設置されており、すべての県で連合体が組織されている。

(※ 東京都では、東京都の社会教育委員のみで構成する「東京都社会教育委員連絡協議会」(以下「東京都」)と、市町村の社会教育委員のみで構成する「東京都市町村社会教育委員連絡協議会」(以下「東京都(市町村)」)の2団体が設置されている。)

○連合体の組織の名称は、最も多い「〇〇県社会教育委員連絡協議会」をはじめ、「〇〇県市町村社会教育委員連絡協議会」「〇〇県社会教育連絡協議会」「〇〇県社会教育委員協議会」に大別されている。

###### Q 都道府県協議会等の名称

〇〇県社会教育委員連絡協議会	42県
〇〇県市町村社会教育委員連絡協議会	3県(福島県, 埼玉県, 東京都(市町村))
〇〇県社会教育連絡協議会	2県(岩手県, 山形県)
〇〇県社会教育委員協議会	1県(栃木県)

###### イ 都道府県連合体組織への都道府県の社会教育委員の加入

○県の社会教育委員が加入している県は36県, 加入していない県は12県である。

○名称を「市町村社会教育委員」としている3県のうち, 福島県では県の社会教育委員が加入しており, 埼玉県と東京都(市町村)では県の社会教育委員は加入していない。

###### Q 都道府県の社会教育委員の加入

加入している	36団体
加入していない	12団体 北海道, 青森県, 茨城県, 埼玉県, 東京都(市町村), 富山県, 石川県, 福井県, 静岡県, 京都府, 島根県, 熊本県

###### ウ 支部やブロック組織の設置

○都道府県の連合組織に, 支部やブロック組織を設置している協議会等は31団体(64.6%)で, 設置していない協議会等は17団体(35.4%)である。

○支部やブロック組織の事務局は, 市町村持ち回りが最も多く10県(32.3%)で, 次いで教育事務所と市町村持ち回りの両方が7県で22.6%である。

○事務局設置を県の教育行政機関( a )教育事務所等 c )県 )以外に置いているのは計19県(61.3%)である。

Q 支部やブロック組織の設置	設置している	31団体
	設置していない	17団体
上記「設置している」場合の事務所		
a) 教育事務所	5県(群馬県, 新潟県, 山梨県, 長野県, 京都府)	
b) 市町村持ち回り	10県	
c) 県	6県(岐阜県, 三重県, 福岡県, 佐賀県, 熊本県, 大分県)	
d) 上記 a) と b)	7県(岩手県, 千葉県, 島根県, 岡山県, 高知県, 宮崎県, 鹿児島県)	
e) 上記 a) と c)	1県(沖縄県)	
f) 上記 b) と社会教育団体事務局の両方	1県(兵庫県)	
g) 上記 b) と県立学校の両方	1県(静岡県)	

## ②都道府県協議会等の活動(平成24年度中)

### ア 総会の開催

- 毎年開催する団体は46団体(95.8%), 開催していない団体は2団体(4.2%)である。
- 総会回数は年1回開催が最も多く39団体で, 総会実施団体の県の84.8%, 次いで年2回が7団体で15.2%である。

Q 総会の開催回数		
0回	2団体(東京都, 大阪府)	
1回	39団体	
2回	7団体(山形県, 島根県, 岡山県, 広島県, 徳島県, 愛媛県, 熊本県)	

### イ 研修会の開催

- 団体の構成員であるすべての社会教育委員を対象にする研修会を開催している団体は46団体(95.8%)で, 開催していない団体は2団体(4.2%)である。
- 研修回数は, 年1回開催が最も多く29団体で, 研修実施団体の県の63.0%, 次いで年2回が16団体で34.8%である。

Q 研修会開催回数		
0回	2団体(東京都, 島根県)	
1回	29団体	
2回	16団体	
3回	1団体(山口県)	

### ウ 研修会で採られた方法

- 研修会で採られた形態・方法では, 「講演」が最も多く41団体(85.4%)である。次いで, 実践事例の発表が28団体(60.9%), 第3位は分科会で17団体(37.0%)ある。
- また「情報交換会・懇親会」は8団体(17.4%)が実施している。
- このほか, 研修会とあわせて「表彰式」を21団体(45.7%)が行っている。

Q 研修会で採った形態・方法 (n:46)

	実施数	全体比
講演	41団体	89.1%
シンポ・パネル等	9	19.6
実践事例の発表	28	60.9
分科会	17	37.0
ワークショップ	9	19.6
情報交換会・懇親会	8	17.4
表彰式	21	45.7
ポスターセッション	2	4.3

エ その他の活動

○総会及び全体研修会以外の「その他の活動」を行っているのは43団体(89.6%)である。

○活動の内容では、「支部・ブロックごとの研修」が最も多く33団体で、「その他の活動」を行っている団体の76.7%である。

(※この回答は、Q「支部・ブロックを設置している団体(31団体)」数を上回っている。

その理由は、郡ないしブロック単位の研修を、連合組織が所掌して実施しているためと考えられる。)

○次いで、「記録誌・報告書の発行」が16団体(37.2%)、第3位が「視察・見学・訪問等」で12団体(27.9%)である。

Q その他の活動 (n:46)

	実施数	全体比
支部・ブロックごとの研修	33団体	76.7%
役員研修会	7	16.3
記録誌・報告書の発行	16	37.2
広報紙・メルマガ等の発行	9	20.9
ウェブサイトの開設運営	1	2.3
視察・見学・訪問等	12	27.9
新委員研修、手引書作成等	3	7.0

(文責：稲葉 隆)

## Ⅱ 社会教育推進体制の現況

(ヒアリング調査のレポート)

### 【ヒアリング調査レポートの概要】

### 【ヒアリング調査のレポート】

- 1 広域で高め合う社会教育委員の主体的な取組  
—北海道空知管内「よんまちネット由南長栗(ゆな〜く)」の実践—
- 2 まちづくりのリーダー養成と生涯学習の推進体制 —栃木県矢板市の事例から—
- 3 委員の資質向上を自立的な運営で支える市町村社会教育委員の協議会  
—東京都市町村社会教育委員連絡協議会—
- 4 社会教育行政の動きと社会教育委員の位置 —神奈川県藤沢市の実践から—
- 5 社会教育委員と社会教育行政職員の関係性  
—社会教育行政の運営における社会教育委員の役割を探りながら—
- 6 社会教育主事と社会教育委員の相互作用 —島根県浜田市の事例から—
- 7 九州地区における社会教育推進体制について
- 8 社会教育委員(会議)と社会教育推進体制 —大分県の実践から—
- 9 自治公民館活動に根ざしたまちづくり —宮崎県綾町の事例から—

# ヒアリング調査レポートの概要

本研究では、全国の8つ地域におけるケースについて、ヒアリング等を行った。以下、本研究の主なテーマと関連する事項を、各々のレポートに記述された中から、示すこととする。なお、ここでは、レポートの番号を「R1」「R2」・・・と示す。

## 1 推進体制

### (1) 社会教育・社会教育行政の意義・重要性と現状・課題

#### ○ 社会教育推進体制の歴史と課題

R4：首長部局による公民館業務の補助執行や市民運営団体への業務委託などの動きを分析

R7：九州地区における公民館改革の動きを分析

#### ○ 社会教育・生涯学習推進体制の整備と地域づくりを目指した社会教育の推進

R2：全庁的な生涯学習推進体制のもとで、まちづくりのリーダー養成を推進している事例

R5：「ふるさと創成」という市の地域課題に対応して、公民館が子どもを対象とした史跡探訪の講座を実施している。

R7：地域総がかりで子どもを育む拠点として公民館が役割を担っている。

R9：中央公民館及び町当局の支援の下で、自治公民館を中核としたまちづくりを推進している。

### (2) ネットワーク型行政の推進

R6：県教育委員会の施策に基づき、市町村に「ふるさと教育ネットワーク会議」を設置している。

R8：県社会教育委員会会議の答申に基づき、「協育ネットワーク」の形成を図っている。

## 2 社会教育主事

### (1) ネットワーク型行政を推進する要の役割を果たしうる人事配置

R2：生涯学習推進本部事務局に教員生活で培った調整力を有する社会教育主事を配置している。

R6：派遣社会教育主事と行政の社会教育主事の複数配置のもとで、二人三脚で生涯学習・社会教育の横の連携と縦の連携を推進している。

## 3 社会教育委員

### (1) 社会教育委員制度の活性化

#### ○ 社会教育委員の選考方法の工夫等

R1：公募・他薦による社会教育委員の選任の導入

R6：社会教育主事経験者の校長を社会教育委員に選任

R 8 : 「名誉職」的な社会教育委員からの脱皮と実質的な活動を成し得る社会教育委員の選任  
○ 会議の活性化と答申・調査活動の推進

R 5 : 情報の共有や意見交換等による会議の活性化を図っている。

R 8 : 県社会教育委員会議がほぼ2年に1度のペースで答申を重ね、施策の充実を図るとともに、点検・評価を進めている。

○ 社会教育委員の広域的な連携による研修等の推進

R 1 : 4町の社会教育委員が自主的に連携組織を結成し、広域的な連携の下で研修を実施し、地域づくりを推進している。

R 8 : 県社会教育委員連絡協議会が、研修会、表彰、情報誌の発行を行っている。

## (2) 社会教育委員の独任制

○ 行動する社会教育委員

R 1 : 広域的な連携のもと、社会教育委員自らが行動することを重視した取組を行っている。

○ 教育委員会に出席して提言する

R 8 : 社会教育委員会議委員長が県教育委員会に出席して、答申のねらいや内容を報告し、教育行政施策への反映を図っている。

## (3) 社会教育委員と社会教育主事等との協働の推進

R 1 : 社会教育主事が社会教育委員の自主研修への教育委員会による支援の橋渡しを担っている。

R 5 : 議長のリーダーシップのもとで、社会教育委員と行政職員との「和やかな緊張関係」をもって会議を運営している。

R 6 : 答申等の作成と調査研究をセットにして、お互いに切磋琢磨しながら協働により取り組んでいる。

R 8 : 社会教育委員と社会教育主事（事務局）が目標に向かって協力して社会教育委員（会議）の活性化に取り組んでいる。



# 1 広域で高め合う社会教育委員の主体的な取組

—北海道空知管内「よんまちネット由南長栗（ゆな〜く）」の実践—

平成25年1月に「第6期中央教育審議会生涯学習分科会」での議論の整理が報告された。国の審議会では社会教育行政の在り方について集中的に取り上げたのは、生涯学習の振興方策全般について取り上げた平成20年答申を除けば、生涯学習審議会当時の平成10年答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」以来である。

この報告の中では、今後の社会教育行政の在り方についていくつかの課題が指摘されているが、その中の一つに地縁組織の機能低下等、地域社会の環境の変化への対応がある。全国的に見ても、NPOやボランティア団体等、地域の教育の担い手が登場しその活動の場を広げていることや、民間企業や大学等による社会教育活動が活発になったことにより、社会教育行政として取り組むべき施策の方向性や手法の変化等に必ずしも対応できていないことが指摘された。このことについては「自前主義からの脱却」という言葉で表現されている。

東日本大震災以後、改めて地域の絆の重要性が叫ばれ、平時から意図的にその絆を構築する取組を行うとともに、その絆を強固なものにしていかななくてはならないという気運が高まり、地域の人づくり、絆づくりを担ってきた社会教育の力に今一度、注目が集まっていることは間違いない。

戦後の教育行政の仕組みは、教育委員会という合議機関を核としてスタートし、その上で社会教育行政については、地域住民から選出される社会教育委員が、独立して職務を行う「独任制」をとり入れて制度化された。また、社会教育委員は教育委員会より意見を求められた場合の諮問機関としての役割も担ってきている。このように社会教育委員の制度は、社会教育そのものが地域に密着して推進されることを保障したものであることから、今までも、これからも重要な役割を果たすものである。

このような社会教育委員の活動について、今回、当研究委員会で実施した調査の結果によると、都道府県、市町村における答申や提言の数については必ずしも多いという結果ではなかった。社会教育委員は地域における様々な課題について「社会教育委員の会議」で議論を行い社会教育計画に反映させるとともに、積極的な答申や提言を行ってこそ、その機能が発揮され地域の活性化にもつながるものである。しかし、何らかの原因で実際には社会教育委員の活動に停滞化やマンネリ化がみられるのではないだろうか。

そのような状況にあって、ここでは複数の自治体の社会教育委員が広域的な連携のもと地域づくりを推進し、必要な知識や技術を身につける学習の機会を自ら企画・運営する等、行政依存ではなく、社会教育委員自らが行動することを重視した取組を紹介する。

なお、本事例の紹介にあたっては、北海道教育庁空知教育局学習支援課社会教育指導班・北海道教育庁オホーツク教育局学習支援課社会教育指導班の協力を得た。

## (1) 「よんまちネット由南長栗（ゆな〜く）」の概要

### ア 設立の経緯と趣旨

この組織は、人口の減少等により、地域の課題解決が各町単位では困難な状況を打破するため、由仁町・南幌町・長沼町・栗山町の4町の社会教育委員によって平成24年に設立された。

組織の設立は長沼町において平成21年度に社会教育委員数が15名から10名に減員されたことがきっかけとなっており、危機感を感じる中で行われた他管内との交流会や自主研修会等を経て、4町社会教育委員が広域的な連携のもと地域づくりを推進し、行政職員依存ではなく、社会教育委員自らが行動することを重視して活動を展開している。

## イ 活動の概要

活動としては、各町間の具体的なネットワークの構築を目指し、自主研修会の企画・運営をすることで、社会教育委員として必要な学習機会を創出している。その際、4町の行政職員(社会教育主事)は、活動上の助言やサポートに徹している。また、研修等の充実を図るため、学識経験者をオブザーバーとし継続的な指導・助言がもらえる仕組みを構築している。さらには、町の社会教育委員が主体的に取り組むことができるよう、会議や研修会等は4町の持ち回りとしている。

### ～組織の中核となっている長沼町の取組から～

	社会教育委員数・定例会議	自主研修
平成18年度 まで	人数 15名(定員15名以内) 定例会議：年間3回 集合研修：年間2～3回 他に研修旅行	
19年度	・全国協議会への参加費用などの 研修費が削減	・研修機会の減少を受けて自主研修スタート(同町の過去の社会教育主事が大学教授となっていることから、講師として招聘し学習することに)
21年度	・15名から10名に削減 (当時の実働数で判断された)	・5名×2グループに分け、自主研修を年1回実施 (委員間の意見交流) ・ほかに団体主催の事業の視察を実施
22年度		・佐呂間町、中札内村、南幌町との情報交流を実施 (佐呂間町で開催) ※北海道社会教育研究大会での出会いから、広域 交流へ発展 ・南幌町との交流会を実施 ・近隣4町で自主研修を実施
23年度	・10名中7名が入れ替わる	・文化・体育の2部会で、既存事業の検証を自主研修として実施 ・教委主催事業の内容等の検討 ・補助団体の取組の視察 ・佐呂間町、中札内村、南幌町との交流研修会を実施(長沼町で開催)
24年度		・近隣4町による連絡協議会を設立し、第1回研修会を開催
25年度	・公募枠を拡大し募集 ・応募者6名の全員委嘱を決定 ・12名となり、半数が公募(町内としては初)	・社会教育委員から町教委へ意見書を提出 ※2つの部会での調査研究や協議の報告書としてまとめ、公募枠の拡大など要望も盛り込み提出

## (2) 実践を後押しするもの

### ア 社会教育委員に対する広域的な研修会

地域特有の課題について、自らの地域だけで活動をしている社会教育委員では、その課題把握が困難であると同時に、課題解決を図るための方策を導き出すことも困難であろう。北海道においては、各市町村単独の研修会はもちろん、全道規模の研修会が「北海道社会教育委員研究大会」等により開催されている。また、14の管内ごとの研修会も開催されている。このような他地域との交流が図られる研修会の開催により、自らの地域と他地域を比較する中で地域特有の課題を見つけることができたり、課題の解決方策等についての情報を得る機会にもなったりしている。また、これらの研修会が互いに刺激し合い、協力し合う仕組みを作り出すきっかけとなっている。「ゆな一く」の立ち上げも、全道規模の研修会における出会いがきっかけとなっている。

### イ 他地域の活発な実践

「ゆな一く」の実践を後押ししている活動に、北海道佐呂間町の社会教育委員の活動がある。佐呂間町においては、平成17年度に、行財政改革の一環として行われた各種委員会の見直しに伴い、社会教育関係委員の統合・整理が実施された。平成18年度からは、図書館協議会、文化財保護委員会等の機能を含めた形で新たに社会教育委員の構成を行い活動している。現行の社会教育委員の構成については、自薦、他薦合わせて若干名が公募されているが、特に他薦による社会教育委員がメインであり、町によい人材がいたら社会教育委員自身も含め誰でも推薦できる仕組みとなっている。佐呂間町の社会教育委員の詳細は次のとおりである。

#### (7) 構成

- \* 人数は18名で、男女平等の観点から男女9名ずつ
- \* 年齢は、20代から60代まで
- \* 職業は、学校教員(管理職、一般教員)、農業、漁業、自営業、会社役員、団体職員、主婦等
- \* 任期は2年間。平成17年度以降、人数の増減はない。

#### (4) 会議・研修会等

- \* 定例会(社会教育委員の会議)は年4回。行政へ提言するという方針で実施。
- \* 部会としては、「芸術文化部会」と「中期計画中間検証部会」があり、それぞれ年5回程度、町の芸術文化振興や社会教育中期計画の策定に向けての話し合いを実施。
- \* その他、町民懇談会(年1回)や他町村の社会教育委員との研修会(年一回)を実施するとともに、各種研修会への参加により社会教育委員としての自己研鑽を図る。
- \* 「社会教育委員が自ら取り組まなければならないもの」「行政として諸般の事情ですぐ取り組めないもの」を委員が必要と判断し行っている取組については「自主活動」としている。

#### (ウ) 自主活動「しゃべろ場」

- \* 平成13年度に、当時「いじめ・自殺・殺傷」など青少年の問題に関する報道が多く流れ、佐呂間町の子どもたちの現状に社会教育の中でもしっかり対応すべきという観点から、「社会教育委員の会議」の部会として「子どもについて考える懇話会」という、「しゃべろ場」の前身となる取組をスタート。
- \* 「子どもについて考える懇話会」の活動を進める中で、平成15年度に「しゃべろ場」事業が誕生。「高校生と地域の大人が、様々なテーマをもとに本音で語り合う場」として現在も

継続実施。

\* 平成18年度からは「しゃべろ場 in オホーツク」とし、佐呂間町独自で開催してきたものを近隣の遠軽町、湧別町(旧上湧別町含む)に広げて実施。

## ウ 社会教育委員の選考方法の工夫

社会教育委員の中には、学校や団体等から選出される委員がいるが、その実態としては役職等による当番でその職に就く委員も少なくない。従って、委員としての経験年数が少ない場合や、研修等の不足から社会教育委員の役割自体が分からないまま会議に参加するなどのケースも多いのではないだろうか。

そのような中、即戦力となり、積極的に活動できる社会教育委員を公募で選出するために、4町の社会教育委員は自主的に地域へ出向き、まちづくりや家庭教育、スポーツ振興などの分野で活躍する人材の公募の意欲を高める活動を行っている。このような日常的な取組により、様々な分野で当事者意識を持つ主体的な社会教育委員が確保されている。

## エ 活動を活性化させるキーパーソンの存在

### (ア) 学識経験者による支援

社会教育委員の会議に限らず有効に機能し発展する組織では、中心となるリーダーの存在が重要であり、誰をリーダーにするのか、リーダーをいかに育成するのかは組織の発展にとって重要な課題となる。また、組織に所属する個々人の資質の向上も不可欠である。

そのような観点からすると、地域の中にいる社会教育委員は、地域や組織を的確に診断し、目標の設定や評価を行うといった取組を行うのにはかなりの専門性が求められるため、社会教育委員の研修会等だけでは、その任を果たすことは困難と言える。

本事例の4町の活発な実践の陰には、学識経験者による意図的な支援がある。日常的な社会教育委員に対するアドバイスはもちろん、社会教育委員の基本的事項に関する学習機会の提供、他地域の先進事例の紹介、さらには、取組の具体的な発信方法等の実践を深め広める意図的な支援があったことが重要なポイントであると言える。

### (イ) 社会教育主事の活躍

社会教育委員による自主研修等を開催するには、教育委員会事務局の理解が必要となるが、この理解を得るために社会教育主事はその橋渡しを担っており、社会教育委員の会議の充実を図る上でも重要な役割を担っている。特に、社会教育主事による成果の発信等により、教育長や管理職からも社会教育委員の主体的な取組が評価されており、公募枠の拡大など活動のさらなる充実にも結びついている。社会教育主事による積極的な関わりもさらに期待されている。

このように社会教育主事は、「住民と行政のパイプ役となる社会教育委員」と「教育行政(いわゆる事務方)」とのギャップを調整し、教育施策の充実・発展につなげるという重要な役割を担っている。この社会教育主事の存在がなければ、自主研修や広域連携などの実現はなかったと考えられる。

加えて、組織の設立時のみならず、研修事業の展開にあたっては、会合や研修会の前後に4町の社会教育主事が必ず打ち合わせを持つなど連携を密にし、サポートのあり方や方向性などを確認している。このような関係が構築されている陰には、社会教育主事等による管内レベルの任意団体の存在がある。

### (3) まとめ

本事例は社会教育委員の主体的な取組であるが、その取組の陰には、社会教育委員を支える社会教育主事や学識経験者等の適切な支援を感じ取ることができる。平成22年3月に北海道社会教育委員の会議より出された提言の中では、北海道の市町村における社会教育委員の経験年数は、2年未満が38.9%で最も多く、また、「社会教育委員の会議」の行政担当者は、68.7%が社会教育・生涯学習担当係長や主査であった。経験不足の社会教育委員と行政担当者が社会教育行政の施策を担うのは困難であり、社会教育を理解した社会教育委員の存在はもちろん、専門的教育職員である社会教育主事の活躍が求められ、それぞれの資質を向上させるための研修の充実が必要である。社会教育法第17条において、社会教育委員は「必要な調査研究を行う」とされているが、実態としては厳しい財政状況の中、調査研究はもちろん研修会の開催も難しい状況にあるのではないだろうか。

このような状況にあって、本事例は、社会教育委員の選考方法や研修機会の充実、さらには、社会教育委員と社会教育主事との有意義な連携等に関わり参考となるものであると考える。各自治体において社会教育委員の資質や能力を高め活かすためには、教育委員会事務局の専門的教育職員である社会教育主事の力量に関わっている。同時に、社会教育委員の積極的な活動が社会教育主事の力量を高めることにもなり、この両者の活躍が各地域における社会教育活動を充実させ発展させていくことは間違いない。

(文責：濱中昌志)

## 2 まちづくりのリーダー養成と生涯学習の推進体制

—栃木県矢板市の事例から—

### (1) はじめに

栃木県矢板市は、人口34,494人(平成25年12月1日現在)のまちである。農村部で就職機会が少ないために、若者中心に人口が減って来ている。しかし、若い世代が核家族化しているために、世帯数にはあまり変化がない。約4人に1人が高齢者で、ここに昔から住んでいる人が多い。また、このまちに愛着を感じている住民が多い。

矢板市では、全庁的な生涯学習の推進体制を整備して、事務局を教育委員会生涯学習課に置き、まちづくりのリーダー養成を推進し、市民力の向上や市民の絆の強化を図っている。事務局には、事業を推進する専門的職員として、教員生活で培った調整力を有する社会教育主事を配置している。

以下、教育委員会生涯学習課の増渕直嗣副主幹兼社会教育主事、高橋智明主査、石下清香主任へのヒアリングに基づいて記述する。

### (2) 生涯学習の推進体制と推進計画

#### ア 「生涯学習によるまちづくり」を重点施策に位置づける

矢板市では、現在3期目に入っている遠藤忠市長のリーダーシップのもと「生涯学習によるまちづくり」を重点施策の1つに入れて取り組んで来た。このため、生涯学習推進本部を設置して行政が一体となって取組、「市民力」の育成や市民の絆づくりに力を入れている。

#### イ 生涯学習の推進体制

矢板市では平成6年に生涯学習推進本部を設置し、生涯学習に関する諸施策の総合的な企画・推進、生涯学習に関わる調査研究、生涯学習の普及奨励等の事務を所掌することとした。

本部は、本部長、副本部長、委員をもって構成し、本部長に市長、副本部長に副市長及び教育長、委員に部長等(現在は課長)を充て、事務局は教育委員会生涯学習課が担当している。

推進本部には、幹事会(庁議のメンバー<課長クラス>で構成)と専門部会(課長が指名した職員で構成、年2回開催)が置かれている。

幹事会は本部会議に提出する原案の作成、本部の決定した施策の推進に関し、必要な事項を処理する。

専門部会は幹事会に付議すべき事項の調査研究及び必要な連絡調整を行うことを任務とする実務者の集まりである。このため、お互い顔を合わせることによって連携を図りやすい。生涯学習課が他部局と連携を図った例としては、総務課が主管する行政区長(町内会代表)会議において研修会や視察などを行っているが、生涯学習課が担当する「ふるさと創年大学」と合同で実施して、生涯学習の先進地への視察研修を行った。

生涯学習課はまなび担当、文化担当、スポーツ担当の3つのセクションから成っている。課内における連携を重視して、大きな事業は全課をあげて取り組んでいる。毎朝5分程度の打ち合わ

せを行い、共通理解を図っている。これにより、本人の外出中に市民からの電話があっても「何時ころ戻る予定である」など、心のこもった対応が来ている。

#### ウ 生涯学習推進計画の策定について

生涯学習推進計画は、現在2011～2015年の3期計画に入っている。全庁的な計画であり、各部署の生涯学習施策が盛り込まれている。これにより、他部署との重複を避けたり、相互の連携を進めやすいという利点がある。

「自分を高め、磨きあい、つながりあふるさとづくり」を基本理念に掲げ、「市民力の向上」と「つながりの強化」を基本方針に掲げて、基本目標は「学びの広場の充実」（学ぶ）から「市民力の実践」（生かす）へ、そして「つながりの強化」（つくる）へ、さらに「推進体制の機能充実」（広がる）へと発展を図るものである。これに基づいて、施策の方向と方策が示されている。

一昨年の3.11東日本大震災をきっかけとして市民の中に絆の形成を重視する機運が強まり、それまで「点」で活動していたものが少しずつ「線」になり、横のつながりが出来てきた。行政職員の間でも、担当部署や担当係を超えて連携する動きが前に進みつつある。

#### エ 市長・教育長のリーダーシップについて

生涯学習推進本部を設置して、一体となって生涯学習のまちづくりを進める上で、市長のリーダーシップが大きかった。市長は以前栃木県教育委員会生涯学習課長などを歴任し、社会教育や生涯学習に精通され、事業についても、指導・助言を仰ぐことがあるという。例えば、市長のアドバイスで新規に実施した事業がふるさと創生大学である。

教育長も、生涯学習を推進する立場から、「ふるさと学習推進事業」など、青少年健全育成や家庭教育に関する事業に対して、厳しい財政事情の中で予算面でも配慮されている。

また、現市長のもとで、職員の「地域参画力の推進」が計画に盛り込まれた。これは、「市役所の職員である前に、地域住民の一員である」という考え方に立って、同じ市民の一人として地域活動に参加・参画することを奨励するものである。これにより、職員の地域活動への参加が広がり、職員自身の地域への理解や市民とのつながりが深まり、地域参画力が高まってきたと思う。

#### オ 教育委員会に生涯学習課が置かれるメリットについて

生涯学習の対象は子どもから高齢者までであるが、矢板市では子どもを対象とした事業が非常に多い。その際、学校との連絡・調整を図りやすいということが最大のメリットである。教育総務課と同じ建物に入っていることで、情報も得られやすい。欲を言えば、市長部局の子ども課もこの建物に入ってくれば、もっと連携が取りやすいと思う。また、社会教育主事が子ども課に出向する形で配属されるとさらに連携が取りやすいであろう。

### (3) 社会教育主事の配置と求められる資質・能力について

生涯学習課に社会教育主事（増渕氏）が1名配属され、生涯学習推進計画の策定、事業の実施、関係機関との連絡・調整などの業務を担当している。

社会教育主事に最も求められる資質・能力は、調整力である。これは、経験の力が大きい。増渕氏の場合はこれまでの17年間の中学校の教員生活の中で、野球、女子バスケット、陸上などの部

活の指導経験が役に立った。子どもへの指導経験だけでなく、保護者との関わりの中で得た経験や、他校の先生方との交流などが役に立っている。また、生徒指導担当として保護者や関係機関との連絡、問題の未然防止や起きた場合の迅速な対応、フットワークの良さなどの経験も大きい。

それから、人前に出る場合のプレゼン力も学校現場での指導経験が活かされている。この点は、行政職員の多くは得意でないし、あまりやりたがらない傾向がある。一方で、与えられた仕事をきちとこなす能力は身につけている。

社会教育主事に求められる計画立案能力については、学校教員は、学校教育と関わる範囲で地域と連携しているので、経験が限られている。これに対して行政職員はまち全体に関わる仕事をしている。したがって、行政職員と連携して、ノウハウや経験力を借りることによって、より良い計画づくりが出来ると思う。その意味でも調整力が重要と思う。

#### (4) 生涯学習・社会教育に関する事業の実施状況と成果

##### ア まちづくりのリーダー及び実践者を育てる

生涯学習課では、創年大学、矢板武塾、スポーツカレッジ、公民館講座の4つをまとめて「ふるさと大学」として指導者育成・普及事業を実施している。また、家庭教育を推進する事業として、公民館で家庭教育学級及び親子を対象とした講座を実施している。教育委員会では、県の家庭教育オピニオンリーダー研修会終了者が結成した矢板支部の「ほっぺの会」の活動を支援している。会員は8名で、就学前健康診断の際の「子育て学習」の開催、公民館の託児ボランティア、家庭教育支援者のための折り紙教室などの活動を行っている。

全庁的に連携した生涯学習事業としては、生涯学習出前講座を行政編と市民編の2本立てで実施している。行政篇は、市の職員が市民の要請に応じて業務を生かした講義を出前で行うものである。市民篇は、生涯学習の指導者・リーダーを市民から募集し、登録して活用を図っている。出前講座の情報誌を全戸配布し、市の広報誌でのPR、ホームページへの掲載などにより、幅広く活用がなされて来ている。以下、創年大学と矢板武塾について紹介する。

##### イ ふるさと創年大学について

学習を通じてまちづくりのための市民力を高める目的で、8年前に市長のリーダーシップにより誕生した。当初は、8回くらいの講座の中で、全国の先進地の方をお招きして、うまく行った点や苦労話などを話していただくことに重点を置いた。受講者は、最初のうちは「あの町だからできたのだ」という反応であったが、回を重ねるごとに、どんどん意識が変わってきた。「自分たちと同じ一般の人がここまでやったんだ」ということで、親近感をもち、「自分たちも頑張れば出来るかも知れない」と。

そして、毎年継続して実施する中で、学習から実践へと発展していった。最初の2年間は聴講だけであったが、受講者も聞いているだけでは満足しなくなった。そこで、3年目からテーマ別のワークショップを取り入れた。例えば、子どもだけでなく親の世代も含めて参加者が減少してきたどんど焼き、開催そのものができなくなった年中行事である秋祭りや伝統的な料理の七草粥などについて、その意義や内容を調べて冊子にまとめた。まとめるに当たっては、聖徳大学の清水英男教授にご指導いただいた。

この次に、自分たちでやれるものをやってみようと、小学校の統廃合で廃校になった小学校を



会場にして、新たな秋祭りの開催に取り組んだ。創年大学生が中心になり、それまでは、地域の団体が一緒になって何かをやるということは無かったが、子ども会連合会、婦人会、男女共同参画啓発団体などに協力していただいた。その結果、スタッフだけでも150人程集まった。当日の参加者は300人くらいであった。

#### ウ 矢板武塾について

矢板武塾は、幕末から明治にかけての近代日本の成立期に栃木県北部の産業振興や教育・文化等多岐にわたる業績を残した地元の偉人、矢板武にちなんで命名された。運営に当たっては、宇都宮大学の陣内雄次教授に指導していただいている。

創年大学との違いは、まちづくりワークショップの手法や事業プラン作成に当たっての調査方法、プラン作成の手法、プレゼンテーションの手法などを学び、最終的にはまちづくりプランの発表会を行い、参加者に協力の意思表示をしていただき協力者と一緒にプランの実現を図るのが特徴である。毎年時宜に即したテーマを設定し、例えば、道の駅が出来た時には、「地域ブランドの開発」というテーマで実施した。こうした取組の結果、講座終了後の活動として、駅前イルミネーションの取組、駅前で鯛焼きを営業、環境をテーマとした取組をしている団体、矢板武記念館の蔵を再生するためのイベント等を実施する団体などが生まれている。毎回10名を募集して、その中で2～3つのグループを作ることにより、お互いに刺激し合って違った視点でプランニングをすることを意図している。

#### エ 「生涯学習によるまちづくり」の取組と住民意識の変化

以上のように、「生涯学習によるまちづくり」を重点施策の一つに据えて、「市民力」の育成に力を入れて来た。

以前は市民がまちの良さに気づかないで、「隣の町にはこういう施設があるのに」といった、無いものねだりの意識が非常に強かった。しかし、「今有るものがすばらしいんだ」とか心の豊かさを求めることの意義を再認識していただくとうまちづくりを進めて来て、その成果が出て来ている。

また、以前は行政頼みの気持ちが強かったが、自分たちの手で住みよいまちをつくって行こうとする機運が広がりつつある。例えば、町内会（矢板市では「行政区」と称している）に都市公園があるが、住民が自分たちの手できれいにしようという取組が広がっている。

### (5) おわりに

矢板市では、市長の優れたリーダーシップのもとで、生涯学習の推進体制を整備してまちづくりのリーダー養成を推進し、市民力の向上や市民の絆の強化を図っている。

生涯学習の推進という場合、市民の学習ニーズに対応した学習機会の提供などの学習支援に重点を置きがちであるが、矢板市においては、社会教育の重要な役割である住みよいまちづくりを目標に掲げて、積極的に取り組んでいることが特徴的である。

生涯学習推進の事務局が教育委員会生涯学習課に置かれていることについては、学校教育との連携を図りやすいというメリットが指摘された。学校と家庭、地域社会との連携推進が求められる今日、重視すべきポイントであろう。一方で、よく指摘されることは、教育委員会に社会教育課ない

しは生涯学習課が設置されている場合には、首長部局との連携が図りにくいということである。この点に関して、矢板市においては、市長を本部長とする生涯学習推進本部が機能しており、その事務局を教育委員会生涯学習課が担うことによって、連携が図りやすくなっている。優れた資質・能力を有する社会教育主事を配置することの重要性も、矢板市は示唆している。

今後、このような生涯学習推進体制を継続的に発展させていくことが期待される。このためには、首長が交替しても、次の首長に受け継がれていく体制づくりが求められるであろう。そのための重要なポイントの1つは、住民・関係機関との協働及び第三者評価の推進など、住民参画による体制づくりを進めることにあると思われる。その際、社会教育機能をさらに高め、家庭・地域社会と学校の連携を推進する立場から、社会教育委員制度のさらなる活用を図ることも期待したい。

(文責：上條秀元)

### 3. 委員の資質向上を自立的な運営で支える市町村社会教育委員の協議会

—東京都市町村社会教育委員連絡協議会—

#### 1 東京都市町村社会教育委員連絡協議会について

##### (1) 東京都市町村社会教育委員連絡協議会の設立経緯

東京都の市町村に社会教育委員を設置する動きが活発になったのは、表1でわかるように、昭和34年の社会教育法の改正以降のことである。

東京都市町村社会教育委員連絡協議会（以下、「都市社連協」）の設立の詳細については、都市社連協の資料としては残っていないが、東京都立多摩社会教育会館発行の資料※によれば、昭和35年度に大阪で開催された全国社会教育委員研究協議会に参加した八王子市、武蔵野市、三鷹市の社会教育委員が、横の連絡組織をつくってみようと相談したことが原点である。

そして、昭和36年度に「東京都十市社会教育委員連絡協議会」の結成総会を開催し、宿泊研修会と研究大会の活動が始まり、昭和37年度には、①定期総会の年1回の開催、②研究大会の年1回開催、③宿泊による管外研修を1回開催、④必要に応じて理事会開催、の4つを柱に活動が始まっている。

※ 「東京都市社会教育委員連絡協議会設立の頃—中島行雄氏の証言からその足跡を辿る—」『戦後三多摩における社会教育のあゆみⅢ』東京都立多摩社会教育会館、1990、pp.30-31.)

##### (2) 現在の組織・運営

###### ア 構成区市町村と社会教育委員数

現在、東京都には、23区26市5町8村があり、社会教育委員は7区26市5町に設置されている。

都市社連協は東京都市町村の社会教育委員をもって組織される（東京都市町村社会教育委員連絡協議会会則（以下「会則」）第4条第1項）が、平成25年度は、いわゆる三多摩の市町村（26市3町1村）のうち檜原村を除く29市町（26市3町）で構成されている。

平成20年度から24年度までの、都市社連協の会員数（市町における社会教育委員総数）の年度別推移は表2のとおりである。

【表1】  
多摩地域における社会教育委員の設置年

瑞穂町	昭和26. 8. 1
町田市	27. 4. 1
八王子市	29. 4. 1
武蔵野市	30. 6.15
村山町	33. 9. 1
立川市	34.10.19
青梅市	34.11. 5
三鷹市	35. 3. 1
日の出村	35. 4. 1
保谷市	35. 4. 1
小平市	35. 4. 1
国分寺市	35. 6.21
昭島市	35. 8. 1
府中市	35.10. 1
小金井市	36. 4. 1
調布市	36. 4. 1
福生町	37. 4. 1

出典：『戦後東京都教育史 下巻』

東京都立教育研究所、1967（再版1972）、P.46.  
から多摩地域部分を抜粋

【表2】 平成20～24年度 社会教育委員数等

平成20年度	委員数 266人	委員定数 285人
21年度	委員数 277	委員定数 295
22年度	委員数 273	委員定数 288
23年度	委員数 277	委員定数 292
24年度	委員数 252	委員定数 270

出典：東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課『区市町村生涯学習・社会教育行政データブック』平成20～24年度の各年度版

#### イ 都市社連協の目的と事業

都市社連協は、社会教育の振興を図り、その充実を期するため、社会教育委員相互の連携を密にし、あわせて委員資質の向上を図ることを目的とする協議会で、会則にもその旨規定している（第2条）。

また、この目的を達成するために、①委員相互の連絡、②交流大会・社会教育委員研修の実施、③調査研究、④顕著な功績者の表彰等の事業を行っている（第3条）。

#### ウ 運営の体制

都市社連協の運営は、会長の所属する市町村教育委員会内に事務局を置き（第1条）、任期1年で会長1名、副会長2名、会計1名、会計監査2名等の役員体制（第5条、8条）で、市制施行順等の持ち回りで担当している。

会長が招集する会議として、総会、理事会、拡大役員会、役員会が開催されている（第9条第1項）。

運営に関わる経費は、分担金、補助金、寄付金、その他の収入によっているが、分担金が最も大きな収入源である。分担金は一市町25,000円で、平成25年度は170万円程度の年間予算規模で運営されている。

委員研修の組織として構成市町を5つのブロック（各5～7市町）に編成（第4条第2項）し、各ブロックで幹事を持ち回りで担当して、ブロック研修の企画・実施を行っている。

また、会則とは別に、表彰に関し、「東京都市町村社会教育委員連絡協議会表彰規程」を定めている。

#### エ 平成25年度の活動概要

現在、都市社連協では、年間の統一テーマを設定し、そのテーマのもと、ブロック研修も含めて活動に取り組んでいる。24年度の統一テーマは「絆－わたしの輝くまちづくり～“つなぎあい”は“にないあい”へ～」、25年度は「『我がまち意識』を次代に育む社会教育」である。このテーマは、いずれの市町にも共通あるいは関連する事柄を設定するよう、次年度会長予定市が原案を作成し、総会前の役員会で検討して案を作成し、総会で承認を得て決定する。この統一テーマは、活動の全体の方針となり、ブロック研修もこれを踏まえて企画・実施されている。

都市社連協の主な活動は、交流大会・研修、ブロック研修、記録誌の発行、表彰の4つであり、この統一テーマのもとに活動している。

交流大会・研修は、「交流大会・社会教育委員研修会」と称し、統一テーマのもと、社会教育委員が相互に交流することにより、連絡を密にし、併せて資質の向上を図るとともに、社会教育活動の振興に寄与することを目的に、年1回、12月初旬頃に行われている。

ブロック研修は、5つのブロックで実施され、統一テーマのもとにブロックごとにサブテー

マを設定し、年1回、おおむね10月から11月の間に研修会を実施している。平成24・25年度の研修内容は表3のとおりで、企画の内容や進め方には、他の委員との交流、地域伝統芸能の紹介、特徴的な社会教育活動の事例発表、社会教育施設等の視察など、ブロック幹事の市町の社会教育委員と事務局の工夫が凝らされている。また、研修終了後に懇親会を設けるブロックも少なくなく、毎年度の定例行事化しているところもあるという。

【表3】 平成24・25年度 ブロック研修の内容

	平成24年度	平成25年度
ブ ロ ッ ク	統一テーマ 絆－わたしの輝くまちづくり ～“つなぎあい”は“にないあい”へ～	統一テーマ 「我がまち意識」を次代に育む社会教育
第 1	○土曜日午後・2時間30分 ○テーマ：人づくり、まちづくりと理想郷の実現について ○アトラクション 創作和太鼓 鼓打魔 ○講演 青木 國太郎(前・日の出町長)	○土曜日午後・2時間30分 ○テーマ：地域の心を子どもたちへ ○事例発表 武本 正明(奥多摩町川野車人形子ども教室) ○情報交換会(4グループ) ○発表
第 2	○土曜日午後・3時間 ○テーマ：学校支援の方策について～地域で育む、地域の連携 ○講演会 松田 恵示(東京学芸大学教授) ○意見交換会 ・各市事例紹介 ・グループディスカッション(4グループ)	○土曜日午後・3時間 ○テーマ：地域教育力を高めるための具体的な取組～学校を核にして～ ○実践事例報告 ・永島 宏子(国分寺市社会教育委員) ・酒井原美穂(国分寺市社会教育委員) ○リフレッシュタイム ～軽体操とじゃんけんゲーム 岡本 公子(国分寺市社会教育委員) ○意見・情報交換(5グループ)
第 3	○土曜日午後・3時間 ○テーマ：市民がつくる生涯学習への新たなこころみ ○シンポジウム「赤レンガプロジェクトによる生涯学習」 ○分散会形式による意見交換(5グループ) 「社会教育委員の実践活動から育まれるもの」	○土曜日午後・3時間 ○テーマ：社会教育委員にいま地域が求めること ○講演「生涯学習センター(クリエイトホール)の現状について」 新井 雅人(八王子市教育委員会生涯学習スポーツ部長) ○講演「社会教育委員にいま地域が求めること」 田中 雅文(日本女子大学教授) ○グループ別意見交換
第 4	○木曜日午後・2時間30分 ○テーマ：防災への取組を通じた学校・家庭・地域との関わりについて ○事例発表「小平第八小学校の取組」 百田 真治(NPO法人プラス・アーツ) ○講演会「学校・家庭・地域の絆の大切さ～東日本大震災を受けて」 長田 徹(文部科学省生涯学習政策局社会教育課地域・学校連携推進室連携支援係長)	○月曜日午後・2時間 ○テーマ：住職として関わる市政と生涯学習について ○講演会 寺本 亮洞(住職) ○施設見学 ・国体山岳協議施設 ・概要の説明及び第一体育館のクライミングウォールの見学
第 5	○土曜日午後・3時間30分 ○テーマ：市民をつなぎ まちをつむぐ～世代間交流にみる「学び返し」 ○アトラクション 府中囃子保存会 ○基調講演 小林 繁(府中市生涯学習審議会委員・明治大学教授) ○事例発表 ・武蔵野ジャンボリーについて ・新しい形のイベント・お祭りなどを通じた地域主体の世代間交流及び、それから発生する「学び返し」の実情 ・小金井薪能について	○土曜日午後・3時間 ○テーマ：市民参加の演劇で社会教育を考える ○演劇上演『シャドーボクシング』 ○出演者インタビュー ○全体討議

記録誌の発行は、『社会教育委員活動記録』と題する冊子で、毎年度末に、350部を発行している。主な内容は、一年度間の記録として、①各市町の社会教育委員の活動記録(委員数、会議回数、主な審議内容、自主研修・管外視察研修、答申等)、②ブロック活動報告(ブロック研修の日時、会場、出席者数、講演概要等)、③交流大会報告(日時、内容、表彰受賞者氏名、講演会内容概要)、④社会教育委員活動実践事例(1市)、⑤資料(全国大会等参加状況、会則、表彰規程、役員等ローテーション表、役員名簿)を掲載している。

表彰は、社会教育の振興に顕著なる功績のあった者で、都市社連協の発展に寄与した社会教育委員を表彰するもので、表彰規程等に則り、5年以上の社会教育委員の在任者に感謝状を贈呈している。

なお、平成24年度までは、4月の総会の際に研修会を実施するとともに、12月の交流大会時に表彰を行っていたが、それぞれの活動の目的を明確化と簡素化を目指した活動として、平成25年度からは、表彰は総会時にあわせて行い、また、交流大会は委員相互の交流も意図した研修機会となるよう、「交流大会・社会教育委員研修会」として活動に取り組むこととした。

年間の定例的な活動は次のとおりで、平成25年度の活動の内容(予定含む)は表4のとおりである。

- ・総会(年1回)
- ・理事会(全市町、年2回)
- ・拡大役員会(会長・副会長・会計・ブロック幹事、年3回)
- ・役員会(会長・副会長・会計、年5回)
- ・ブロック研修会(5ブロック、各年1回)
- ・交流大会・社会教育委員研修会(年1回)
- ・表彰(年1回)
- ・活動記録誌の発行(年1回)

【表4】 平成25年度 都市社連協の年間の活動

年 月	区 分	名 称	内 容
平成25年 4月	会 議	定期総会	24年度事業報告, 同会計決算・監査報告, 25年度事業計画, 同予算, 同役員等
5月	会 議	役員会・拡大役員会 (第1回)	○報告: 全国社会教育委員連合総会等 ○協議: 25年度事業日程, ブロック研修会, 全国社会教育委員連合表彰, 関プロ大会分科会事例発表等
7月	会 議	役員会・拡大役員会 (第2回)	○報告: 全国社会教育委員連合の動向, 関プロ大会分科会事例発表等 ○協議: 25年度ブロック研修会, 同交流大会・研修会等
		理事会(第1回)	同上
9~11月	研 修	ブロック研修	5ブロックで各1回実施
10月	会 議	役員会・拡大役員会 (第3回)	○報告: ブロック研修会等 ○協議: 25年度交流大会・研修会, 活動記録の編集等
12月	交流大会	交流大会・社会教育委員研修会	ブロック研修会実施報告, 基調講演, グループ討議・発表等 平成26年
平成26年 1月	会 議	役員会(第4回)	○報告: 全国社会教育委員連合の動向, 25年度交流大会・研修会等 ○協議: 26年度統一テーマ, 同総会議案等
2月	会 議	役員会(第5回)	○協議: 26年度総会議案等
		理事会(第2回)	○報告: 全国社会教育委員連合の動向, 25年度交流大会・研修会等 ○協議: 26年度統一テーマ, 同総会議案等
3月	記録誌	「社会教育委員活動記録」の発行	各市町社会教育委員活動・ブロック活動・交流大会・研修会の記録報告, 活動実践事例など

### (3) 都市社連協の活動の視点と今後の課題

現会長の川津紘順氏(羽村市社会教育委員の会議議長)によれば, 平成25年度は, 特に次のような視点で活動に取り組んでいるという。

一つ目は, 社会教育委員の相互交流を重視した活動である。川津会長は, 地域ではボーイスカウトやレクリエーションの活動, 羽村市放課後子ども教室のコーディネーター, 学習コーディネーター, 保護司と様々な活動に取り組まれており, 10年にわたる社会教育委員(うち議長7年)という経験から, 社会教育委員の資質向上は他の委員, 他地区の委員との交流を通じて, 他地区の委員活動や会議の行われ方を知ること, 自分の委員活動を見つめ考えることが最適であると考えており, 「交流」をキーワードに今年度の活動全体や個々のプログラムや内容を考えている。

例えば, 交流大会・社会教育委員研修では, 文部科学省職員による社会教育行政をめぐる動向と社会教育委員への期待に関わる講演, 各ブロック研修の報告発表の後, 参加した社会教育委員の所属市町を越えて10グループに分かれ, 「平成26年度の都市社連協統一テーマを検討する」をテーマ

に討議を行った。さらにグループでの討議状況を全体発表して課題を共有してプログラムは終了するが、プログラム外企画として「懇親会」を行い、昼間のグループごとにテーブルを囲み、さらなる懇親と交流を深める機会を設けるなど、交流を軸にしたプログラムを実施している。

二つ目には、個々の社会教育委員の資質向上と都市社連協の一体感を目指した統一テーマの設定である。

都市社連協では、毎年度、統一テーマを定め、活動を行ってきているが、過去には、交流大会や研修のテーマに位置づくだけで、そのテーマが個々の社会教育委員にあまり意識化されないこともあったという。近年は、29市町全体に共通するテーマを設定し、そのテーマのもとに交流大会やブロック研修を行い、また市町の委員活動で深めていくことで、社会教育委員、そして都市社連協の一体感を目指すテーマを設定している。特に、川津会長は、現在の多摩地域は他県等から移り住んでいる人が多く、その大人には住んでいる地域は出身地や故郷ではないが、子どもにとってはその土地が故郷になっていくから、その地域や自治体を大切にすることを大人に育てていくことが大事と考えており、今年度の統一テーマ「『我がまち意識』を次代に育む社会教育」を提案したという。このテーマは総会で了承され、ブロック研修、交流大会・社会教育委員研修会に反映されて取り組まれている。

今後の課題で最も大きなことは、会長をはじめとする役員や事務局の持ち回りから生じる問題をどのように克服するかである。言い換えれば、活動の蓄積と継続性をどう確保するかということである。都市社連協の会長と事務局は町を除く26市で持ち回ることから、会長の前2年間に務める副会長の期間を含めてもその役が回ってくるのは約四半世紀に一度のこととなる。そのため、役回りの3年間、特に会長と事務局の1年間をそつなくこなそうとする気持ちについついなくなってしまうと川津会長も現事務局の職員も言う。

例えば、都市社連協の活動の特徴の一つである統一テーマも毎年度定めていくことを活動の継続性の観点からどう考えていくか。数年間同じテーマとすることも一案だが、会長等を持ち回りで行う限り、テーマを定めた次の年度から数年間、“与えられた統一テーマ”で活動することになり、それが一層そつなくこなそうとする一因になる可能性がある。26市3町の社会教育委員は、委嘱区分はもとより、社会教育への理解と関わり方は様々だが、社会教育に関し識見を有する社会教育委員が市町を越えて統一テーマのもとに集い活動する意義の共通理解を図り、その意義を踏まえた活動を行い、継続していくことが課題となっている。

## 2 都市社連協の活動の特徴的なこと

以上のヒアリングから、現在の都市社連協の活動と運営の特徴的と思われることを考えてみよう。

第一に、社会教育委員である役員と事務局との連絡が密で、運営がスムーズに行われているということである。都市社連協の主人公は当然のことながら加盟市町の社会教育委員であり、会長以下の役員であり、事務局は裏方である。とはいえ、会議や活動に際しては事務局のサポートなしには運営ができない。日常的には顔を合わせない29市町250人超の社会教育委員のまとめ役となり、活動の方針を定めて運営する役員を支えるのは事務局であるから、役員と事務局が運営の意思疎通を図っていくことが、協議会の運営には欠かせないといえるだろう。

第二に、自立的な運営を行っていることである。設立当初から現在まで市町村社会教育委員により構成され、東京都の社会教育委員が加入していないことから、財政面、運営面ともに自主的な運



営がなされていることである。総会や理事会などで東京都教育庁の生涯学習課長等が招かれ、挨拶や国・東京都の社会教育・生涯学習をめぐる情報提供をすることはあるが、運営にかかわる一切のことがらに東京都の関与はない。このことが市町村の社会教育委員に自らが運営する団体という意識や、多摩地域の社会教育委員の仲間という一体感が生じ、都市社連協の活動やブロック研修のプログラムを意味あるよりよいものにする工夫に取り組んでいると考えられる。

第三に、都市社連協の活動、特に研修活動が個々の社会教育委員の資質向上に貢献していることである。社会教育委員が参加できる研修の機会は様々あるが、都市社連協の研修は、社会教育委員を対象にして、「知っておくべきことや知っておいたほうがいいこと」をテーマ・内容としているため、研修を通じて、個々の社会教育委員が委員としての自分に期待されていることを理解し、委員活動にいかされていると考えられる。

(文責：稲葉 隆)

〈ヒアリング先〉

○東京都市町村社会教育委員連絡協議会

会 長 川津紘順(羽村市社会教育委員の会議議長)

事務局 羽村市教育委員会生涯学習部生涯学習総務課

○西東京市教育委員会社会教育課

社会教育主事 神田園子(西東京市社会教育委員担当)

## 4 社会教育行政の動きと社会教育委員の位置

—神奈川県藤沢市の実践から—

### (1) はじめに

藤沢市は、平成25年現在、人口41万8千人、神奈川県湘南地区にあり、社会教育関係者の間では、古くから社会教育に積極的な都市としての評価がみられたところである。

この街の、最近の動きは、日本全体の社会教育の動きと同期しているように考えることができる。詳細まで正確な調査ではないが、その動きの概要を把握することによって、社会教育、とりわけ行政の担う社会教育の現在の問題点のいくつかについて検討してみよう。

### (2) 社会教育委員会議の答申・建議・報告・提言

藤沢市には、社会教育委員が置かれている。委員定数は15人、任期2年（藤沢市社会教育委員に関する条例[昭和34年3月]。藤沢市社会教育法施行条例[昭和25年3月]を廃止して制定）。さらに、藤沢市社会教育委員会議規則[昭和37年2月：教育委員会規則]により、委員互選の1年任期の議長・副議長によって議事が進められ、「定例会は毎月1回」、臨時会は必要に応じ議長が招集、と決められている。

社会教育委員会議は、基本的に答申・建議・報告・提言等を2年間でまとめることが大きな役割であると思われる。そのタイトルを列記すれば以下のとおりである。

1976年6月	社会教育委員会議答申	社会教育関係団体の具体的育成方策について
1977年5月	社会教育委員会議建議	社会教育振興のための広域施設について
1978年3月	社会教育委員会議建議	青少年のための広域施設について
1980年6月	社会教育委員会議答申	地域文化創造の拠点としての地域施設（公民館）の運営のあり方について
1982年6月	社会教育委員会議建議	少年たちのための公民館活動への一つの提言
1984年2月	社会教育委員会議提言	藤沢市の社会教育振興のために－社会教育関係団体活動の活性化と社会教育関係施設のあり方についての提言
1985年2月	社会教育委員会議意見	『(仮称)湘南台文化センター』建設についての意見
1985年11月	社会教育委員会議建議	学習文化情報の提供と社会教育関係団体等の交流の場の設置について
1985年11月	社会教育委員会議建議	新設市民ギャラリーの運営のあり方について
1985年11月	社会教育委員会議建議	藤沢市にふさわしい博物館の基本構想について
1988年11月	社会教育委員会議提言	21世紀に向けて 藤沢市の公立公民館の発展のために
1990年6月	社会教育委員会議提言	生涯学習構想と社会教育活動の推進－学社連携に視点をあてて－
1992年6月	社会教育委員会議提言	学習社会の到来と公民館事業について

1994年6月	社会教育委員会議提言	(仮称)藤沢市総合教育センターの設置について
1996年6月	社会教育委員会議提言	社会教育の推進とボランティア活動のあり方
1997年3月	社会教育委員会議答申	藤沢市における生涯学習の推進方策について
1998年6月	社会教育委員研究報告	生涯学習時代における社会教育活動の在り方 - 地域に視点をあてて -
2000年6月	社会教育委員会議提言	生涯学習時代における社会教育活動のあり方について - 市民の自主的活動・人と人とのかかわりを中心に
2002年6月	社会教育委員会議報告書	市民と共にあゆむ社会教育施設・事業のあり方 公民館主催事業・共催事業について 学習ボランティアと社会教育施設の新たなサービス 施設 利用のあり方と団体育成
2004年6月	社会教育委員会議提言	市民が生き生きと暮らす社会教育を
2005年12月	社会教育委員会議答申	『生涯学習ふじさわプラン』基本計画の見直しについて
2008年6月	社会教育委員会議提言	だれもが参画できる生涯学習社会
2009年10月	社会教育委員会議提言	藤沢市に望まれる社会教育コーディネーター
2010年6月	社会教育委員会議提言	藤沢の未来をつくる生涯学習 藤沢の社会教育にふさわし い生涯学習計画の在り方について
2012年6月	社会教育委員会議提言	子ども・若者が希望を持てる藤沢市～子ども・若者の自己 肯定感を高めるために

2010年に刊行された『藤沢市教育史 通史編 現代』（社会教育の項は、朝倉征夫担当）によれば、「1950（昭和25）年の『広報ふじさわ』第16号に、『社会教育法に基いて誕生した社会教育委員が誕生しました。その氏名は左のとおり（カッコ内は住所）』として全員藤沢市の居住者である13人の委員を報じている」として、「藤沢市社会教育委員会議の組織化について記録されたのは、これが最初であると考えられるとしている」（p.474.）が、いずれにしても、藤沢市においては社会教育法の制定から時間をかけずに社会教育委員の制度の創設がみられ、今日にまで、その役割を發揮している、ということになるのであろう。

2012（平成24）年度の神奈川県社会教育委員連絡協議会の調査によれば、神奈川県下33市町村の中で、年間12回の会議を開催しているのは、藤沢市のみであり（県下の市町村の平均開催回数は、4.52回）会議への委員の出席率は77.0%（県下の市町村の平均は、76.83%）であった。12回の開催での77%という数字は、4回開催のそれとは比較にならないものであろう。（神奈川県社会教育委員連絡協議会『平成24年度 神奈川の社会教育委員活動（県社教連会誌）』2013年）

さて、藤沢市の社会教育委員会議のこれまでの答申・建議・報告・提言等の一覧からは、いくつが特徴的なことを見ることができるのであろう。

まず、答申という形はきわめて少なく、かつては建議、近年では提言という形が一般的なことである。どちらも、形の上で行政側からテーマが与えられてそれに答えるという形（諮問&答申）ではないのであるが、より、委員たる市民の声の反映という形が採用されていると理解すればいいのであろうか。『藤沢市教育史』の記述には、1980年の答申「地域文化創造の拠点としての地域施設（公民館）の運営のあり方について」を取り上げて、「・・・これらの事項から明らかなことは、公民館を主として進められている社会教育が市民主体の学習活動であり、社会教育行政当局による一方

的な教化や啓蒙活動とは無縁の教育であることを明らかにしている。このような社会教育のあり方は、公民館の主たる役割について、市民の希望する学習活動に対して施設・設備と人を含んだ場と機会の提供、主催事業等を通して市民の関心を引き起こし、その目と行動を社会教育へ向けること、指導者を育成することである、と述べていることにも表れている。」としている。さらに、「藤沢市の社会教育が社会教育の原点を重視し、それを基に施設や活動が運営、実施されてきたこと、言葉を換えれば日本の社会教育のモデル的なあり方を追究してきたことを意味している。この建議『終わりに』では、『今後とも、市民、公民館運営審議会委員、社会教育関係職員等の意見を聞きながら、さらに検討を重ね、適宜、建議等を行う必要があると考えている。』と述べており、たいへん印象的である。」と、絶賛している。いささか大げさすぎると思われるが、オーソドックスな社会教育論が展開されていること、市民的な感覚が重視されていることなどは、そのとおりであろう。このことは、他の建議・提言についても同様な基調であろう。

もう一つ、これまでの答申・建議・報告・提言等では、1970年代から90年代にかけて、いわゆる条件整備に関するテーマが多く見られたということも指摘できるのである。当然のことながら、社会教育行政には、条件整備・環境醸成での役割が期待されているわけで、特段奇妙なことではない。ただ、それが施設の整備に傾斜してきたことも事実であって、生涯学習という概念が普及してきたのちの、社会教育としての生涯学習支援のあり方についての言及は、主として2000年代に入ってからになる。いわゆるハード面での整備が課題であったということなのである。

### (3) 社会教育委員の活動

このような特徴が見られる答申・建議・報告・提言等なのであるが、社会教育委員会議としての2年のサイクルは、行政からの説明に続いて、各委員の活動に関する紹介のあと、2年間での検討課題の選定に移り、その課題についての協議に入るといのように展開していくことになる。委員は4期8年を限度としており、2004年からは、公募委員が加わっている(2012[平成24]年度、神奈川県下では、他に、川崎市・厚木市・海老名市・平塚市・伊勢原市・小田原市・寒川町が、公募委員制度を導入している)。

委員には、全国社会教育委員連合の『社教情報』が配布され、県社会教育連絡協議会の総会(6月・会務と講演)・研修会(8月・講演・シンポジウム等)、関東甲信越静地区の社会教育研究大会への出席に関し予算的な措置が講じられている。また、県社会教育委員連絡協議会では、年2回(数年前までは3回)の地区研究会(市町村持ち回りの研究会)(毎回150人程度参加)も存在し、それらが、社会教育委員としての「資質」向上の機会として位置づいている。委員は任期を重ねる度に、様々な地域の事情も理解し、他県の社会教育の状況などにも接することができるようになる。社会教育委員としての活動への寄与・社会教育に関する理解者の増加という観点からも、この毎月開催の社会教育委員会議のあり方は、重要なものであると言えるのであろう。

### (4) 藤沢市の社会教育行政の動き

『藤沢市教育史』では、社会教育行政そのものについては、創設期の資料は、ほとんど、示されていない。「社会教育課は1956年に体育係が設置されて、二つの係によって成立していた」(p.468)というだけで、もう一つの係は社会教育係であろうと想像できるが、その経緯を明らかにしている

わけではなく、社会教育係8名、「このうち4名が専門職員である社会教育主事であった。」という記述が出てくるのみである。

しかし、すでに社会教育委員会議の答申に関連して引用したように、『藤沢市教育史』における社会教育行政の評価は、我が国のモデル的なものとされていた。ただ、その記述は、最近の状況まで視野に入っておらず、最近の動きからは、混乱した状況が伺えるだけであって、これまでの社会教育行政の原理を体現したモデル的な存在とは到底言い難い。いや、混乱が標準になっていて、そのモデルと言えどもモデルなのかもしれないのであるが。この混乱は、特に社会教育の拠点として位置づけられる公民館に現れたと考えられる。

## ア 公民館業務の補助執行

藤沢市は、他の都市と同様な流れの中で、教育委員会の社会教育部が生涯学習部に組織替えされ、社会教育課も生涯教育課に組織替えされてきていたが、2009（平成21）年度から、市長部局の市民自治部に所属する市民センター（市内11か所。藤沢市には他に2館独立館がある。）職員が教育委員会生涯学習部の公民館業務を補助執行し、「市民センターと公民館の一体的経営」が企図されることになったのである。そもそも、藤沢市では、市民センターと公民館は併設施設として存在してきており、見かけ上は大きな変化はなかったといえよう。ただし、見えない部分では、公民館業務を補助執行の形で市長部局へ「移す」ということであり、大げさに言えば、後世、今日（平成25/26年）の教育委員会制度の「ゆらぎ」に直結するような動きとして位置づけられることになるのであろう。

この改革は、2008年の選挙で初当選した市長が「松下政経塾」出身で、「効率的な執行体制の確立や新たな行政課題、市民ニーズへの対応など、市長の目指す姿勢実現のためにも、トップマネジメントの強化を含め、全庁的な組織改正が必要と考え、検討」されたものであるとされている。（このあたりについては、藤沢市HPで公開されている、平成20年12月市議会総務常任委員会における総務部長の発言による。）行政の効率化の観点からの流れであることは明瞭で、おおらかな発想から来る、善意の改革の一環として公民館・社会教育に関する改革は進められたのである。そこでは、先人の営為やその意味などについての検討などはおろそかにされ、今ここでの「スピーディ」な改革の実行が至上命題になっているかのようである。

## イ 「市民との協働による公民館運営」

その流れで、2010（平成22）年4月から、湘南台公民館が、市民運営団体への業務委託による運営へと切り替わることになる。藤沢市の公民館は、それまで、基本的には、市職員2名、非常勤（3年任期）の「社会教育指導員」3人の体制で運営（いわゆる「直営」）されてきたのであるが、その運営・経営体制の変更ということなのである。湘南台公民館の例は、いわゆる先行実施であって、2011（平成23）年度には、併設館11館すべてが、「市民運営団体による自主運営方式」へと移行している。これらの公民館の運営は、「各地区ごとに組織された公民館運営委員会」が担い、代表、副代表、社会教育・公民館体育に携わる指導員等の6人から9人によって構成され、市からの委託を受けて事業を実施している。公民館長は、市職員である市民センター長が兼務しており、公民館運営審議会については、従前は各公民館に設置されていたものを、2011（平成23）年7月から、市に一つ設置するように変更されている。すでに記したとおり、この公民館業務の委託は、教育委員会の事務を補助執行している市民自治部の市民センターから受けているも

のという位置づけになるのである。

藤沢市では、2011（平成23）年に簡便な調査を行っているが、「順調な市民運営が行われて」とし、「公民館の運営・サービスについては、前年と変わりなく提供されて」おり、「公民館業務全般において円滑な公民館運営がなされているといえます。」と、生涯学習部長が市議会こども文教常任委員会で報告をしている。（このあたりについては、藤沢市HPより。）

#### ウ 生涯学習支援担当部局の移管

改革に力を注いだ市長は1期で2012年に交替するが、現市長になった2013（平成25）年4月には市長部局に生涯学習部（生涯学習総務課・郷土歴史課・文化芸術課・スポーツ推進課・総合市民図書館）が設置され、生涯学習支援事務について教育委員会の事務を補助執行するという形が整えられることになる。神奈川県内では、小田原市・大和市もこの形が採用されているが、社会教育のみならず学校を含む現行教育行政における教育委員会制度の抜本的改変に向けた、社会教育領域での最終形態ともいえるような動きであろう。この動きのなかで、「市民との協働」を謳い、「順調な市民運営が行われて」といるとされた「公民館運営委員会」への委託制度は解消され、2014（平成26）年4月からはすべての公民館職員を非常勤職員とする体制へと変更される見通しになっている。

### (5) おわりに

いささか簡単に過ぎるが、この間の藤沢市の社会教育委員・社会教育行政の動きについて整理してきた。そこには社会教育委員・社会教育行政に関するいくつかの論点が存在することが示されてもいると考えられる。

まず一つは、市長の影響力は極めて大きいということである。もちろん首長の見識の問題だけにしてはいけませんが、全国的に見ても明らかなおおりに、教育・教育行政さらには社会教育に関して関心の薄い・理解の乏しい首長、幹部行政職員は少なくはない。これらの首長に社会教育の意味や意義をいかに理解してもらうか、が前提的な課題であろう。

次に、残念なことであるが、社会教育委員会議の無力さについても指摘せねばならないだろう。この間の動き中で、社会教育委員会議はそれに対応するような意見を述べてきたか、は問われるところである。「報告」などからは、切迫感は感じとれない。社会教育主事もキチンと設置され、社会教育委員会議をサポートしてきたということは理解できるが、それが「力」にならなかったことについては、歯がゆいところである。相対的に多くの研修の機会が用意されているだけに、それを「力」にする方策が検討される必要があるだろう。社会教育委員の力だけで社会教育行政が動くわけではないが、理解を広げていくような活動を展開することが、今日、昔以上に求められていると思われ、その役割への期待は大きい。

最後に、自治体の動きは、他地域の動きと同じような展開を辿るわけで、様々な地域との交流・情報の交換、学び合いのための県レベルの社会教育委員連絡協議会等の役割がますます重要になってくるであろうことを指摘しておこう。

（文責：鈴木真理）

## 5 社会教育委員と社会教育行政職員の関係性

—社会教育行政の運営における社会教育委員の役割を探りながら—

社会教育委員の活動の実態と現在の社会教育行政に対する課題意識を、当事者・関係者がどのように捉えているのかを探究する目的で、社会教育委員(S氏)と社会教育行政職員(H氏)のそれぞれにヒアリング調査を実施した。ここでは、調査内容の単純な整理に努めることとする。

S氏は、兵庫県の中南部に位置する人口30万人弱のA市の社会教育委員を10年以上勤め、6年間議長を務めている。学校教師を定年退職した後、自寺の住職として働く一方、地域のまとめ役でもある。約2時間の訪問対面式ヒアリングにご協力いただき、社会教育委員の役割と社会教育の在り方についてご意見をいただいた。

H氏は、兵庫県南部に位置する人口5万人弱のB市の社会教育行政職員で同市中央公民館館長でもある。町村合併後の公民館・社会教育の仕組みを整えることを主務としている。これも訪問対面方式で約2時間、社会教育行政の課題と社会教育委員の役割についてヒアリングさせていただいた。以下は、その概要である。

### (1) 現在、社会教育の活動は活発か？

#### 【S氏へのインタビュー】

松岡：A市の社会教育の特徴は？

S：この10年の間で、学社融合の雰囲気が出てきている。1990年代の終わりぐらいから「学社融合」が言われだした。かなり進んでいるようだ。具体的には、地域の方々と子どもたちとが共に関わる稲刈り、田植え、里山の整備とかがある。暮れになったらハボタンを地域のみなさんが飾るので、休耕田を利用して子どもたちも手伝いながらハボタンを育てたりしている。地域の人たちが地域で活動していて、そこに、子どもたちも参加する、という形。昔は、小学校の高学年の子どもたちは、農繁期に手伝いをしていた。機械化で楽になったため、最近はそういうことをしない。お米を作ることの苦勞・尊さを実感できれば尊い。そのあたりのことが、この辺りでは毎年できている。

松岡：このあたりは田んぼが多く、日本の秋・冬という佇まいが残っていますが、マンション群の地域でも学社融合は進んでいますか？

S：ユニットという動きがある。中学校区ごとのユニットで、小学校・幼稚園の教師が連携しながら様々な取組が行われており、そこに町内会連合会などが加わっている。例えば、地域の秋祭りでも、そういう面が見て取れる。

松岡：地域主導の活動に学校が加わっているというパターンですね。逆に、学校行事に地域の人たちが参加するパターン、例えば、学校支援地域本部事業や、放課後を利用した子ども教室、あるいは、学校の授業にゲストティーチャーで入っているという例はありますか？

S：ゲストティーチャーまでは耳にしていないが、少子化で教室が空いてきたので子どもたちを預かる放課後での子育て教室が行われている。そこでお母さん方がスタッフで加わっている。A市の社会教育委員には、子育ての教室の代表の人も必ず加わっている。

### 【H氏へのインタビュー】

松岡：町村合併でまちの社会教育の様子は変わりましたか？

H：現在、旧町それぞれにあった中央公民館を統合して、ひとつの中央公民館と4つの地区館という形になっている。徐々に職員の調整を進め、役割も整理しようとしているが、落ち着くのはまだ先のことだと思う。しかし、現在の中央公民館の講座に、この町以外の住民が参加するようになり、いわゆる町と町の間の人々の移動が大きくなったように思う。

松岡：どんな講座が特徴的ですか？

H：いろいろあるが、パソコン教室、男の料理教室が人気で、趣味や語学も盛んである。主催講座から発展した「自主活動グループ」が多く、ここの特徴ではないか。特に地区館では自習活動グループが活発である。

## (2) 社会教育推進の仕組みにおける特徴は？

### 【S氏へのインタビュー】

S：A市の社会教育委員は12人いる。内訳としては、学識経験者(4人)・小学校校長・中学校校長・連合PTA・町内会連合会長・社会福祉協議会の長・社会教育推進委員の代表者(前は少年団の団長もいたが、今は少年団がなくなっているためいない)。公募委員・企業系の委員はない。

S：A市には社会教育推進委員というものが存在する。社会教育推進委員は、町内会にだいたい2人ぐらいいる。市全体が集まると、相当な人数になる。社会教育推進委員が、地域行事に積極的に加わり、内部の調整や市との折衝をしている。また町内会長から予算をもらい、町ごとに独自の活動を行っている。

S：公民館が12ある。中学校区のユニットに1つはある。館長・公民館主事・事務の3人がいる。公民館主事は「主事」と呼ばれている。11館の館長は市の職員。1か所は指定管理者。館長は、60歳でリタイアなさった方にプラスで残ってもらって、1,2年、館長をしてもらう。その下の主事は、ほとんどが学校の先生あがりで、これも嘱託。

松岡：社会教育推進委員と、公民館長・主事の関係はどのようなものですか？

S：何かの会議で、顔合わせはしているはず。あるいは、例えば小学校区でいろんな役員の人権研修会をやるとする。そうしたら、そこへ公民館の館長が、必ず出て行って顔合わせをしている。地域では、必ず公民館長が何かで関わっており、加わっていないということはない。

松岡：社会教育推進員の研修において、公民館との関係はないのでしょうか？

S：教育委員会主催での研修会はある。公民館は関わっていない。ただ来賓で公民館長が並んでいないことはない。社会教育推進委員の研修会となると、教育委員会の関係の人たちが全部運営している。どなたかの先生のお話を聞くというようなものだ。

### 【H氏へのインタビュー】

H：B市では、自治公民館単位での活動も活発で、地域の力がある。館長は地域から選出してもらっている。問題は、自治公民館と社会教育行政の関係で、館長は、行政がしっかりと任命すべきなのか、それとも、自由にやってもらう形を反映し委嘱などはしないままなのか、などの根本的な問題が残っている。また、基本的に、公民館という場を、貸館として、



町内会や婦人会, 老人会などの社会教育関係団体が活用するというのが, 主なかたちになっている。

H : 社会福祉協議会の活動も活発なようだ。高齢者福祉・障害者福祉の一環で, ふれあい喫茶や交流のプログラムなどがある。作業所や様々な場でのボランティア活動もなされている。公民館・社協それぞれが, 地域の課題にあった企画を行っているように思う。

## これからの社会教育への期待

### 【S氏へのインタビュー】

S : A市の地域の課題は「ふるさと創成」。子どもたちより, 大人たちが, これを一番だと思っている。なくなってきた風景・植物・動物を取り戻すことが課題である。里山の開発など様々なことが関わってくるので, 1つだけでは, ことは済まない。良い形で波及していけば, 自然を取り戻すこともできる。それをするまでは, 乱開発が行われていた。土や石を採掘した後の空き地の利用が考えられずに来ている。休耕田を活用したりしながら, いわゆる持続可能な開発のための教育を進めていく必要がある。

S : 最近「地域学」が行われている。地域をもう一度みんなをよく知ろう, というもの。高齢者を中心に, 上の世代が昔を懐かしんでいる。それに合わせて行っている。特に高齢者大学・シニアカレッジがA市はパワフル。心配なのは, 小学生が高齢者とともに歴史を学ぶ, ということがもう少しジョイントできれば良い。町内では, 子どもたちを集めていくつかの旧跡を訪ね歩く, という動きもある。これは公民館の行事として行われている。

### 【H氏へのインタビュー】

H : 各公民館の役割が, 徐々に, 数年かけて落ち着き, 職員や行政がどのような役割を担うべきなのかは, それから決まってくるのではないかと。ただ, 自治公民館・地区公民館・中央公民館の「三階建て」の構図は変わらないであろう。

H : 福祉関係やまちづくり関係とのつながりを意識した活動ができればいいのだが。目下, 大きな連携はないので。

## 社会教育委員の役割は何か？

松岡 : A市の社会教育委員は様々な課題意識をお持ちの方がいると思うが, 社会教育委員の役割・現実と課題は, どういうふうにお考えでしょうか？

S : 私自身が大事にしたいと思っているのは, 12人の委員の中には, 学校の先生もいるし子育てを担当している母親グループ(の代表)もいる。その人たちの関わっていることを, 社会教育委員全体でまず知る。それを以て, あそこをこんなふうにしましょうよ, というような意見を出しあう。そうしながら, 一つひとつステップを上がっていくような取組が社会教育委員の活動ではないか。

松岡 : まず社会教育委員が持っている様々な社会教育に関する情報を全員で共有をして, さらにその個別の活動をステップアップさせるために, アイデアを出してみたり, ヒントを与えたりということでしょうか？

S : (現在の社会教育委員は) それぞれの分野で頑張っている方ばかり。実践を一生懸命やっ

ている方。学識経験で出てきていても、例えばおやこ劇場のように、自分の活動が社会貢献ということではなくて昔からの歴史のあるものですけど。それに関わっている中で、子ども・児童・生徒への教育、それに親が関わってまた教育される部分もある。各委員が話す内容を知っていく中で、それを例えば公民館や視聴覚センターなどで、出てきている市の各部署の方々にきちっと知ってもらって、施設で今度それを今度できないかとなったら、そこで(行う)というような。とりあえずはそのようなことが少しは、できている。

松岡：ということは、社会教育委員の役割として、地域のそれぞれの個別での活動を活性化させていくために、より具体的な知見を加えて指導助言をするような役割があるということでしょうか。みんなが集まって情報を持ち寄り情報をお互いに共有して、それに対してお互いに意見が出て、それを今度はさらに活動で活性化させていくということですね。その他の役割は？

S：例えば、A市に人工の湖がある。そのすぐそばに30年以上の歴史をもった少年自然の家がある。ここの活動状況が、最近減っており、この間もちょうど話題に上がっていた。野外教育の専門家からは、「建物自体は古いかもしれないが、家庭とは違った不便さを体験することが野外教育の観点からは大事だ」と話があったが、小中学校の先生からは「利用しない、行かない」という意見が挙がり、それはなぜかということから議論になった。このように、既存の施設を、改めて考え直す役割なども、社会教育委員が提起することによって考え直すことができる。

松岡：課題であるはずなのに手がけていないものをはっきりと行政に意識させ、課題の解決に向けた方針を明確にする、ということもあるのですね。

S：参加者みんな、忌憚のない意見を出し合うので、そういったことが多々ある。

松岡：社会教育委員の会議での「忌憚のない意見」というのは、そう簡単には得られませんよね。何か工夫・秘訣がありますか。

S：議長の進行の様子によっては、なかなか意見が挙がらないということもあるらしい。また、他の市では年に数回のところもあるなか、A市では2か月に1回、年6回は会議がある。この回数多さも、委員が忌憚なく発言できる要因なのかもしれない。しかし、それにしても、議長の役割が大きいのではないか。

S：議長としては、「委員として来ているからには、とりあえずは意見を言ってほしい」という気持ちがある。例えば、少年自然の家の話に対して学校の先生は言い出しにくいかな、と思ひ(話を)わざと振ってみたりする。市職員に委員それぞれの立場で思うことを伝えられるようにするのが議長の役割であろう。まず発言のきっかけを作るようにファシリテートすることが大切だ。

S：また、行政は先に絵を描いているが、そのとおりにさせないのが社会教育委員の役割だと思う。事務局がもってきた資料や方針に対して、住民目線で意見し提案することに価値がある。

## 社会教育委員と行政職員との緊張関係

松岡：委員会の議題は、市職員が整理して、提案することが多いのでしょうか。

S：そうでもない。年6回の会議で、それぞれ1、2個ずつ施設を取り上げて、資料も提出してもらい、検討するようにしている。12人の社会教育委員が日頃立ち寄って、現状を見てか

ら話し合うようにもしている。自分の足で調べ、課題を見つけ、考えるプロセスが、ここ数年で根づいている。

松岡：それは他の市町でも実現するといいいことなのでしょうが、行政に要求すれば実現するというものなのでしょうか。

S：やってもらえると思う。ただし、「文句たれ」にならないようには気をつけるべきではあるが。

松岡：何かトラブルになったことなどはありますか。

S：誤解で言ったことを後で訂正する場面などはあったものの、特にはない。気持ちが高ぶって発言されたことをもう一度まとめ、柔らかく、時に厳しく話をするのも議長の仕事なので。また、逆に、行政の方にごまかされないように、場に緊張感を出すのも重要である。

H：同じ社会教育委員でも、県と市では大きく関係が違ふ。県の社会教育委員の場合、行政の職員は、とにかく社会教育委員から知識や情報をいただくという姿勢があるが、市の場合には、社会教育委員は、住民の代表としてどんどん意見を言う。「文句をいう」といってもいい。市の場合、社会教育委員は、やや怖い感じがする。

松岡：社会教育課の職員が進行シナリオを作ってくることが多いと思いますが、それと議長の実際の進行とは違っていませんか？

S：進行シナリオはあっても、それは目安として、基本的に議長に進行が委ねられている。ファシリテートするのは議長だから。

松岡：1回の会議の時間は？ また、委員の参加率はどうですか。

S：1時間半から2時間ほど。委員はみな基本的に何か用事がない限り参加している。参加率は高いと思う。

松岡：社会教育委員と行政のあるべき関係についてご意見をお聞かせください。

S：役所は全体を見て平均的に整ったように考えているのだと思うが、社会教育委員は、「せっかく出ているからには一般市民の目線でおさえる」ということを心がけなくてはならない。そのためには、社会教育委員は「和やかに緊張感を持って臨めばよい」と思う。

松岡：社会教育計画(生涯学習推進計画)を作ることに関与することはありますか。

S：意見を具申しているのですが、それに関してどうなったかの報告がある。

松岡：一般的には、計画づくりに社会教育委員が意見する場面が減っていると言われますが、A市ではどうでしょうか。

S：A市で、計画づくりに口を出す場面が減っていったら、委員みんなが、「何のための委員なのか」と怒るだろう。「ここに参加しているからには、一言質問してもよいか」という発言の仕方をする人もいる。そういった意識で来ている人が多い。

## 住民参加をうながす役割

松岡：A市の事例は、社会教育の活動が活発な事例だと思う。全国的に、社会教育委員やその会議が問題視されたり、教育委員会制度を変えろ、という動きがあったりするが、もっとこういう仕組みがあれば全国的に良くなる、ということはあるでしょうか。

S：社会教育推進委員の活動状況をもっと把握して、イベント時などに横の繋がりができるように工夫して、連携して解決していけたら良いと思う。

松岡：社会教育推進委員の草の根的なつながりができて、活動をより良くしていけば良いという

ことでしょうか、それを実質化するためには、何が必要でしょうか。

S：社会教育委員が公民館や中学校区ユニットを活用することが大事だと思う。それに、子どもたちが公民館に来て地域のことをすることもあって良いと思う。住民参加を促す役割も担っていかないと、社会教育委員のいる意味がないと思う。

松岡：行政が住民主体の運営をしていけるように支えることも、社会教育委員の役割として大切ということですね。

S：そのとおりです。

以上、紙幅の都合により、膨大なヒアリング内容をきわめて簡潔に整理せざるを得ないこととなった。豊富な示唆を丁寧に吟味することもできないが、まず確認しなくてはならないのは、地域の特性・歴史が異なることで、社会教育の現実が異なるだけではなく、委員の役割も異なるのではないか、ということである。

A市の場合、町村合併の影響も受けず、地域コミュニティのつながりもしっかりとしており、その結果として、公共性の高い事業を実施しやすく、さらに、公共的な課題も発見しやすい状況にある。それゆえ、社会教育委員も共通の現実を見据えながら討議することが容易になる。また地域の代表としての発言が期待され、むしろ、行政とどのように対話するかが課題になっているようだ。それに対し、B市は、町村合併により社会教育システムそのものが改変され、いまだ落ち着きどころを模索している状況にある。行政が期待する社会教育委員は、システムの安定に寄与する人のようだ。制度づくりにどのように社会教育委員は寄与できるのだろうか。いずれにせよ、理論的または概念的に社会教育委員の役割や社会教育の在り方を論じるだけではなく、地域単位・小地域ごとに、それらの実態を検証することが大切だということであろう。

また、社会教育委員が、社会教育の実践コミュニティに参加し、現実の社会教育を知ることを通して力量形成することは、社会教育委員の会議運営の方法にもプラスに作用するという示唆を得た。企業や目的合理的な市民活動のミーティングではなく、住民が互いに認め合いながら地域課題に即して学習する場面をしっかりと経験していることで、社会教育委員の会議の運営そのものが、社会教育的な質のものとなる、といえそうである。実践を知っている社会教育委員とそうではない委員との差異は、今後、注目する価値がありそうである。

総じてヒアリングから感じたことは、社会教育委員の実践経験を、彼らが地域から持ち寄る学びの雰囲気、社会教育行政はもっと尊重していいのではないかと、ということである。実践コミュニティの担い手からの観点が反映された発言をいかに引き出すのか、または、彼らが発言したくなるような場面をいかにつくるのか、これこそが社会教育委員を支援する行政の第一の役割なのではあるまいか。

(文責：松岡広路)

## 6 社会教育主事と社会教育委員の相互作用

—島根県浜田市の事例から—

### はじめに

社会教育法には、社会教育委員の職務を「社会教育に関する諸計画の立案」や「教育委員会の諮問に応じること」、「調査研究を行うこと」などと定めている。これらの職務の遂行を事務局として支えるのが、多くの場合社会教育主事となるであろう。社会教育行政の健全な役割遂行を考える上で、民間から選出された社会教育委員の役割は大きい。活発な社会教育委員の会議では、教育委員会からの諮問に対する答申や独自の提言等が取りまとめられている。ここには社会教育委員の熱意もさることながら、社会教育主事等の事務局職員の並々ならぬ苦労がある。この協働による作成プロセスにこそ、社会教育を推進する行政と民間との相互理解の醸成や資質向上・力量形成が見えてくるのである。島根県浜田市の事例を題材として取り上げ、社会教育委員と社会教育主事、特に派遣社会教育主事との相互作用について検証する。

### (1) 浜田市の概況

現在の浜田市は、平成17年10月1日に旧の浜田市、金城町、旭町、弥栄村、三隅町が合併してできた市である。広大な面積(約700km<sup>2</sup>)を有しており、人口は約58,000人(平成26年1月現在)である。市内には、小学校20校、中学校9校、公民館本館26館がある。合併後、地域の個性を活かしたまちづくりを行うために、自治区制度を設けて、副市長相当の自治区長を置き、区ごとに地域協議会を立ち上げ、地域振興基金を活用しながら特色ある取組をしている。

平成23年には浜田市教育振興計画(「はまだっ子プラン」)を策定し、平成27年度までの目標設定をしている。その中で、生涯学習課の守備範囲は、「幼児期から学校教育、社会教育へとつなぐ生涯を通じた学習の強化」という縦の連携と、「学校・家庭・地域の役割分担と連携」という横の連携となっている。それぞれの結節点で、社会教育が有効に機能することが求められている。具体的な手法として学校支援地域本部を用い、以下のような特色を持たせながら推進している。

- ①市内の全9中学校区すべてに、それぞれ学校支援地域本部を設置し、その拠点を公民館に置く。
- ②公民館職員(館長・主事)を積極的に「校区コーディネーター」に選任する。
- ③放課後や休日等の子どもの活動支援を公民館活動に組み込み、実施する。
- ④公民館サークルや利用団体、地域団体に学校支援活動へ参加してもらうよう積極的に働きかける。
- ⑤学校支援をきっかけに団体相互のネットワークを形成し、広く地域貢献活動の支援へとつなぐ。

浜田市には生涯学習推進計画はなく、上述の教育振興計画の実現に向けた社会教育計画が実行されているところである。学校を支援したり、地域ぐるみで子どもの育成に取り組んだりすることも大切ではあるが、地域住民全体の教育や学習を支援し、豊かな社会教育活動が進むよう、幅広い観点から社会教育の推進が求められる。

## (2) 浜田市社会教育を考える上での前提となる条件

浜田市社会教育委員の活動に入る前に、それを支える仕組みに触れる必要がある。これらの制度や仕組みがなければ、現在浜田市の社会教育委員の活動はないからである。

### ア 島根県の派遣社会教育主事制度

島根県には派遣社会教育主事（以下、派遣）の制度が残っている。国の派遣への補助金が一般財源化された後に、「地域教育コーディネーター」と名称と役割が変更される時期もあったが、基本的には県が教員を市町村教委に派遣する制度は維持、継続されてきた。かつては県費で派遣されていたが、現在は人件費のみ市2分の1負担、町村4分の1負担（旅費は市町村負担）で実施されている。

浜田市では、合併時の平成17年には4名の派遣がいたが、平成22年には3名に減、平成23年には2名に減、と財政事情もあり漸減している。浜田市における派遣の役割は、「社会教育職員及び公民館主事への指導、調整、助言を行うこと」と「国及び県内の生涯学習・社会教育関連の情報収集と提供、各種事業の推進をすること」の大きく二つとされている。今回の報告は、この派遣社会教育主事の果たす役割が中心とはなるが、一方で行政職員（係長）との緊密な連携があることも見逃せない。

### イ 島根県のふるさと教育

島根県教育委員会では、「ふるさと教育」を重点施策に位置づけ、平成17年度から県内公立小中学校の全学年で取組を行っている。その目的には「地域の自然、歴史、文化、伝統行事、産業といった教育資源（「ひと・もの・こと」）を活用し、学校・家庭・地域が一体となって、ふるさとに誇りを持ち心豊かでたくましい子どもを育むこと」（島根県HPより）が掲げられている。

子どもたちの善悪の判断や規範意識、思いやりの心を育むには、学校だけでなく、家庭、地域と一体となった教育を進めることが有効である。そこで、地域の教育資源を活用する「ふるさと教育」を切り口に、子どもたちの豊かな人間性・社会性を育むことを目指している。学校外の「地域の教育力」（「ひと・もの・こと」）を活用し、地域の人たちとの関わりを通して子どもたちの豊かな心を育むことを意図している。

市町村では、「ふるさと教育ネットワーク会議」を設置し、「ふるさと教育推進計画」を策定している。それに基づき、指導者研修会や子ども・親子を対象とした学習活動を実施している。学校では、地域講師やボランティア等の人材バンクの整備を図り、地域の人材を活用した教育活動を実施しているが、多くの場合公民館が情報提供や仲介等の重要な役割を果たしている。

### ウ 放課後子ども教室と学校支援地域本部

浜田市は全市をあげて、放課後子ども教室と学校支援地域本部の事業に取り組んできた。コーディネートを含む事業の企画や運営に公民館が中心的な役割を果たしてきた経緯がある。これらの事業は社会教育の一部の機能でしかないが、一方で社会教育を地域から見えやすくした功績もある。今回の提言で取り扱った内容が決定されるいきさつとも合致するのだが、社会教育委員の会におけるブレインストーミングの中で最も共通に発言のあった内容だったのだ。

社会教育委員が主体的に関わる形で答申や提言をまとめる経験のなかった浜田市において、共通の問題意識をもって調査活動及び提言の取りまとめ作業に進めたことは幸運であった。

### (3) 浜田市社会教育委員の活動

浜田市が合併して新市となって、社会教育の推進が順調にいったわけではない。どこでも生じていることではあるが、吸収合併された意識の強い旧町村の不満が時に障害となるのである。制度や慣習等は旧市の基準に合わせられ、補助金等も大幅に削減され、これまでどおりの活動ができなくなるという不満や困惑の声はよくある。社会教育委員の会や活動についても例外ではなからう。

浜田市社会教育委員の構成は、校長会選出2名、市PTA連合会選出2名、5自治区選出16名(浜田4、金城3、旭3、弥栄3、三隅3)の計20名となっており、人口規模からすると大所帯である。自治区からは、委員が行政経験者やNPO、青少年育成団体、連合自治会等から選出されている。地域バランスと言えは聞こえはよいが、自治区の利益代表の色彩を残したままで委員を務められれば、意に添わない議論になれば、「また旧浜田市に合わせないといけないのか」という声によって振り出しに戻されるのである。

この状況を何とか打破しなければ、合併が非合理的な理由から負の遺産になってしまうのである。合併から間もない、派遣社会教育主事が4名体制の当時が最後のチャンスだったのかも知れない。そのような中で、幸運にもいい条件が重なったのである。

#### ア 社会教育主事経験者の校長が社会教育委員へ

2年ごとの浜田市社会教育委員の改選期に、島根県教育委員会で社会教育主事の経験の長いH小学校長が浜田市に赴任した。県や国の事情にも詳しいH校長が適任であろうと社会教育委員に選任された。当時の社会教育委員の会議を担当していたK主事(派遣社会教育主事)は、旧市町村のしがらみから抜けきれない社会教育委員の状況に危機感を覚えている、同じ教員でもあるH校長に相談を持ちかけた。H校長の助言と強い薦めもあって、平成20年に香川県社会教育委員のK会長へ相談するに至った。K会長は島根大学に9年間在職しており、H校長とは当時協力して島根県社会教育推進にあたっていたことが背景にあった。

香川県社会教育委員の会は、平成19年度の全国社会教育研究大会香川大会の開催を契機に、K会長のもと活動が活発化していた時期でもあった。平成20年度には社会教育委員の会として「家庭や地域の教育力を高める香川県生涯学習推進の方向」を提言し、その内容は平成21年度から県の施策に反映されていた。平成22年度には作業部会をつくり、社会教育委員ハンドブック「みわ〜く」を作成し、香川県市町社会教育委員の手引きとなった。これらの情報は香川県教育委員会のホームページに随時掲載されていたため、K主事も下調べをしてから相談に臨むことができた。

#### イ 担当の派遣社会教育主事の行動指針と取組

その後、まもなく三者が香川で会合を持つことになる。浜田市の社会教育委員の会議の状況を共有し、その後の対応について議論が行われた。詳細に触れる紙幅の余裕がないため、ここではその場で確認されたポイントを紹介する。

7) 社会教育委員には自治区に囚われない浜田市の社会教育推進に尽力してもらう

- イ) 答申や提言を作成する過程で、社会教育委員としての力量を高めてもらう
- ウ) 会議の議事録を必ず作り、議論は前向きに積み上げてもらう
- エ) 本会議の前の準備会を実施し、議論の整理をしてもらう
- オ) 社会教育委員としての活動を、外部の識者に評価し、認めてもらう

これらが担当者の行動指針となり、以降できるだけこれらに沿う形で進められていった。社会教育委員の会を成果の上がるものにしようとすれば、年に2～3回の会議では到底足りない。予算の関係もあり、当該年度すぐには対応できなかったが、翌年度から年間6回の会が開催されるよう社会教育係長が予算化に向けて行動した。当該年度は平成21年度以降の社会教育委員の会の本格的な活動に向けた議論の整理を行い、後述のとおり社会教育推進の要である公民館の在り方について提言しようという方向が定まった。

結果的に、平成21年度から年間6回の会議とそれへ向けた準備会が同数回開催された。調査活動のための共通の質問紙も準備され、随時社会教育委員自身による担当公民館への調査活動が行われることになった。

ところで、広い面積を持つ浜田市に社会教育主事がひとりだけだとすると、社会教育委員の会の提言をこのような形で取りまとめることができただろうか。これだけ丁寧に準備をして、委員一人ひとりが納得しながら進めようとすれば、相当な困難と労力が予想される。恐らく、取り組もうとすら思わなかっただろう。社会教育委員の会の担当は派遣社会教育主事ひとりであったが、行政職の係長との二人三脚で、また他の派遣とも相談しながら進められたからこそここまで至れたのである。社会教育主事の複数配置は、この事例からもその必要性は明らかである。

## ウ 公民館のあり方が共通課題へ

前述のとおり、島根県の全公立小中学校において「ふるさと教育」が実施されており、校区ごとに「ネットワーク会議」が設置されている。地域の人材を把握し、取りまとめるのが浜田市では公民館である。その他にも、放課後子ども教室の推進母体となったり、学校支援地域本部のコーディネーターの役割を果たしたりするなど、公民館はまさに地域総がかりで子どもを育む拠点となっていた。

このような地域実態を考えれば、社会教育委員の関心が公民館に向かい、浜田市の公民館を底上げすることで地域力や地域教育力が高まり、浜田市が子どもの成長を軸にまとまりをみせることが共通の理解につながった。

社会教育委員が担当公民館を決めて、実際に出向いて現状を把握することから始めた調査研究活動は、次第に「公民館を元気づける活動」にもつながっていったという。調査研究活動があら探しのためのものではなく、公民館を正確に理解するための評価活動であり、それによって公民館職員のやる気が引き出されるような方向へと発展していったという。社会教育の推進には地域の一人ひとりの力が必要であり、その人たちのやる気を引き出さなければよくならないことが調査研究活動を通して実感できたのだという。「どうすれば人は気持ちよく働けるのか」を考え、それをまとめることができれば社会教育推進の大きな一歩となることが共有できた。

平成21年度に教育委員会から諮問された「浜田市における社会教育のあり方について」への答申は、上記のような毎月の会議と調査活動によって平成23年度に取りまとめられた。「中核施設



としての公民館のあり方」の中では、公民館職員の待遇改善にまで踏み込んだ答申となっていた。引き続き、平成24年度からは「中核施設としての公民館の取組」について調査を継続し、「10の取組」を取りまとめ平成25年11月に提言している。各地で公民館がコミュニティセンターや交流センターに取って代わられる状況の中で、本来の公民館の機能が浜田市の地域づくりには欠かせない視点を示したのものとして評価できる。

#### (4) 社会教育委員と社会教育主事の相互作用の場

成熟した市民社会の担い手である成人は教育対象ではないと断じる人もいるが、人間は絶えず成長し続ける存在であり、そこには教育的配慮に溢れた場が必要である。自らの意思で学び、成長していく自律的な場面も当然あるが、学びや成長が意図された「場」や「役割」（「教育」と言い換えられる）も社会にはなくてはならない。多様な人や価値観と交わるからこそ、人は変化に対応したり、変化を作り出したりできるのである。社会教育委員と社会教育主事は、教育行政の中で与えられた「役割」であり、両者が関わり合いながら成長する貴重な教育の場でもある。

職務を通じて両者の力量が高まるというのは理想的である。両者の間の緊張感も重要である。一方的な依存関係になるのではなく、両者が自身の立場を理解し、不平不満を言うのではなく、自分にできることを積極的に発言していることが何よりも大切である。社会教育は地域課題に向き合い、地域住民の力を引き出しながら、課題解決へ向かっていく重要な役割を担っている。よりよい地域づくりへ貢献し、その中で教育の重要な使命である「人を育てる・人が育つ」ことを同時に達成していくのである。社会教育主事がその「人が育つ」場としての社会教育委員の会や活動に携わらない手はない。

浜田市の事例から導かれることは、社会教育委員の職務にある「教育委員会の諮問に応じること」と「調査研究を行うこと」をセットにして、そこに適切に社会教育主事が関わり、お互いに切磋琢磨することが有効であることがわかる。恐らく、「社会教育に関する諸計画の立案」については、それらの力が十分ついてからの作業になるのであろう。

同時に、学職経験者や有識者に適宜評価や助言を受けることも効果的である。第三者による客観的な意見が、社会教育委員自身の立ち位置の確認につながるからである。加えて、全国社会教育研究大会およびブロック大会、都道府県ごとに実施している社会教育委員連絡協議会の研修等で発表する機会も活用したい。他者から評価を受け、褒め称えられることで、次への大きなステップとなる。

最後に、島根県浜田市の事例から導かれることを簡潔にまとめると以下のとおりである。

○社会教育主事は、

講習や研修において知識・技術・人脈を得ることが重要である。

人脈を職務に有効に活かすことを常に考えなければならない。

複数配置されることで大きな成果を生み出すことができる。

(派遣社会教育主事の果たす役割は大きい。)

○社会教育委員は、

調査研究活動を通して飛躍的に成長する。

高い見識から社会教育行政に進言しなければならない。

社会教育の力で地域を高めていかなければならない。

## おわりに

地域で活動している人が社会教育や社会教育行政を知っているかという点、残念ながらそうではない。知らなくても活動ができるのが社会教育でもある。それでよい時代もあったが、今はそうではない。地域住民の関係性が希薄化し、個別化や孤立化が進むリスクな社会になりつつあり、まさかの時に支え合えない時代を迎えている。「今こそ社会教育の出番だ！」と言いながら、社会教育の認知度は低くても構わないというのはどう考えてもおかしい。

まずは、車の両輪となる社会教育主事と社会教育委員の関係を築かなければならない。社会教育主事は学ぶ主体であり、地域の社会教育推進に邁進しなければならない。地域住民の代表である社会教育委員の力を引き出し、社会教育行政のよきパートナーとなってもらわなければならない。社会教育のよき理解者として、社会教育委員の任期を終了した後にも支援してもらえる関係性を築く必要がある。一方、社会教育委員は自らの役割を自覚し、教育委員会に意見を届けるだけでなく、地域の社会教育関係団体や社会教育活動の充実に寄与しなければならない。

教育には「未来を担う責任」を思わせる語感がある。したがって多くの人は教育にシンパシーを感じる。地域住民はこのシンパシーのもとに損得勘定を捨てて集まれるのである。そう考えると、それを辛抱強く正確に伝えていく作業が大切となる。社会教育主事と社会教育委員がその大事な作業に関われるよう、制度を整えることは未来への責任ではないだろうか。最後はやや感傷的にこの報告を終えたい。

(文責：清國祐二)

## 7 九州地区における社会教育推進体制について

### (1) 九州における社会教育推進体制の変化の特徴

ヒアリングの調査結果報告に入る前に、九州各県の社会教育推進体制の変化の特徴を押さえておきたい。

一つは、九州の各県は平成の大合併を大規模に行ったことから、各県ともに社会教育委員数は、市町村合併にともなう教育委員会の統合・再編にともなう縮小していることである。

二つには、公民館の推移をみたとき、各県によって市町村合併にともなう公民館数、職員数の変化が異なっていることである。例えば福岡、熊本、鹿児島では大きく数を減らしているが、長崎、宮崎は増加に転じている。

三つには、社会教育委員及び公民館関係者は、ともに九州地区における研究大会を開催しているが2013年の研究報告書を見ると、社会教育委員の関心が学校との連携へむいており、公民館が自治公民館の実践に重点を置いている傾向を読み取ることができる。

四つには、学校数の変化である。市町村合併以後、九州内のいくつかの自治体においては、近年、先駆的に学校統廃合が進められており、今後社会教育と学校との連携のもつ意味が変わってくることが予測される。

これら推進体制の変化の背景には、なによりも超少子高齢社会の到来があるが、直接的には、社会教育委員に関しては市町村合併や社会教育行政の首長部局への移管の影響がでていると推測され、公民館に関しては、市町村合併のみならず公民館のコミュニティ・センター化の影響がでていると推測される。その影響の出方は各県によって異なっており、さらには各県内の市町村自治体によっても異なっているようである。したがって、その影響についての分析は、自治体ごとに丁寧に行う必要がある。

### (2) 自治体における公民館改革の模索と新しい動向

ここでは、九州地区のA市とB市を取り上げ、ヒアリングと各種関係資料から、特に公民館改革にむけた取組と社会教育委員との関連をみておきたい。

#### ア 公民館改革の模索

A市は人口23万人余、「平成の大合併」を二度にわたって行った自治体である。A市は、行政改革方針の下、2006（平成18）年度から公民館を地域委託していたが、2013（平成24）年度から直営に戻された自治体として注目された。直営に戻されたことによって、全国の公民館関係者から注目されたが、社会教育委員との関連において、次の点に着目しておく必要がある。

まず、行政改革方針の下で公民館が地域委託された経緯に、社会教育委員はどのように関わっていたのかという点である。結論から先に言えば、ほとんど関わっていない。というのは、A市の社会教育委員の会議は、年間3～4回程度、必要に応じて開催され、教育委員会が社会教育委員の会議から意見を求めたいときに開催されるという性格のものであったからだ。2001（平

成13)年度から生涯学習基本計画策定が課題となり、同年度にA市における生涯学習に関する意識調査が実施された。この調査のポイントは、A市における生涯学習計画にむけた一般市民、公民館利用者、青少年の三者を対象にした意識調査と、当時活発化していたNPO等の市民活動と公民館活動との整合性をどうはかるのかという点にあった。2003(平成15)年には、A市生涯学習基本計画策定委員会が設置され、同年度内に生涯学習基本計画が策定されている。基本計画には「第一次行政改革推進会議」の方針に基づき、「自治会等も含めた、地域主体の公民館運営を図ります」と明記され、公民館の地域委託の方針が決定された。生涯学習基本計画策定委員会においても地域委託についての議論がなされ、問題点が指摘されていたものの、市の方針とされた。社会教育委員の会議では、この方針を覆すような議論はなされていない。

地域委託は、具体的にどのように進められようとしたのか。ここで興味深いのは、公民館改革の伝播のしかたである。まず、A市が地域委託のモデルとしたのは、県外の公設民営を行っていたH市であった。そのH市がモデルとしたのが中国地方のM市の公民館であった。つまり、M市モデルが、地域委託のモデルとして全国から注目され、それを先駆的に導入した自治体がH市であった。さらに、H市の公民館改革を導入したのがA市であったわけである。2000年代に入ってから公民館改革の動きは、このようにして伝播していった。

M市は1952(昭和27)年に最初の公民館を設置し、その後1956(昭和31)年までに順次周辺農村部に公民館を12地域に整備した。1955(昭和30)年にはM市公民館運営協議会が設置され、1957(昭和32)年には中央公民館を新設している。その後、出張所に公民館職員を配置したり市街地の小学校に学校公民館が設置されている。ところが1964(昭和39)年に地方財政再建促進特別措置法準用団体に指定されたことから、1966(昭和41)年から公民館委託運営制度(公設民営方式)をとってきた。地区の自主運営に委ねられたわけである。1967(昭和42)年には中央公民館は廃止され、1972(昭和47)年からはすべての公民館が委託運営制度に転換した。2005(平成17)年には市町村合併があり、公民館区を28地域とした。同時に地域活動コーディネーターが配置され、2006(平成18)年からは校区(公民館区)ごとの公民館運営協議会を指定管理者としている。このような校区ごとの自主運営方式は「M市方式」と呼ばれている。

H市はこれに倣い、2004(平成16)年に各校区に運営協議会を設立し地区ごとに運営委託を行っていた。主事は教育委員会の一括採用であり、都市部からのUターン者も含めて経験豊かであり、公民館の業務の向上に積極的に取り組む姿勢をもっていた。教育委員会は、九州大学での主事講習に公民館主事を派遣し、主事たちは、主事会を組織化し、労働組合の結成、公民館職員の専門職化といった課題に取り組んでいた。2006(平成18)年からは各公民館運営協議会を指定管理者としたが、その後、人事管理上の課題等から2011(平成23)年に一般財団法人H市公民館運営事業団を設立し、市内の公民館の管理・運営を一本化した。H市の公民館職員は、九州大学での社会教育主事講習の受講が職員研修の一環として明確に位置づけられており、現在ではほとんどの職員が有資格者となっている。現在、事業団としては、主事講習後の職員研修の体系化に着手しており、館長研修、主事研修、さらに職員主体による調査研究活動を行い、その成果を市民にフィードバックすることを試みている。公民館事業の点検・評価については、事業団の評議員会、理事会で行われている。

A市は、市町村合併までの旧A市において小学校区ごとに学校と隣接するかたちで公民館を配置していた。嘱託館長1名、正規職員2名、管理人1名、という配置であった。先述した行政改革方針の下で「地域主体の公民館運営」化が提案された。そのため公民館改革のモデルをH

市に求め、2006（平成18）年には各校区ごとに自治会を中心とした公民館運営協議会を設置し、地域委託を行うに至った。このときに、嘱託館長1名、嘱託職員2名、管理人1名体制となり、非常勤職員は、公民館運営協議会の雇用となった。H市をモデルとしたことから、公民館職員間の交流も行われ、A市においても公民館主事の職員労働組合が結成されている。

地域委託後の成果と問題点であるが、成果としては、地域住民から公民館が身近になった、使いやすくなったという意見がある一方で、運営の負担が大きい、指揮命令系統が公民館長と運営協議会長との二重構造になっている、といった意見が上がっていたと言う。

さらに、公民館主事たちの労働組合は労使交渉を行う。労使交渉の相手は雇用主である各運営協議会の会長、つまり自治会長であることから、自治会長がその責務を担わなければならないことになる。自治会長たちからは、そこまでの職務を自治会長が担わなければならないのかという声も上がっていたと言う。

これらの背景には、自治会長のなり手不足、自治会組織の維持・管理といった状況があり、公民館主事の人事異動の仕組みの欠落といった仕組みの問題点も指摘され、この改善策に取り組まなければならなくなった。

そこでA市では、2011（平成23）年に「公民館のあり方検討委員会」を設置し、教育委員会から「今後の公民館が果たす機能のあり方について」を諮問し、検討委員会は公民館の運営を直営に戻す答申を行った。それを受けて2012年4月にA市教育委員会は直営に戻すことに決定した。しかし、以前のような直営の運営形態に戻したからといって、それだけで即座にいい公民館活動ができるわけではない。そこでA市教育委員会として、2007（平成19）年に策定した「A市社会教育の指針」を見直す作業に入った。A市教育基本計画（2011,4）を踏まえた「公民館の指針」を策定するために、2011（平成23）年度中に社会教育委員の会議では、検討委員会の答申を踏まえ「今後の公民館が果たす機能のあり方」についての検討を重ねた。検討委員会答申の中に記された公民館の四つの役割・機能（①地域の連帯力をつくる、②地域の教育力を高める、③地域の問題解決能力を高める、④地域への情報発信力を高める）を受けて、社会教育委員の会議では「公民館の指針」（2013,3）を策定し、公民館の役割・機能を公民館が果たすためには職員の資質向上が不可欠であることから、職員研修の体系的なプログラムを含めた「A市立公民館が果たすべき機能に関するA市教育委員会方針 実施工程表」を作成し、年度の進行とともに社会教育行政がなすべき課題に着手できるような体制を整備した。

A市社会教育委員の会議は、これまで必要に応じて開催されていたところを、近年では定期的な開催形態へと変更し、公民館運営の改善にむけた実施工程の進捗の点検・評価を行っている。

## イ 公民館のまちづくり推進センター等への移管

次に、公民館のコミュニティ・センターやまちづくり推進センター等への移管の動向をみておきたい。現在、いくつかの自治体で公民館をまちづくり推進センターやコミュニティ・センターへと衣替えする動きがみられる。そこで、一例として、B市における公民館からコミュニティ・センターへの移管をみてみたい。

B市は、人口7万人余であり、平成の合併を行わなかった自治体である。B市では、小学校区ごとに公民館は設置されており、7館体制であった。主たる事業は、生涯学習の推進事業として一般教養講座、趣味教養の講座学級等の実施、各地区での文化祭の主催、放課後子ども教室

の実施である。

2009（平成21）年にB市まちづくり検討委員会が設置され、2010（平成22）年2月に「地域づくりのあり方に関する提言」が出された。この提言は、「まちづくり推進協議会」という地域自治組織の構築、公民館と老人福祉センターを一本化しまちづくり推進センターへ転換するといった内容であった。これを受けて2010（平成22）年にはまちづくり推進センター条例が制定されている。

このような公民館のまちづくり推進センターへの移行の動きに対して、2011（平成23）年に社会教育委員の会議より「中央公民館の財産処分に対する基本的な考え方について」が答申されている。答申では、「（中央）公民館は、地域住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的（社会教育法第20条）として設置された社会教育施設です。しかしながら、社会教育施設である中央公民館が文化施設になることで、これまで開催されていた講座や講演会等の生涯学習事業が縮小され、社会教育活動が切り捨てられることにならないよう、施設運営に十分注意を払う必要があります」と、危惧が述べられている。

公民館・老人福祉センターは、2013（平成25）年4月からまちづくり推進センターへと統合され、公民館条例は廃止されることになった。教育委員会の内部では、公民館条例が廃止されることになるとは思っていなかったらしい。

まちづくり推進センターは、事業は公民館・老人福祉センターの事業をそのまま引き継ぐが、所管は市民協働推進課（補助執行）になり、館長・職員は、まちづくり推進センター長・職員へと変わった。公民館運営審議会は、まちづくり推進センター運営委員会へ変更された。公民館としての体制は、様変わりであるが、しかし、外部からの教育行政に関する調査アンケート等には、「公民館あり」として報告すると言う。まだ始まったばかりであるが、今後の動きに注目しておく必要がある。

## ウ 公民館改革の系譜からみる特徴と課題

この間の公民館改革の動向をみると、地方行革を背景とした地域の「自主性」を重視した公民館運営のスタイルが模索されてきた系譜があることがわかる。地域の「自主性」とは、同時に財政問題を背景とした職員の嘱託化でもあった。まず、M市、H市、A市、及びB市の各市の改革の動きから理解できる点は、次の諸点である。

一つには地域の「自主性」が強調されるものの、実際には公民館運営協議会にはかなりの負担があったということである。地域委託であれ指定管理者であれ、地域による「自主的」な公民館運営は、なぜ困難に直面し見直しを迫られたのだろうか。ここには、いくつかの問題が含みこまれていると考えられる。例えば、物理的に運営負担が過大であり、それを遂行するだけの能力と体力が運営協議会にあったのかという問題である。また自治会を中心的な団体として構成される運営協議会は、公民館運営以前の問題として、自治会組織の持続的な運営の担保や、住民参加の程度、自治会リーダーの養成がなされているのかという問題でもあると思われる。これらの諸点については、さらに地域ごとの詳細な分析が必要である。

二つには、M市に始まる公設民営の運営形態のその後をみると、M市をモデルにしつつも、その後の展開は、H市、A市それぞれに三者三様であることがわかる。M市は公設民営を継続し、

公民館運営協議会を指定管理者にして今日に至っている。H市は公民館運営協議会に委託していたが、その後公民館運営協議会を指定管理者にした。さらに人事管理上の理由から、一般財団公民館運営事業団を設立し、市町村合併後の公民館の一括的な管理運営を行っている。A市は、地域ごとの公民館運営協議会を設置し地域委託していたが、指定管理者制度は導入しなかった。しかし、公民館運営協議会が様々な問題に直面したことから、公民館のあり方について検討し、直営へ転換するという選択を行ったわけである。「M市方式」と呼ばれる公民館の運営スタイルであったものが、何故にそれぞれに独自の道を歩んでいるのであろうか。市町村合併や自治会組織のあり様の相違など、様々な要因が考えられるが、公民館の運営にとって何が最適なモデルなのかを探る上では興味深い点である。このような社会教育推進体制の分岐にさしかかるときに社会教育委員の会議はどのような役割を果たしたのかという点を探らなければならないが、今回の調査では不明である。

三つには、公民館職員のあり様と研修についてである。M市は、公民館職員の他に、地域コーディネーターを配置している。H市では、九州大学の社会教育主事講習だけではなく、事業団での職員研修に力を入れている。A市でも、公民館の活性化は職員の力量によるところが大きいが認識されており、職員研修に着手し始めている。ところが、公民館職員研修のカリキュラムが明確にあるわけではないことから、研修の体系化にむけた試行錯誤が続けられている状態である。その点でA市が社会教育委員の会議で、研修の進捗の点検を行っていることは、注目される。

四つには、公民館のまちづくり推進センターへの移管については、B市のみならず、いくつかの自治体ですでに着手されており、少なくない自治体で検討されている模様である。この背景には、安全なまちづくり・防災のまちづくりといった全国的な課題とともに、超少子高齢化社会の到来による地域コミュニティの衰退に伴う地域課題への対応策の策定という問題が横たわっている。そこには地域課題解決の主体として地域コミュニティの再生、ならびにその拠点としての公民館への「ある種の期待」がかけられている状況を読み取ることができる。その使命を担うことが公民館の役割の「発展」であると考えられているようである。コミュニティ政策と公民館との関連については、歴史的に繰り返し議論されてきたことであるが、コミュニティ政策と公民館とを接合させればコミュニティの再生がはかられるという「期待論」が先行している状況がみられる。その意味で、B市の社会教育委員の会議の答申は重要であることがわかる。

五つには、社会教育委員の会議の持ち方についてである。社会教育委員の会議での課題は公民館ばかりではないが、市町村の社会教育委員の会議では重要な課題である。しかし冒頭の九州地区の研究大会の部分で述べたとおり、社会教育委員の会議での関心は、学校との連携に焦点化されているようである。ここには、社会教育委員の会議の持ち方という問題があると推測される。いくつかの自治体でみられるように、社会教育委員の会議の開催日数が少なく、任期2年でのべ5～6回程度の開催日数であれば、社会教育委員は、市町村の社会教育の全体像を把握することは難しい。教育委員会から提出される社会教育上の課題に対して、「社会教育委員の意見を聞く会」といった性格にならざるをえない面があるのではないだろうか。

(文責：上野景三)

## 8 社会教育委員(会議)と社会教育推進体制

—大分県の実践から—

### (1) 大分県社会教育委員連絡協議会の組織と事業

#### ア 大分県社会教育委員連絡協議会の設立

大分県社会教育委員連絡協議会の設立は、地区社会教育委員連絡協議会の発足が母体となっている。昭和35年に、大分県教育委員会の機関として県内6か所に教育事務所が設置された。そしてその教育事務所内に地区社会教育委員連絡協議会の事務局を置き、同年正式に地区社会教育委員連絡協議会が発足した。

その後、昭和49年6月に、地区社会教育委員連絡協議会(県北・別府・大分・佐伯・竹田・日田玖珠)の会長6名と県社会教育委員5名を理事として、大分県社会教育委員連絡協議会が設立され現在に至っている(なお昭和49年に、大分県社会教育委員会議が発足している)。

#### イ 組織

大分県社会教育連絡協議会は県と市町村の社会教育委員によって構成され運営されているが、運営にかかわる経費として、会員一人につき2,000円の年会費を徴収している。ただし大分県からの補助金が廃止されたことにより、運営に関する財政上等の問題もあり、平成25年度より会費を3,000円に値上げした。なお大分県社会教育委員の場合、年会費は個人負担であるが、市町村社会教育委員の会費は当該市町村の教育委員会が負担している。

事務局は大分県教育庁社会教育課におかれ、担当社会教育主事等が日常的な事務を処理している。なお平成20年度から25年度までの、大分県下の社会教育委員数の年度別推移は以下に示すとおりである。平成18年の市町村合併によりそれまで25市町村であったものが18市町村になり、それにともない社会教育委員数も減少した。

平成20年度：288名(内訳:18市町村268名+県20名)

平成21年度：282名(内訳:18市町村262名+県20名)

平成22年度：278名(内訳:18市町村258名+県20名)

平成23年度：272名(内訳:18市町村252名+県20名)

平成24年度：271名(内訳:18市町村251名+県20名)

平成25年度：271名(内訳:18市町村251名+県20名)

#### ウ 主な事業

大分県社会教育委員連絡協議会の主な事業は①研修会、②表彰、③情報誌の発行である。

まず研修であるが、県下の社会教育委員の資質能力向上のため平成21年度まで大分県教育委員会と共催で研修を実施してきた。しかし予算上の問題もあり、現在は大分県教育委員会の主催で大分県と市町村社会教育委員研修会を行っている。なお地区別研修会は、県社会教育委員連絡協議会が主催し開催している。この研修会は6地区の社会教育委員を対象としたもので年1回開催され、開催経費の一部を県社会教育委員連絡協議会が負担している。

次に表彰である。社会教育委員の中から、社会教育に貢献した人を対象に昭和57年度より功



労者表彰を行っている。この功労者表彰は、各市町村から1名以内の推薦を得て表彰している。平成20年度以降の表彰者数は以下のとおりである。平成20年度9名、平成21年度5名、平成22年度7名、平成23年度6名、平成24年度10名、平成25年度11名である。なお市町村合併に伴い、社会教育委員を勇退した人で、功労者表彰を受けていない元委員を対象に感謝状を贈呈した。平成20年度以降は、該当者は存在していない。

最後に情報誌である。県下のすべての社会教育委員に対して、社会教育に関する情報を提供しまた相互の情報交換を目的として、情報誌「波紋」を年1回発行している。事務局及び各地区の委員に原稿等を依頼し、事務局で作成し情報提供などを行っている。この情報誌は県下全社会教育委員、大分県教育委員と市町村教育委員会、公民館等に配布されている。この情報誌は社会教育委員が行っている様々な活動を、少しでも理解してもらうために役立つことを期待し作成されている。

## (2) 大分県社会教育委員(会議)の活動

### ア 答申の作成と大分県社会教育委員(会議)の活性化

すでに述べたように、昭和49年大分県社会教育委員会議は発足したが、平成に入るまで答申等を積極的に行う活動はあまりみられなかった。換言すれば、事務局(県教育委員会)から提案された議題(内容)を議論し、そのまま承認するという「静」的な活動が行われていた(例えば、事務局から提示される1年間の社会教育計画の承認等である)。このような状況が生み出された背景には、社会教育委員はいわゆる「名誉職」的存在であり「役職指定」という認識が社会教育委員、さらには県教育委員会(事務局)にもあったといえよう。もちろん、このような状況に対し疑問を抱く社会教育委員や社会教育主事等の社会教育行政関係者もいたことは事実である。ところが生涯学習が社会的にも強く叫ばれ始めた頃から、大分県社会教育委員(会議)の活動にも徐々にではあるが変化が見られるようになった。

平成に入り文部省社会教育局が生涯学習局に改変され、「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」(生涯学習振興法)が制定された頃には、大分県においても社会教育委員(会議)の活動の在り方を考える必要性が強く指摘されだしたようである。県立青少年施設の在り方が問題になり始めた頃、「県立青少年施設の在り方について一誰にでも親しまれる、より魅力的な施設を目指して一」(平成14年3月)を答申し、社会教育委員会議の活動が徐々に活潑化してくる。このとき、社会教育に対する「熱い」思いを持った社会教育委員と社会教育主事、さらにそれを支える事務局の存在が強い影響を与えている。つまり大分県の社会教育の在り方を根本的に考え、見直そうという強いリーダーシップをもった社会教育委員と社会教育主事、そして事務局の存在である。

このような状況の中で、社会教育委員会議の活性化を目指して、社会教育委員の選任にも注意が払われることになる。「名誉職」的社会教育委員からの脱皮であり、実質的活動をなしえる社会教育委員の就任である。おりしも平成15年頃を境として、以前にくらべ比較的若い社会教育委員も多く就任し、「フットワーク」と「ネットワーク」を念頭におき「動く」社会教育委員(会議)、政策提言できる社会教育委員(会議)が目指され活性化の道を歩み始めた。この背景には、すでにふれたように社会教育委員(会議)の活動をサポートし、大分県の社会教育の進むべき道を常に考えていた社会教育主事(事務局)の存在があった。社会教育主事(事務局)の多くは、停滞気

味な社会教育を活発化し社会教育に関する施策を実施するために、県の「審議会」等の活用を強く意識していた。つまり施策を実施するための「審議会」等の活用である。同時に社会教育委員の中にも、従来の社会教育委員及び社会教育委員会議の活動に疑問を持ち、改革の意識を持った人たちが出てきた。そしてそのような活動に対して、同じ考えと同じ方向性を持った社会教育委員と社会教育主事(事務局)が目標に向かいタッグを組み、協力して社会教育委員(会議)の活性化に取り組んでいったことが指摘できる。

#### イ 社会教育委員(会議)を支える社会教育主事(事務局)

平成18年11月、大分県社会委員会議は「地域社会の協働による子どもの健全育成の方策について一大分発『協育』ネットワークプラン」を答申したが、この答申は全国的にも比較的注目された内容であり、大分県教育行政施策にも大きな影響を与えたものであると評価されている。

この答申の作成過程が特徴的である。というのは、社会教育委員が主体的に答申を作成するという方針のもと、答申作成のために全社会教育委員が小グループに分かれ(分科会)、課題を語り合いながら数回の勉強会を開き、そして全体で数回議論し、答申文を社会教育委員自身が執筆したことである。もちろん社会教育委員には「素人」である委員もいたが、そこには社会教育主事をはじめとする事務局の強力なサポートがあった。その意味では本答申は、社会教育委員(会議)と社会教育主事(事務局)との連携・協働の産物であるといえる。さらに答申作成過程で、社会教育委員会議の委員長が大分県教育委員会にも出席し、答申のねらいや内容を報告したが、それは教育委員に社会教育の意義や社会教育委員(会議)の活動をアピールすることにもつながった。このことが、答申の内容が大分県の教育行政施策にも反映されるうえで大きな役割を果たしたと思われる。なおこの方法は現在まで続いている。繰り返しになるが、このような社会教育委員(会議)の活動にとって、それをサポートする強力な事務局体制の存在を見逃すことはできない。

すでに述べたように平成18年の答申以降、社会教育委員(会議)は活動し、積極的に政策提言を試みるようになった。平成20年3月「教育の協働を推進する拠点としての役割を果たすための公民館運営の在り方」を建議し、平成22年9月には「子どもの『生きる力』をはぐくむ学校教育と社会教育の協働の在り方について—学校教育と社会教育の協働を推進するための社会教育主事の役割について—」を答申した。さらに平成25年2月に「家庭教育支援の在り方について」を答申し、平成26年10月には「協育ネットワークの充実・深化を図るための社会教育行政の推進」を建議することで、目下作業を進めている。なお建議作成の過程で、建議内容を大分県教育行政施策へ反映してもらうため、社会教育委員会議の委員長が県教育委員会議に出席し、建議内容やねらい等の概略を説明する予定である。

このように積極的に社会教育委員会議による答申等を行っている理由の一つとして、大分県社会教育推進体制を確立するために社会教育委員(会議)の活動が重要であり、その活動をもとに大分県社会教育を推進していこうという、社会教育主事等社会教育行政関係者の大分県社会教育に対する「思い」が存在する。それは社会教育委員(会議)を活用することにより、県教育行政において政策提言を実行していこうという考え方でもある。また学校教育が重要視されるのに反比例して、社会教育の存在が小さくなっていっている中で、学校教育改革のためには社会教育との連携・協働関係がきわめて重要であるという強い思いがあったと推測できる。つまり社会教育活動を通しての大分県の教育改革、教育行政改革に対する思いである。

同時に大分県教育長にも、社会教育及び社会教育委員（会議）の重要性を積極的に説明した。このことは結果として、県教育委員が社会教育に対する理解を深める機会を提示することになったといえよう。県教育委員との懇談も1年に1～2回持つように働きかけ、その実現のために社会教育主事（事務局）が尽力した。その意味では大分県社会教育委員（会議の）活性化にとって、社会教育主事等社会教育行政関係者の存在は大きかったといっても過言ではない。

### (3) 社会教育委員（会議）と社会教育主事の連携・協働とコミュニティ形成

#### ア 社会教育委員（会議）と社会教育主事（事務局）の連携・協働からみえてくること

以上のような姿から、社会教育委員（会議）と社会教育主事（事務局）の連携・協働、相互作用があつてこそ積極的な社会教育や社会教育行政の推進が可能になることがうかがえる。大分県における社会教育委員（会議）の活動が、比較的円滑に行われている背景には、社会教育委員（会議）と社会教育主事（事務局）との密接な連携・協働関係があつたといえる。ややもすると、学校教育の残滓的部分を取り扱うというイメージが強かつた社会教育を「本来の姿」に取り戻し、社会教育と学校教育相互のかかわりの中で大分県教育の推進のために、大分県の教育行政施策に社会教育的視点を反映させたいという願いがあり、そのための社会教育委員（会議）の活用であつた。そのことが結果として「答申」や「建議」という形をとり、大分県教育行政施策に反映されたのである（平成18年「新大分県総合教育計画」、平成19年「地域協育振興プラン」等。これらのプランは現在も活用されている）。このように県の行政施策に社会教育委員（会議）の提案や意見が反映されたのは、社会教育委員と社会教育主事（社会教育行政関係者）の連携・協働の姿があつたからである。

この連携・協働体制の構築等に中心的役割を果たした、社会教育主事をとりまく教育委員会の事務局も重要な存在である。事務局長を担当する課長を中心として、社会教育委員（会議）を支援する社会教育主事のサポート体制を創りあげていた。このことは、大分県社会教育委員（会議）が社会教育推進に寄与し得る状況をつくりだしたといえる。換言すれば、答申等が大分の教育行政に影響を与え、また答申等を通して社会教育主事（社会教育行政関係者）が社会教育推進に関わつていたのである。また社会教育委員（会議）と社会教育主事（事務局）の連携・協働がさらに学校教育と社会教育それぞれの担当者（指導主事や社会教育主事等）の連携・協働を推進する契機にもなつたと思われる。その意味では、社会教育主事や管理職をはじめとする有能な社会教育行政関係者の存在は、教育活動を推進する上できわめて重要な要素であり、このようなサポート体制で作成された答申や建議づくりが、社会教育委員と社会教育主事を「育てる」ことにつながつていふと考えられる。

#### イ 社会教育委員（会議）の活動とコミュニティ形成

社会教育委員（会議）と社会教育主事（社会教育行政関係者）が協働で作成した答申から生まれた、大分の「協育」という考え方は市町村教育委員会にも容易に受け入れられた。それが「学校・家庭・地域社会の協働による子育て」へとつながっていくことになった。学校・家庭・地域社会がともに協働関係の中で子育てするという考え方は、「子育て」を核とした地域社会の「つながり」を考える機会を提供した。それは「地域社会」や「大人社会」の再構築を考える視点の提示でもある。このように社会教育委員（会議）と社会教育主事（社会教育行政関係者）が連携・協働した活

動が、コミュニティ形成へ寄与してきた側面を見逃すことはできない。大分県では平成17年3月、条例により11月1日を「おおいた教育の日」とすることが定められた（現在事務局は大分県教育庁社会教育課に置かれている）。学校関係団体や社会教育団体、教職員団体、大学、経済団体、マスコミ等幅広い分野の団体で構成された「大分教育の日推進会議」を中心として、毎年11月1日から11月7日までをおおいた教育週間としている。そしてこの日を中心に、県下で教育問題等を考える様々な取組がなされているが、視点を変えればこの「おおいた教育の日」を中心とした取組もコミュニティ形成に係わる一つの機会と考えられる。この「おおいた教育の日」の制定に関しても、社会教育委員会議の答申等は大きな役割を果たしたといえよう。なお今後、このような社会教育委員（会議）や社会教育主事を中心とした社会教育活動の結果や成果を検証することが重要になってくる。

社会教育活動の展開は、ある特定の地域で、特定の時期に社会教育に理解のある教育長や専門的職員としての社会教育主事等の存在という、様々な好条件が重なったとき活発に展開されることも考えられる（鈴木真理）。聞き取り調査より、大分県社会教育委員（会議）の活動は、このような背景のもとに展開されてきたといえるかもしれない。問題は、社会教育に理解のある教育長や専門的力量をもった社会教育主事等がいなくなった場合、社会教育活動は衰退していく可能性があるということである。これをどのように防ぐのか、そのための方策等を確立することが重要な課題となっているといえよう。

（付記 本報告書の作成にあたり大分県教育庁社会教育課主任社会教育主事兼主幹石井圭一郎氏、元大分県教育庁生涯学習課参事中川忠宣氏に聞き取り調査をさせていただいた。）

（文責：山崎清男）

## 9 自治公民館活動に根ざしたまちづくり

—宮崎県綾町の事例から—

### はじめに

綾町は宮崎県のほぼ中央に位置する中山間地域の町で、人口は7,224人（平成22年10月1日現在）である。全国一の規模を誇る照葉樹林帯と自然保護のための先駆的な取組で知られており、早くから自然生態系農業を導入するなど、住民参加による「自然と人に優しいまちづくり」を目指している。

このまちづくりの中核を担うのが、自治公民館であり、「地域の人々の顔が見える地域づくり」を目指した取組を行っている。（なお、取材に当たっては、綾町教育委員会社会教育課の竹下琢郎係長に御協力いただいた。）

### (1) 自治公民館の歴史

綾町の公民館は、昭和36年1月以降、地区公民館長を区長が兼ねていたが、昭和40年度から、郷田實町長（当時）のリーダーシップの下で、区長を廃止して自治公民館制度に切り替えた。そして、それまで区長が行っていた行政伝達、諸調査などは、行政の責任において実施することとした。それまで、行政の末端機関として、行政の指示に従って動いて来たことへの反省から、「行政に寄りかかりすぎている町民のみなさんに、何とか『自治の心』を取り戻してもらいたい。そのためには、自治公民館を中心として町民全員参加のまちづくりをすすめることである。」という考えによるものであった。また、役場の中に各自治公民館担当の職員を置き、行政と地域のパイプ役を果たすこととした。

現在、町民の誇りであり貴重な財産となっている照葉樹林については、昭和41年に開発（伐採）計画が国によって示された。これに対して、それぞれの自治公民館において、住民が賛否両論の意見を率直に意見交換する中で、照葉樹林を守るという合意形成がなされたことが大きな力となった。

綾町では、平成11年度から「大人が変われば子どもも変わる」運動を子ども会、地域座談会等を通じて実施している。「大人がどう変わればよいか」「大人は何をすればよいか」を明確にして、「地域の子どもは、地域で育てる」運動を積極的に推進している。このため、自治公民館も大きな役割を果たしてきた。

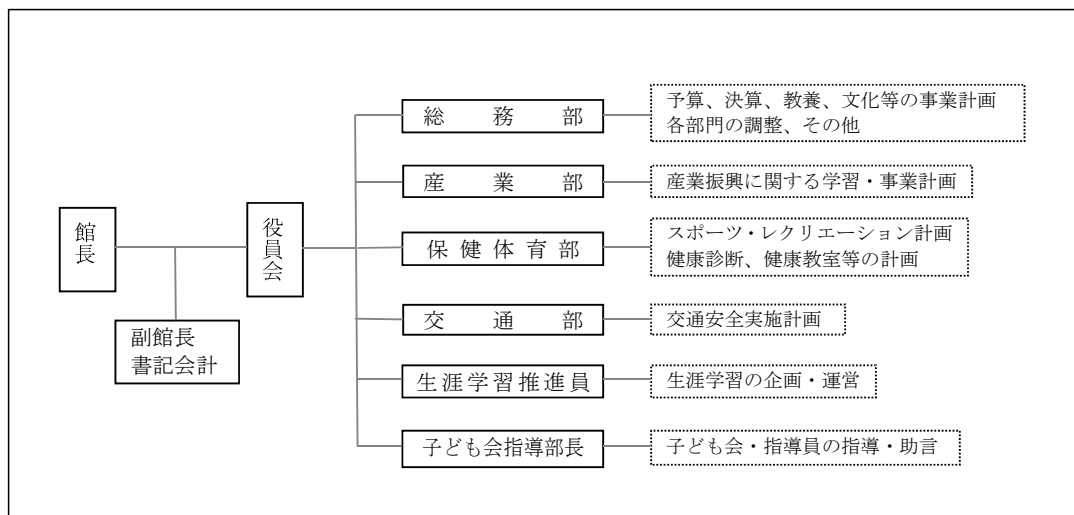
現在町内には22の自治公民館が設置されており、地域住民が協力し合って各種の事業を行い、諸活動を通して住民の自治能力と連帯感を高めるなど、住みよい地域づくりを目的として活動している。

また、町立の中央公民館が、自治公民館が実施する生涯学習講座等の公民館事業を支援するとともに、自治公民館と連携して、綾町公民館大会、自治公民館に置かれている「生涯学習推進員」の研修、町内の作品を集めた町文化祭、生涯学習発表会などを実施している。

## (2) 自治公民館の運営

公民館は住民によって選ばれた役員や係を中心として運営される。公民館の活動組織は下図のように、館長、副館長以下、6つの部会、書記会計などで成り立っている。また、青少年育成会議支部長を自治公民館長が兼務し、地域の関係団体と連携を図りながら取組を行っている。

自治公民館の活動組織



昭和40年には綾町自治公民館連絡協議会を結成し、相互の連携と研修・交流を図ってきた。

町は、公民館活動の振興を図るため、振興費として各自治公民館に対して補助をする一方、先進地の視察研修や運営指導に努めてきた。

## (3) 自治公民館の事業

実施する事業内容は、住民の話し合いによって自主的に決定される。全館の平成24年度の生涯学習講座数は160講座で述べ8,100人が参加している。

各館によって、また年度によって違いがあるが、以下、筆者が訪れた自治公民館の事例に基づいて紹介する。

公民館の特徴的な事業の一つは、生涯学習であり、5人以上集まれば、いつでも実施することが出来る。例えば、書道、生け花、菊づくり、真向法体操、エアロビクス、竹細工、しめなわづくりなどの講座が行われている。指導には地区在住の専門的スキルを有する成人・高齢者が当たっている。近年の傾向として、内容が専門化してきている。

公民館手づくり文化祭は他市町村から高く評価されている事業の一つである。町内の各公民館で実施しており、それぞれが自主的に地区ごとの持ち味を出して取り組んでいることも優れた特徴と言える。

この公民館では、11月の最終日曜日に実施しており、前述の「生涯学習」と結びつき、学習成果の発表の場として位置づけられている。文化祭への出品や展示が住民にとって学習の張り合いとなっている。出品作品には書道や竹細工など、高い水準のものも多い。子ども作品コーナーも設置されるなど、世代間交流の機会ともなっている。

また、農地を1反歩借り上げて20区画を家庭菜園に提供しているが、その収穫物も文化祭に出

品者の名札を付けて展示されている。

婦人会による手料理のおもてなしも、後に述べるように、この文化祭の優れた特徴である。

全員参加の行事として、親子3世代レクリエーション大会が5月に行われ、グラウンドゴルフを実施している。「親子ふれあい賞」、「3世代で賞」、「つらかったで賞」などの賞を設け、皆が賞をもらえるようにするなど、楽しく参加するために知恵を出し合っている。

登館日の事業もユニークである。これは、夏季休業の期間中に、登校日に変えて小学生が公民館に「登館」するもので、壮年会と高齢者クラブが実施している。地域の指導者を中心として、「生涯学習」の修了者や壮年会が子どもへの指導をサポートしている。前年度は竹細工の伝承をテーマに、竹馬、水鉄砲づくりを行った。これには、地区担当の学校の先生も参加し、子どもと一緒に楽しくいただいている。参加した先生は、「子ども達の住んでいる地区が見えた。」「地区の人達と触れあいが出来た。」と述べており、先生方にとっても指導上大変役に立っているようである。

子ども会は第1金曜日の午後7時～8時30分に会合をもっている。小学生だけでなく、中学生も参加して行事の計画を立てたり、実施後の反省を行っている。

子ども会の行事は、新入生歓迎会、夏休みの球技大会（小学生はドッジボール、中学生はソフトバレー）、冬の駅伝などである。また、地区の清掃、花壇の花植え、敬老会、夏祭り、秋祭りなどに参加し、その中で地区子ども会として独自の役割を果たしている。事業の企画・実施に当たっては、PTAの地区担当とも連携をとっている。

壮年会は東諸県郡の防犯モデル地区に指定されていることもあり、防犯活動に力を入れている。活動内容は、夏2回、冬1回のパトロール（5人編成）、防犯灯の点検（2～3か月に1回）などである。また、5月には町内の薬剤散布を行っており、住民から大変喜ばれている。

高齢者クラブは竹ぼうきづくり、公民館清掃などの奉仕活動を行っている。何よりも、伝承活動などにより、青少年健全育成に大きな役割を果たしている。

婦人会は敬老会にお弁当づくりや踊りなどの出し物を行っている。手づくり文化祭のときには、手料理を作って地区内外の参加者のおもてなしをし、参加者相互の交流を図っている。

## おわりに

自治公民館では、館長のリーダーシップのもとに、各専門部、各班等の組織が独自に機能しながら、青少年を含めた幅広い住民が参加して活発な活動が行われている。役員や関係者は、労をいとわず、まちづくりのための学習・文化活動や青少年健全育成活動等に積極的に取り組んでいる。

今後、地域の絆づくりとあいまって、青少年の地域活動の促進や高齢者の学習・社会参加の促進等を図る上で、自治会単位の小地域における取組が重要性を増すであろう。その際、住民の自発的かつ能動的な参画による公民館等の運営を推進することが期待される。この意味で、綾町自治公民館の取組は多くの示唆を与えてくれるであろう。

### 【参考資料】

綾町、綾町教育委員会『研修資料「自治公民館と生涯学習」』

松元捨男、森山喜代香「綾町公民館の誕生期と自治公民館の創生期を振り返って」（インタビュー）（社団法人全国社会教育委員連合『社教情報 第58号』平成20年3月所収）

郷田實、郷田美紀子共著『結の心—子孫に遺す町づくりへの挑戦』評言社、平成7年1月

（文責：上條秀元）

# Ⅲ 社会教育推進体制の在り方に関する研究委員会まとめ

## 【研究委員会検討結果の概要】

### 1 社会教育の推進体制について

社会教育・社会教育推進行政の今日的課題  
社会教育の個性・特徴  
社会教育におけるネットワーク型行政  
制度改革と社会教育  
社会教育推進体制の課題・展望

### 2 社会教育主事について

社会教育主事の設置と任用  
社会教育主事に求められる資質・能力  
総合的な力 都道府県と市町村の社会教育主事の役割の違い  
スーパー社会教育主事の設置について

### 3 社会教育委員について

社会教育委員制度の今日的意義  
社会教育委員の役割と活動  
社会教育委員の独任制  
行政改革と社会教育委員



# 研究委員会検討結果の概要

研究委員会は、以上の「社会教育の推進体制に関する調査」、「社会教育推進体制の現況（ヒアリング調査）」を踏まえて、3つの柱に沿って、研究協議を行った。以下はその概要である。

## 1 推進体制

### (1) 社会教育・社会教育行政の意義・必要性

#### ① ソフト面からのコミュニティ振興

東日本大震災後、とみにコミュニティの振興・活性化への関心が高まり、そのためには、自助・互助・共助及びこれらを支える住民の絆づくりが不可欠である、との認識が広く国民の間に定着しつつある。このことは、コミュニティの振興・活性化がハード面のインフラ整備とあいまって、ソフト面の学習を介して志縁、知縁を形成・発展させる社会教育とそれを支援助長する社会教育行政の意義・必要性を裏づけている。

#### ② 少子高齢化時代の切り札としての社会教育

わが国は世界に類を見ないスピードで少子高齢化が進んでいる。このため、子育て支援、学校教育の支援、子どもの自律・自立支援、要介護出現率の低い世代の高齢者の社会参画支援等が喫緊の課題となっており、この解決には社会教育の推進が不可欠である。

### 【現 状】

① 社会教育の重要性、役割が増大する一方で、社会教育予算の減少、社会教育主事等の専門的職員の減少、社会教育・生涯学習や公民館等を所掌する部局の首長部局への移管など、社会教育行政が弱体化するという矛盾現象がみられる。

② 社会教育が家庭や地域社会の教育機能を高めるという独自の役割を有しており、今日、その重要性が高まっているにもかかわらず、社会教育を生涯学習に解消する傾向も広く見られ、また、学校教育との違いについての理解が得られていないため、社会教育の課題を教育施策化することを困難にしている。

③ これまで、公民館、教育委員会等において、地域課題や住民の生活課題に基づいた学習機会の提供等を行ってきたが、多くの場合、一部の住民を対象とした事業として実施されることが多く、しかも、学習成果を生かしたボランティア活動の促進や地域づくりのリーダー養成などの、目に見える成果を上げるに至っていない。

### 【対応策】

① 社会教育及び社会教育行政の役割、重要性について関係者の理解を深めること

- ・啓発資料の作成と職員研修、社会教育委員研修等における「啓発資料」の活用
- ・社会教育主事等社会教育職員の現職研修の充実

② コミュニティ振興のため、住民の「絆」づくりの基盤となる志縁、知縁の組織化を図りその活動を支援するリーダーの養成

- ・公民館、学校開放講座、大学公開講座、NPO、民間カルチャーセンター、ボランティアグループ等の企画・運営担当者及びリーダー等を対象に

③ 住民がまちづくりの積極的な担い手として「成長」するような学習活動の推進

公民館などにおいて、住民自らが地域の良さを再発見して、それを住民に広げる取組や地域の特性を生かした地域活性化のための学習と実践、学習成果をボランティア活動につなげていくような学習活動を推進すること。

- ・進んだ事例の収集と情報提供
- ・まちづくりモデル事業の開発と全国レベルでの交流の促進
- ④ コミュニティリーダーとしての高齢者の社会参画促進
- ・高齢者の地域貢献・社会貢献チャレンジ活動事業の開発
- ・上記事業・活動の都道府県レベル、全国レベルでの実践交流機会の提供

## (2) ネットワーク型行政の推進

ニーズが多様化、高度化した時代にあって、国民に対する学習支援・社会教育の推進は、個々の機関が単独で行うよりも様々な機関等が連携協力し合っていくことの方が、濃密で効率的なものとなるとの考えが多く関係者から支持され、提唱されてきた。また、「限界集落」など、生活機能を維持することが困難な地域が出現し、そうした地域では住民総意の取組とすべての行政を巻き込んだネットワーク型行政が不可欠となっている。

こうした活動をコーディネートする立場にあるのが社会教育行政で、その人材として最もふさわしいのが社会教育主事である。

### 【現 状】

- ① 近年の社会教育予算、社会教育関係職員等の漸減傾向が、社会教育行政のネットワーク機能を抑止している。
- ② その任務を遂行する専門的教育職員としての社会教育主事の位置づけが確立されておらず、しかも、任用がされない市町村が増加する傾向にある。
- ③ 上記のような状況が一般的ではあるが、M県のように社会教育主事経験者を「社会教育専門監」として課長と同等に位置づけて実績を上げている例もある。

### 【対応策】

- ① ネットワークの中核としての任務を果たす人材の養成と身分・職責の向上(権限付与)
  - ・国が範を垂れる(スポーツ行政における「体育官」が地方自治体に出向し地方の体育行政を支援するように、文部科学省組織令規則に定める社会教育官(4名)を配置するとともに、国及び地方が、一体的に協力し合って社会教育行政を推進・支援する体制を整える)。
  - ・社会教育行政部局の権限を高めるための再編成。併せて、国として、社会教育主事の配置を都道府県・市町村に働きかける。
- ② ネットワークモデルの開発
  - ・ネットワークモデルの開発(学校・家庭・地域の「共育」ネットワーク型、都道府県ネットワーク型、市町村ネットワーク型、施設ネットワーク型(公民館タイプ、青少年教育施設タイプ等)
- ③ 地域の実状に即した「官・民協働型」の推進体制の構想
  - ・地域の実状に即して、社会教育の特性を生かし、「地域主権型」「住民主導型」「官・民協働型」等の推進体制を開発する。

## 2 社会教育主事

### (1) ネットワーク型行政の推進に要の役割を果たす人材養成・職責向上、研修機会の充実

#### 【現 状】

- ① 社会教育主事は、ネットワーク型行政の推進に当たって中核的な役割を果たすことが期待されている。
- ② しかし、その身分・職責は、住民や首長部局等の他の機関との協働を進めていくうえで、中心的役割を果たすに十分な要件とはなっていない。

#### 【対応策】

- ① 社会教育主事の人事における好循環の奨励及び職階に応じた任用
  - ・公務員の人事異動の中で、社会教育主事が首長部局の企画調整部局や福祉の部局など、住民サービスの要となり社会教育との関わりが強い部局に異動し、再び社会教育行政部局に異動し、それまでの経験や人的ネットワークを生かして連携の要としての役割を果たすような人事の好循環を奨励する。また、市町村における教員と社会教育主事の人事異動を奨励する。
  - ・一定以上の社会教育主事・社会教育の経験を有する者を「社会教育専門官」に任用する。(例、M県は「社会教育専門監」)
- ② 今日的作用及び経験年数・職階に対応した研修プログラムの研究開発と研修機会の充実
  - ・社会教育実践研究センターへの研究委嘱
  - ・都道府県教育委員会と社会教育主事養成課程設置大学との連携による研修機会の充実

### (2) 市町村と都道府県の社会教育主事の役割の検討

#### 【現 状】

- ① 市町村と都道府県では、社会教育主事の果たす役割や職務の実態は異なっている。
- ② しかし、その資格取得のために行われる課程や講習の内容は同じものとなっている。
- ③ 近年、社会教育主事の在籍期間が短くなる(人事異動が早まる)傾向にあり、業務遂行のための実質的な期間が短くなっている。

#### 【対応策】

- ① 資格取得の課程・講習の内容の検討
  - ・都道府県の社会教育主事コースの例 市町村支援、広域事業、行政評価等の追加
  - ・市町村の社会教育主事コースの例 社会教育施設支援、事業評価等の追加
- ② 現職研修の実施
  - ・上記の内容を都道府県教育委員会と社会教育主事養成課程を有する大学等と連携して、社会教育の専門職員等のリカレント教育・現職研修を推進する。

### (3) 社会教育主事及び有資格者の配置

#### 【現 状】

- ① 社会教育主事を配置する自治体が減少する傾向にある。
- ② 社会教育主事の有資格者が、公民館や青少年教育施設、NPO法人等に配置され、社会教育の支援、振興に寄与しているケースが増えつつある。また、そうした経験の後、社会

教育主事として任用されるケースも珍しくない。

- ③ 社会教育主事有資格者を学校に配置し、学校と地域の連携に効果を上げている例がある。

#### 【対応策】

- ① 社会教育を推進する要となる専門的職員として、教育委員会への社会教育主事の配置を自治体・教育委員会に強く働きかける。
- ② 公民館や青少年教育施設、NPO法人等に社会教育主事有資格者の配置奨励
- ・有資格者設置事例集の作成(設置の根拠、目的、活動、評価など)
- ③ 学校における社会教育主事有資格教員の配置奨励
- ・地域とつながる教員(社会教育主事有資格者)の活動事例集の作成
  - ・社会教育主事講習における教員の受講促進

## 3 社会教育委員

### (1) 社会教育委員制度の活性化

#### 【現 状】

- ① 現在、教育委員会の議事内容が学校教育中心になっている。家庭や地域の教育力を高め、学校との連携を推進することが急務となっていることから、住民の意思反映の手段として設置されている社会教育委員制度の意義は重要性を増している。
- ② 一部の自治体において社会教育委員が生涯学習審議会等に置き換えられたり、教育委員会の制度活用実態と委員の意識の間には大きな乖離があるなど、社会教育委員制度が有効に機能していない例がある。
- ③ 社会教育関係団体への補助金審査の審議を、他の審議機関等に代替させることが可能になったことが、社会教育委員制度不要論を醸成している感があるが、官民共同のコミュニティ振興を図る観点から社会教育委員制度が必要で維持すべきとの意見が多い。
- ④ 地域課題の解決、地域振興は確かな学習活動に支えられて実現すると考えられ、そのためには、地域の実状に即した社会教育振興計画が策定されるべきで、その役割を担う社会教育委員の活動の活性化が求められている。
- ⑤ 社会教育委員による自発的・自主的な学習活動が行政を動かし、教育委員会から中期の社会教育計画の策定を要請された例がある。
- ⑥ 教育委員会から社会教育委員の会議への諮問が、社会教育委員の自覚と問題意識を高め、社会教育委員の活動を活性化させている、という事例が多く見られる。

#### 【対応策】

- ① 地方自治体における社会教育委員制度必置への国及び県による働きかけ
- ② 教育委員会が社会教育及び社会教育委員制度の重要性を認識し、委員の選任においても、公募制の導入を含めて、積極的な提言を成しうる人選を行うことを奨励すること
- ③ 社会教育の振興方策に関する教育委員会から社会教育委員会議への諮問の奨励
- ・社会教育委員としての意見、提言機会の確保
- ④ 首長部局等と連携した「社会教育に関する諸計画の立案」及び点検・評価活動の推進

- ・特に社会教育中・長期計画策定への社会教育委員の参画の推進
  - ・必要な調査研究活動の推進
  - ・社会教育委員参画による社会教育(振興)計画策定の手引きの作成
- ⑤ 地域の課題等について学習し、自ら行動する社会教育委員の奨励と活動事例集の作成

## (2) 社会教育委員の独任制

### 【現 状】

社会教育委員が、教育委員会の会議に出席して社会教育に関して意見を述べる事ができる、という独任制が生かされた例は極めて少ない。

### 【対応策】

- ① 住民の意思反映装置として、この制度のもつ意義は大きいことから、制度の活用を奨励する。
- ② この機能を廃止する場合には、教育委員の構成員に社会教育委員の代表を入れる。

## (3) 社会教育委員と社会教育主事等との協働活動の推進

### 【現 状】

- ① 多くの市町村では、社会教育委員と社会教育主事等社会教育行政職員が、住民の学習ニーズや地域の社会教育の振興上の課題が共有されていない状況にある。
- ② しかし、一部の自治体では、両者の協働活動により、社会教育委員としての自覚・資質が高められ、社会教育が活性化している例がある。

### 【対応策】

- ① 社会教育計画の策定、社会教育委員による答申作成過程等における(研究調査活動活動を含めた)社会教育委員との緊密な協働関係の推進と審議時間の確保による活動の活性化を図る。
- ② 市町村の輪番制等による、近隣市町村又は広域市町村圏域での、社会教育委員と社会教育主事等の合同セミナー等の研修会の開催奨励とニーズ対応型プログラム開発の推進
- ③ 全国社会教育委員連合の人材の養成・研修機能、地域の教育計画、社会教育計画の作成を支援するアドバイザー機能及びシンクタンクの役割の充実

# 1. 社会教育の推進体制について

## 【社会教育・社会教育推進行政の今日的課題】

### ○ 社会教育・社会教育推進行政の今日的課題をどうとらえるか

**上條** 社会教育・社会教育推進行政の今日的な役割について、よく家庭、地域の教育力を高めるとともに、学校と家庭、地域の連携をすすめること、住みよい地域づくりに参画する住民力を高め、リーダー養成を進めることなどがあげられている。委員の皆さんはどうとらえるかについて、見解をうかがいたい。

**清國** 社会教育活動を通して地域人材が育っていくのと同時に、社会教育の目的の一つにも人材育成がある。双方とも重要である。しかし、近年社会教育の領域ではその機能に陰りが見えてきている。合併による広域化と職員数減、さらに予算削減は、社会教育行政の縮小を余儀なくされている。担当職員の多忙化等もあり、社会教育委員の活動が一部不活性化していることも否めない。加入者減少による組織の高齢化と硬直化がもたらす社会教育関係団体の弱体化も見られる。社会教育行政が補助執行の形で一般行政に移管されていることで、これまでの形での人材育成が、効率化や合理化の観点から十分な取組になり得ていないのではないかと懸念をもつ。

**上野** 人口の減少、超少子高齢社会の進展など急激な社会の変化によって、これまでの様々な社会の仕組みがもたなくなってきた面がある。その象徴である限界集落、介護難民、医療難民などの問題の解決策を考へてみると、学校の統廃合が進められようとしているいま、学校を拠点にして何かに取り組むということは考えにくいのではないか。地域の拠点施設としては公民館しかないという実態からいえば、社会教育を軽視した施策では地域課題の解決ができないと思われ、むしろ地域社会では社会教育へのニーズは高くなっていると言えるのではないか。

また、どこの省庁でもコミュニティの形成は非常に重要であると考え、コミュニティの形成の拠点としての集会機能を充実する施策を推進しているが、一方で基礎自治体レベルでは、公共施設のマネジメント論をもとにした減量経営、効率化の観点から公民館も含めた公共施設の統合、縮小、再編という議論になっている。これらがどう整合性をもっているのかが分かりにくいというえに、文部科学省としての展望も見えにくい。

**山崎** ご意見は原理的には当然と思うが、あえて、逆の見方をしたら、公民館が一般行政に移行することによって、何がマイナスになったのかを検証していく必要があるのではないか。そのうえで、対応策について議論していく必要があるのではないか。

**稲葉** 多くの地方公共団体では「生涯学習とか社会教育は要るのか」と言われていると推察するが、防戦できない、と感じているところがほとんどではないか。行政は少ない投資で

最大の効果をあげることを、教育や学習の機会に対しても求めるので、一般行政になったときにマイナスに出るのか、あるいは、一般行政にはノウハウがないから、民間団体やNPOに頼むことになって、かえってプラスになるのかな、と私自身も思うところがある。しかしながら、教育・学習の効率化、つまり、一見ムダや遠回りに見えてもそれが教育・学習のプロセスとしては効率的に教育・学習を進めることになることと行政の効率化の“効率化”の言葉の意味は異なる、という観点からの論議も必要と思う。

**松岡** 行政内の各課に社会教育を担う役割がかなり浸透し、教育委員会以外で社会教育を推進していくアプローチが開発されてきていることも、社会教育行政の役割の低下という点で見逃ごせない。だから、行政内セクターが行っている社会教育的な事業をどう整理していくか、社会教育行政がどういう役割を果たせるのかが問われているのだと思う。しかし、立場は低下していても、社会教育自体の役割は増大していると受け止めていいのではないか。

**上條** ご指摘のように、昭和60年代前半の臨時教育審議会答申以降、生涯学習の振興が国の主要施策として取り上げられ、社会教育行政の役割が不明確なまま推移していったこと、首長部局が住民の生活課題や地域づくり等の課題を取り上げた教育・学習活動を推進する一方で、社会教育行政がこれらの課題から遊離する傾向が進んだ。また、行政改革のなかで窓口の一本化が叫ばれ、従来社会教育行政が担ってきた機能の一部が他の部局に移管されたことなどにより、社会教育行政の役割が低下していった。しかし、松岡委員のご指摘のように、今後担うべき役割は増大していると考ええる。

**鈴木** かつては、社会教育行政としてまとまったもの、すなわち、社会教育という領域で人間の生活全体をとらえる、という考え方があったように思う。ところが今日、環境行政のように、人間生活のすべてをとらえる別なセクションが出てきた。

そのため、全体を包み込むような社会教育とか社会教育行政、というような発想がしにくくなったと思われる。歴史的な役割を終えたというのであれば、そうかもしれないが、そういう発想自体が難しい。抜本的に新しいものを考え直すのか、部分を補正していくことでいけるのか、全体性が損なわれたことへの対応のあり様が問われている。

**清國** 人材育成機能が社会教育活動の中で見えづらくなっているのは問題である。社会教育委員も、委嘱されることで学びや気づきが促進されることもある。社会教育活動の中で役割を担うことによって改めて先輩の功績に気づいたり、自分が何をしなければならないのか考えたり、仕事ではない活動ながら職責意識が生まれてきたり、地域人としての成長や自覚がうながされる。このような経験が少なくなっていることに不安を感じる。社会教育関係団体における組織の硬直化は新陳代謝が行われないことによるもので、結果的に高齢化と不活性化が起こってしまう。現状に対する解決策がにわかには浮かんでこないが、一人ひとりの力を引き出せる、当事者性が発揮できる、新たな社会教育団体論も必要になっているのかも知れない。

いまは社会が個人に義務を課すような時代ではないので、人々を結びつけることは一

層難しくなっている。暗黙のうちに地域の一員として果たさなければならないことが共有されていた時代ではなくなった。地域の奉仕活動も、例えば1,000円出すことで欠席する権利を得ることができる。またそれを咎めることもない、地域のしがらみがなくなってきた。私たちはしがらみを望んで棄ててきたのだ。これはなかなか厄介であり、市民社会の形成にしか出口はないのではないかと思わせられる。社会教育の今後は、共同社会と市民社会のどちらの社会を目指した人材育成に舵を切るのか、にあるのだろうか。

## ○ 社会教育の独自性や特徴は何か

**上條** ここで、社会教育の独自性や特徴は何かについて改めて問い直してみたい。

**上野** 社会教育は玉ねぎの皮のようなものだ、という議論がある。つまり、戦後の社会教育は学校教育以外の領域と大きく括られた。その後、例えば、婦人会の育成が女性問題になり、男女共同参画行政に移行し、在学青少年の問題は子ども課や子ども未来課に、青年教育は進学率の向上とともに高校、大学に移っていき、その結果、この領域にあったものがしだいになくなっていった、と見られている側面がある。

だが、先ほどの鈴木委員の議論と関連させて言うと、もともと社会教育というのは、領域が最初から明確にあるというより、その時代時代に、その社会が抱えている諸問題を解決する装置としてあったものといえる。春山作樹の「社会教育は組織化の道程にある教育」という説を念頭において、今の時代に引き付けていうと、これまでの仕組みというのは充足してしまっ、一般行政に移行していったようにみえるけれども、実際には、生活課題みたいなものは今もなおあると思う。例えば、若者問題に象徴されるような問題は、内閣府だけではどうにもならないのだけれども、それを社会教育が引き取ることができない現状がある。つまり、何をどう組織化しなければならないかが見えていないということなのではないか。

**鈴木** 30年も40年も同じような状況で、社会教育は宿命的に同じことを言われ続けている。実践事例をみると、新しいことも1年か2年でマンネリ化だと言われ、それが何十年も続いている。昔、春山作樹が言った「社会教育は組織化の道程に上りつつある教育」ということは、いつも道程に上りつつあるのものであって、完成するものではないのが社会教育ということになる。逆に、その特徴を活かしていくことを考えることの方が重要と思う。

**松岡** 子どもを中心軸にすえて社会教育・生涯学習を推進しようとする文脈が強かった時代があったが、今はその動向が落ち着いてきていて、社会教育行政の役割を、子ども、子育て支援から転換する傾向が、基礎自治体のレベルでは生まれ始めているという印象をもっている。

**鈴木** 社会教育の役割が何もなくなる懸念はないか。最後に残っているのが学校や子育てに対する支援であって、それを首長部局の子どもなんとか課で担えばいいということになれば、教育委員会の社会教育の役割はもうないという話にならないか。



**松岡** たしかにその危険性はある。やはり、学習の個人主義化みたいなものが強調された生涯学習振興政策の影響は大きい。1990年代になって反省があったものの、さきほどの話のように様々な社会的問題や学習課題に応じたプログラムが広がり分散していった。しかし実は、学習が分離的に広げられても社会の役に立たないからなんとかしなければいけないと、分離したものをどう連結させていくか、具体的に言うなら、ある領域に関心をもっている人たちが接近して、ラングランのいうインテグレーションの必要性を感じ始めた。

すなわち、初期の生涯教育政策は、いわゆる領域と人間集団の統合と言われた部分を担う部局がなく、あるいは総合型の部局はあるけれども領域が狭かった。社会教育は玉ねぎのようなものといわれたが、つなぐ芯みたいなものをもう一度再生させていかなければならなくなった。その役割を専門職の人たちの力に頼らざるを得ないものになるわけだが、ファシリテーター、コーディネーターという人たちが、スキルで終わってしまうのであれば、おそらくその役割は果たせない。本当に想いを込めて、いくつかの領域やいくつかの人々を出会わせるような役割を果たす人々が存在することによって、古くて新しい社会教育行政が立ち上がっていくのではないかと感じている。

**鈴木** 基本の部分はしっかりした方がいい。社会教育にはふたつの壁がある。ひとつは、社会教育は教育であるということ。さらに、教育には、家庭教育、学校教育、社会教育があり、学校教育とは違うようなタイプの教育として社会教育があるということ。このように二重に論理構成をしなければいけないし、二重の「敵」がいる、と考えなければいけない。一般社会では社会教育は教育だといって頑張り、教育の世界、学校教育の人々に対しては社会教育の固有性を主張する。そのなかでどうしていくかを考えなければいけないから話が難しい。

**松岡** 一般の人に向けて社会教育を主張するとき、教育のイメージを、学校教育と社会教育の「教育の本質」が違うところを組み込みながら、「教育概念とはこういうものですよ」と言ってきているが、実はそれが曖昧なのではないか。

一般の人たちは、教育というと、教師がいて、生徒がいて、組織化されていることをイメージする。だから、一般向けには、「社会教育はこんなに違う」と主張することでいいが、そうした社会教育のスタイルは、環境行政や福祉行政が取り組んでいるものとあまり変わらない気がする。その人たちに対して、「このようにやり方が違う」と、一般行政に社会教育の関係者は提案したかったけれど、それができなくて、社会教育行政と他行政との境界線があいまいになっている。そこで、「違うタイプの教育がある」という主張に説得力がないとすれば、むしろ、社会教育の関係者に対して「教育だということをもう一度考え直せ」という意味での主張は大事だと思う。

**上條** 世間一般に、教育とは先生が子どもに教える、というイメージが強いと思う。しかし、従来から社会教育では、人々が学び合い、高め合い、学んだ成果を社会に役立てるために、教育的な働きかけをするという役割を担ってきたと思う。一方、学校教育も、方法的には社会教育に非常に接近してきた。つまり、教師が一方的に子どもを教えるというのでは

なく、子ども自身の自己学習力を高めていくというアプローチを重視するようになってきた。

そこで、基本的な違いは何かというと、ノンフォーマルとフォーマルといった制度的な相違とともに、社会教育の場合には自発性とか自ら選ぶということにあり、対して学校教育の場合には、教育を受けることは義務であると子どもが感じており、学ぶべき基本的内容も決まっているということにある。

**松岡** そのとおりだと思う。自発性とか自主選択を実質化するために、学校教育と違って社会教育がどういう工夫をしてきたのかというと、大人の世界になればそれが当たり前だからということに長いこと安住してきたのではないか。

行政にしても企業にしても、大きな力をもっていなかった時代には、住民が自発的に動かなければ、生活が成り立たなかった。ところが、様々な社会サービスが高度経済成長の産物として整備されるようになってきて、自発性がそんなに強くなくても生活ができるようになると、自発的な選択をするにはあまりにも多様なものが存在し、あるいはいろんな人たちとの出会いが少なくなって、1980年代頃から社会教育は機能不全を起こしはじめた。学校教育の人たちが、社会教育関係者はきつと違う工夫をしてきたとみてきたにもかかわらず、工夫はたいしてしていなかった。しかし、われわれは、この20年ないし30年近く、いろんな工夫をしてきたはずで、グループワーク論みたいなものもずっと前からあったわけだけれど、経営学関係の人たちがいうワークショップ、ファシリテーションということがあたかも新しいものであるかのように言われて、社会教育で丁寧やってきたことを打ち出せないまま、二番煎じ的になっている。社会教育はその人たちと比べて何を言えるかが明確になっていけば、社会教育委員と社会教育主事の役割というのは、もう一度浮き彫りにされるに違いない。

**上野** 玉ねぎの皮と芯の部分だが、問われているのはそこだろうと思う。先ほど鈴木委員の「ふたつの壁」の話から、社会に対しては「教育」が大事で、教育に対しては「社会」と結びつく教育を構築すべきではないか、という明治期の山名次郎の「教育の社会化と社会の教育化」の議論を思い出した。その後、大正期に川本宇之助が教育の機会均等の議論をし、貧困児童とか障害児の教育の機会、それを「特殊教育」といって、社会教育で引き取っていかうと主張されていた。そうした手がついていない課題に先駆的に教育の機会保障をしていくというのが、社会教育の担ってきた歴史的な役割ではなかったかと思う。しかし、それが制度化されると、制度化された部分が皮になって、さらにより専門的な行政が枝分かれしていく。

そこで松岡委員に尋ねたいのだが、新教育基本法で社会教育は「個人の要望、社会の要請に応じて行われる教育」とされている。先ほどの初期の生涯教育振興政策というのは、共同学習というものが、地域の変容つまり高度経済成長によって労働力が流動化することによって個人単位になり、さらに個人の付加価値を高めていくものとして、生涯教育が一定の機能を発揮した。ところが、社会教育は、個人レベルにおける民主的な知識と行動様式の獲得と同時に、暮らしている社会をどう作っていくのかという、両方のことがこの表現に含まれていると考えられるのではないか。そういった観点から、そうした機能が

期待されている公民館をもっと見直すべきではないかと思っている。すなわち社会教育は、個人と社会の接点を問うてきたと考えられるが、初期の生涯教育政策になると、個人ベースになって社会形成の部分が後退し、専門的な分野が枝分かれしていった。それをもう一度再統合する論理を社会教育が作り上げられなかったというわけだが、その点について何か考えがあれば教えていただきたい。

**松岡** 最近、ファシリテーターとかコーディネーターとかいってプロ化して専門職化しているように思えるのですが、これは芯の部分を作り上げていくためにはどうしたらいいかということを問うような立場からみたら、そんな技術論では無理だと思っている。

**鈴木** ワークショップの理論とかは社会教育の核心の部分ではないと思われる。問われるのは、個人と社会の接点とか、教育的価値というところでなくてはならないのでしょうか。

#### ○ ネットワーク行政はなぜ機能しなかったか

**上條** 社会教育がいろいろなところで担われるようになる中で、社会教育行政がある部分だけを担うということだけでいいのか。社会教育法で、社会教育は学校教育と並ぶひとつの領域ととらえられ、その社会教育を担うのが社会教育行政であったわけだが、社会教育を担う機関・団体が広がってきたことへの対応が十分にされてこなかったことに問題がある。この反省から出てきたのがネットワーク型行政、学社連携の発想ではないだろうか。

**濱中** 第6期中央教育審議会生涯学習分科会における「議論の整理」で、ネットワーク型行政の在り方について提唱された。すでに、平成10年の答申において注目されていた「ネットワーク型行政」が、15年が経過して、改めて提言されている理由は何なのだろうか。もし、ネットワーク型行政が本当に「浸透しなかった」「機能しなかった」のなら、その理由について検討すべきではないか。

**松岡** 「ネットワーク型行政はなぜ機能しなかったか」という問題提起だが、それは簡単にできるものではないので、これから、ネットワーク型行政として変質していく可能性があると考えている。例えば神戸市では、ネットワーク型行政に向けての質的な転換が図られようとしている。社会教育委員の会議の代替機関がどう動いているか、データだけではよくわからないが、もしかすると、それがネットワーク型行政の方向に転換していると積極的に捉えることができるのかも知れない。

**濱中** 実際には、ネットワーク型行政の推進に向け各都道府県では社会教育行政部局の「生涯学習推進局・課」等への名称の変更が行われたが、実態として大きな変化はなかった。また、行政部局間の連携事業等は展開されたが、予算を持つ部局が主となり、他の関係部局は連携という名のもとである意味下請け状態であった。その中でネットワーク型行政の中核を担うべき社会教育主事は、人員削減等の理由から、専門的教育職員というよりは

一般事務職員と同じ内容の業務が増えている状況にあるのではないか。

**稲葉** 都内の市町村では、社会教育課を地域教育課や教育支援課、学校・家庭・地域連携課などの名称に変えてきている。社会教育ということばを変えても社会教育の領域は必要だと認識されるなら教育行政の一部に位置づけられるだろう。制度がゆるやかであることが特徴の社会教育行政は、行政がやらなければならないことが法定されておらず、制度がしっかりしている学校教育に依存していかなければ事業や予算がつかない現実がある。

ネットワーク行政がうまくいかなかったのも、連絡調整することになんら組織上の価値が認められなかったからではないか。ネットワーク行政の「核」とか「扇の要」となると言われてきたが、社会教育行政の独自領域や資源があれば手をつなぐ相手が見え、自分の足りないところを補う、あるいは相乗効果をもたらすためのネットワークが有効になると思われる。絵に描いたというのか、宙に浮いたネットワーク行政が語られてきたように思う。

**松岡** ネットワーク型行政が提唱されてきて、学校教育の文脈では、子どもを軸にして教育を再編していくという動きがあった。学校教育行政は教育委員会内部にあって、他部局と連携しにくいので、社会教育行政が中間に入ることによって、子どもの育ちや子育て支援を充実させていこうという意図があったと思われる。そういう文脈のなかで社会教育行政は大きな役割を果たさなければいけなかったはずなのに、想定のようにはいかず、むしろ役割が小さくなり、いくつかの自治体では、子どもとか家庭に関わる部局が独立したり、首長部局に移管されたりして、社会教育行政が担っていたものが外れていった。これから先、はたして子どもを育てることだけが社会教育の役割だったのか、きわめて当たり前のことだが、そこが問い直されていく必要があると思う。

また、先ほど話題になった生活課題、地域課題は、社会教育関係者はお題目のように言い続けてきた。しかし、地域というものがそもそもよく分からないから、現場に行ってみても対応しているものが非常に分かりにくく、事業の効果を測定している行政の文脈でも分かりにくい。それで、社会教育の役割、立場はないのではないか、ということになっていったように思われる。

## ○ 「総合化」「統合化」の意味を問い直す

**山崎** 社会教育がもともとあって、実は様々に分化していったけれども、本来の社会教育はどうかといったときに、鈴木、松岡、上野の3委員が共通して、総合化とか統合化と指摘されている。かつて言われていた生涯学習行政は総合行政とどう違うのか。

**松岡** 当時は、たぶん提唱している側も意味を分からずに使っていたように思う。20年以上を経て、総合化とか統合化の意味は何なのか、具体的にどういうものなのか、われわれはもう少し丁寧に見ることができるようになっている。例えば、なぜ総合化が必要なのか、なぜ学習活動や教育活動が総合化されなければいけないのかなど、いくつか挙げられる。

まず、われわれは個々人の社会教育を、人権をベースにしながら動いており、そこに

は、一人ひとりの生涯という問題があり、もうひとつは人間によって構成されている社会がどう発展していくのか、ということである。このふたつのベクトルがあって、総合化というものがないかぎり、人間の力は役に立っていかないということは直観的にわかる。

さらに、統合化に関していうならば、これはラングランが提唱した部分かもしれないが、個別に行われている様々な活動が連携してより上位の政策や社会のシステムを変えていく力になるとの考えから、統合とか総合化が言われている。なぜそう言われているかという、人口の減少化問題あるいは環境とか福祉の問題が立ち行かなくなっているという制度疲労の問題がある。そういう社会全体の行く末が見えなくなっていることをリアルに感じ取っている人たちの中で、専門家とか一部の人間たちだけでこれを整えていくことの難しさが認識され始めている。しかも、今の社会の大半をコントロールしているのは、人間の欲望だったり、消費社会だったりしており、消費者としての人間がどう変わっていくかは仕組み全体に大きな影響を与えるので、そういう意味で、一人ひとりの人間、一人ひとりの人間が集まった集団がどういう力を発揮するのかが、どの部局においても注目されているからだと思う。

**上條** 統合化についてですが、ポール・ラングランが唱えたインテグレーションの考えを日本に導入するに当たって、昭和46年の社会教育審議会答申は、訳語の「水平的な統合」に当たる表現として、「連携」という言葉を用いた。その理由は、「統合」という言葉は、「上からまとめていく」とか「一つにまとめあげる」というイメージが強いので、お互いの自主性を尊重しつつ協力して取り組んでいくという趣旨から、「連携」という用語に置き換えたのではないかと思う。

インテグレーションの本来の意味と、日本語訳の「統合」はもしかしたらニュアンスが違うのかも知れない。いずれにせよ、私は「統合」という言葉は使わないほうがいいと思っている。

**山崎** 松岡委員の発想は裏を返せば、学校教育とか社会教育の連携や協働というところにつながっていくと考えていいと思う。ベクトルがいろんな方向に向いていたらプラスにならないから。

**松岡** 学校教育は、極端に言うと、明治以降の近代化のなかで、立身出世型の個人の力を高めるというイデオロギーが強く、学習評価とか教育評価というときに個人の評価でしかない。社会教育は、それも大切にするけれど、同時に、集団や組織の力をあわせて評価する。首長部局とか市民活動をやっている人たちの視点は、社会的に還元できているか、生産性が上がっているか、などの尺度が非常に強くて、教育の部分が二の次になりがちであるのに対し、社会教育は徹底的に人を信じるところが核になっている。

**鈴木** 学校教育と社会教育の連携が言われているが、前提のところ踏みとどまらなければいけないことは、学校教育は巨大なもので、社会教育はちっぽけなものだということ。この現実を社会教育の関係者は忘れて、学校教育と社会教育を連携すればいいと言っている。連携といっても、車の両輪論を考えたときに、片方が小さいと大きい方に行ってしまう

うわけだから、連携で同じようなことができると思ったら大間違いで、社会教育の意味は何かを考えなければいけない。連携論とかネットワーク論がなぜ意味のないものになっているかというのは、社会教育の役割をあまりに大きなもの、と考えているところにある。

**上條** 車の両輪論は、社会教育をどう捉えるかということだと思う。学校の方が大きいのでぐるぐる回ってしまうというのは、これまで、社会教育の関係者が、社会教育を社会教育行政の所掌分野に限定して考えていたからであると思う。首長部局の事業、社会教育関係団体やNPOなどの民間団体の取組を含めた、地域の社会教育活動全体を視野に入れば、まさに車の両輪論は成り立つと思う。この視点に立つと、NPOのような住民の自主的な活動も育ってきているので、学校と連携することによって、さらに大きな力が発揮されるんじゃないか。それがいわゆる社会全体の教育力ということになるのではないか。

**上野** 公民館を一般行政に移してコミュニティづくりに資するという方向性が現実のものとなっているが、一般行政に移ったときに、クリティカルシンキングを担保する条件やシステムはどんなものか見えていない。実際の例に即していえば、一般行政にいったからといってネットワークできるかというとは必ずしもそうではない。子ども・若者支援法に係る施策を、内閣府がネットワーク化を図って推進しているかというとは必ずしもそうではない。子育て支援システムが平成27年度から始まるが、福祉行政がネットワーク化を推進しているかというとはそうではない。ともにそれぞれの仕事としてやっている。若者の就労支援にしても、労働行政は就労率だけを問題にし、若者の社会的自立についてはほとんど関心を持っていない。

ネットワーク型行政という言葉はきれいでよさそうだが、抽象的であいまいなものである。大事なことはニーズに応じ、一部局だけで対応できない問題に行政チームを編成したり、関連する行政とともに、教育や学習の要素を含めて課題解決に当たることではないかと思う。

**上條** 行政の間をどうつなぐかというレベルに限定して話をしていくとなかなか前に進んでいかない。大事なのは住民の間をどうつなぐか、住みよいまちづくりの実践者をどう育てていくか、ということではないか。しかし、まちづくりという目標は共通していても、福祉や環境ではNPO等が別々にやっていて横につなぐものがないため、独自の活動を助長しながらも、横につないでいくコーディネーターが求められている。社会教育主事や教員がそういう役割を持つことも重要であるが、行政主導にならないためには、住民の中でコーディネーターが自主的に育っていくように支援することが大事なことである。いまはそれができていないが、それを推進できるのは社会教育主事であろう。

**山崎** 元東大の佐藤学さんの「学びの共同体」というのは、先の話の論理を取り入れているのではないですか。

**松岡** 佐藤先生がいう「学びの共同体」は、ジーン・レイヴの学びを組み込んだ実践共同体の

考え方を教育の現場に持ち込んだものであり、学校教育の文脈で説明されることが多いが、本来あれは地域とか社会において、異質な人たちとか一定の共同性をもった人たちが、実践の中で学びを生み学んでいくということ。どういう条件のときに学びが生まれてくるか、ということ議論する文脈で、学びの共同体の意義や重要性を考えなければいけない。

学校教育もこのことを意識して、いろんなスタイルを導入している。じゃあ社会教育は何が弱いのかを考えなければいけないが、社会教育はたいしたことはできていないというのが鈴木委員の意見のように思われるが、僕はいまだに世界を動かせると思っている。なぜかというと、学校教育はマジョリティに役に立つ人間を再生産するための機能が非常に強いのが特徴で陽の当たる場所に出て当たり前であるのに対し、社会教育は、少し前の時代まで、ちょっと待って、「それでいいのか」ということを考える空間を担保することを重視していた。その機能がなくなった瞬間に何もなくなっている、と一部の人は思い始めた。だから、社会教育の強みをどう見つけていくかということが重要と思う。

## 【制度改革と社会教育】

### ○ 制度改革の中で社会教育をどう位置付けるか

**上條** 「地域主権」の動き、国の教育委員会制度改革の動き等の中で、社会教育推進行政及び社会教育委員制度をどう位置づけていくべきかについて見解をうかがいたい。

**松岡** 実態として、地域の中にある社会教育的な活動、あるいはNPOの活動、ざっくりいうと新しい公共として注目されているセクターは実はそんなに力がないことが分かっているからこそ、学社連携、学社融合のなかで、学校教育が新しい軸となっているのではないと思われる。NPOがたくさんあるといっても、地域によって違って、阪神淡路大震災以降、NPOがたくさんできた神戸のようなところでも、NPOは淘汰されていって、専門的な活動しかできていない、地域の人を巻き込めない、ボランティアがいない、という例がたくさん出ている。NPOと学校が連携すると綺麗なプログラムができるが、それはあくまでも分かった気にさせるようなワークショップの羅列だったり、参加体験的な学習で終わっていたりして、結果的には、地域のなかで何もできていない。1990年代から21世紀の初頭頃からNPOとか新しい公共に頼ってきたが、NPOとか新しい公共といくら言っても、地域の教育力を高めていく力にはなっていない。学校教育にくっついていても、せいぜい学校教育の力を社会的にするだけのもので、社会が求めているような生き抜く力につながって新しい価値を生み出していく力を発揮させるものになっていない。

それゆえ行政が教育力を高めていく仕掛けを作り上げていく必要がある、本当の意味での地域や社会を作り上げる人を育てるための専門的な部局が必要となる。教育委員会に戻していいのか、教育委員会とは異なるタイプの、教育委員会のもっているよさを生かしながら違うものはないか、という探りのなかで、社会教育行政の新しい立ち位置が生まれ始めているのではないか。ただそれは、法制度が縦割りになっているので難しい問題

がいっぱいある。その意味で、これからは、行政の教育力が求められるのではないか。

**上條** 教育委員会制度の改革論議の過程で、本会が中教審のヒアリング団体に指名された。ヒアリングに臨むに当たって、会長は、社会教育は学校教育の母胎であり、社会教育が学校教育を育て、家庭教育も施策的には社会教育から、ということをも主張しようと考えているが、いかがでしょうか。

**松岡** そのとおりだと思う。学校教育は、現代社会の教育の補完的な機能で、人類の歴史から考えたらすごく浅いもので、しかも人間の発明したシステムだから、それにずっと依存し続けるというのも変な話だと思う。コミュニティを所掌するどの部局でも、コミュニティがもっている単なるサービス機能だけでなく、教育機能がどんどん落ちていって、当たり前が当たり前じゃなくなり、何が当たり前かわからなくなって、人によって全部バラバラだということが認識されてきている。再度、広い意味での社会教育を活性化させなくてはならないと思う。

**鈴木** その議論は撤退するための議論になりかねない。社会教育が教育の原形態でそこから学校教育が出てきたと主張したい気持ちはわかる。しかし、社会教育というあやふやな原形態があって、そこから学校教育が出てきた、社会教育行政が出てきた、また別なものが出てくるだろう程度しか言えない。今あるものを全くやめて、何かをすると言うなら別だが。

学社融合というのは、何かと何かがなくなって新しいもの、別なものとして生まれ変わることにしなければいけないという発想なのだろう。学校が残って、社会教育が残って、というのは融合ではない。そこまでいかないといけないのであって、社会教育が強調することにもならないから、それは綺麗に撤退するための仕掛けみたいに思えてならない。

**上條** 学社融合論は、制度の融合というよりは、教育機能の融合を重視した考え方であると思う。例えば、青少年教育施設における特定の事業を学校の授業と融合することによって、別々に行う場合に比べて、より質の高い教育を生み出すような営みを指している。

**鈴木** 具体的な次元でのプログラムの共有をどう作り上げていくかはよく分かるが、大きな議論にしないほうがいいと思う。同じ役割をもっているというのは現実的にはナンセンスで、違う役割があって、それが無くなるとまずい、というような言い方をすべきでしょう。

**松岡** 社会教育が学校教育の母胎となっているのであれば、母胎らしくならなければいけないはずで、社会教育は社会自体を支えていくもの、という認識をどうやって高めていくかを考える必要がある。手っ取り早いのは、首長が社会教育の役割を理解してくれることだと思うけれど、それは非現実的な話かもしれないので、政治とか経済と社会教育は連動させていくことを構想する必要がある。例えば、公民館の講座で提案したことが施策に



反映されるならば、住民は一生懸命やると思う。ところが実際は、パイプがないため、自分たちが学んだという自己満足にしかならない。もっと政治力を取り戻していくような実践がない限り、社会教育の再活性化はありえないと思われる。そういう意味で、社会教育には社会の力になっていくようなプログラムが必要である。

そして公民館の職員、社会教育主事、社会教育委員はそれだけの力をもっていなければならない。例えば、地域で力を持っている人たちの集団が社会教育委員の会議であれば、全国で社会教育委員が集まってこれやろうと決まったら、影響は大きいはずなのに、実際は充て職だったり、1回も発言しないような委員がいたりして、そういう力にはなっていない。

その点、期待できるのは地方分権である。地方分権によって小規模自治体が活性化するという政治的な仕組みができれば、その拠点は名実ともに社会教育の施設、あるいは社会教育の集団になる可能性がある。過疎の地域とか限界集落は行政区のさらにまた一部で、その一部の人たちがどれくらい元気になり力をもてるようになるか、というところに視点を定めるということは昔から言われてきた。そこに社会教育の果たす役割はないだろうか。

**鈴木** そんなこといっても現実的には人がいないから難しい。

**上條** 社会教育の重点を置くエリアはどこかということも大きな問題ではないか。これからは、日常生活圏における人々の絆づくりとか、地域づくりに積極的に参加するような関係をいかに作り出していくかがポイントになると思われる。

**松岡** 私もそれは賛成だ。小地域の力がその市町村に発揮されて、上に対して突き上げていくという政治システムは理想でしかない。小地域での繋がりや絆の重要性を主張しても、上からは勝手にやって、と言われる。しかし、小地域には学習活動の趣味・余暇・レクリエーション・スポーツなどを束ねて、何かの力を発揮する組織化の力があるかといったら、それはない。専門的な職員や力をもっている人たちがいればいいけれど、いない場合が多い。だから、その小地域をしっかりと理解し課題を意識して、マクロな社会とどう関連づけていけるようなリーダーシップをもてる人間が必要になってくる。

**上條** そういう観点で、ヒアリングの対象に宮崎県の綾町の自治公民館を選定した。小地域には職員を配置する財政力はないけれど、「地域の人びとの顔が見える地域づくり」を目指して、住民の自治能力を生かした社会教育活動を行っている。このような身近な地域における社会教育活動を、今後提案していくことが非常に重要なことではないか。

ところで、いま市町村レベルで見ると、まだ数は少ないものの非常に健全なNPOが生まれてきている。その意味で、これからの社会教育は、それらの活動を奨励し、まち全体に住民の自発的な活動が広まっていくような、地域の教育力を高めていくことが求められる。それが先ほどからの話のたまねぎの芯になっていくのではないだろうか。

**鈴木** 松岡委員は小さな地域でいろんなものを活性化して、というけれども、できない地域

もある。社会教育では、全部同じように、一律の制度が適用可能だということにはならない。基準を複数に、と言われて久しいが、そういうふうを考える必要があるだろう。

**松岡** 現実はそのとおりかもしれない。お金を出すときに、なんでもOKというのではなく、費用対効果を見て、投資する価値があるかを吟味するわけだから。

**鈴木** 社会教育になじまないものである、ということはきちんと主張しなければいけない。現実はどう対応するかは別にしても、指定管理者など社会教育になじむわけではない、ということを行わなければいけないわけで、この流れでいいというようなことを言うてはいけない。

## 【社会教育推進体制の課題・展望】

### ○ 社会教育委員制度の課題と展望について

**鈴木** 社会教育を、「地域教育」のもとで語ろうとするのが一番あぶない。学校教育、家庭教育は教育が行われる場でしかない。それらの内容や方法のすべてが違うことから話をはじめなければならない。東京都が地域教育プラットフォームといったが、学校との連携というならよくても、「地域教育」と言ったのでは社会教育は学校教育に従属するものでなくなる。社会教育の意味を強調しなければならない。

**松岡** 地域教育プラットフォームというのは、福祉や様々な地域づくりの人がまずつながりをもって、集団としての力をつけていかなければいけない、という趣旨だったと思う。問題なのは、地域の人たちが本当に結集して子どもたちの育ちを支援しているのか、地域がその担保をしているのか、ということであろう。地域はそんなに健全であろうか。

戦後の社会教育は、地域間や時代を超え、相互研さんを通して学びをすすめる、それを冷静に語り、検証し、批判する、というような風土をつくってきた。だから、単純につながりができて地域の教育力が高まる、という主張を無批判に受け入れたり、つながりやプラットフォームを無批判に喧伝したりすることは、学び方という価値を大衆社会に注入することになるのでないか。それはこわいことだ。

**山崎** 社会教育の「立ち位置」を明確にしつつ、学校教育と社会教育の「棲み分け」及びどのような「協働」関係を創っていくかを明確にしていくことが課題である。また成人教育（学習）とのかかわりでいえば、成人の学習権を保障する観点から、社会教育をとらえなおしていくことも課題として考えられる。

**鈴木** 戦後に形成された社会教育の制度が全体として崩されていくような傾向にある。学校の支援でようやく息をついているようなあり様が社会教育の現状である。そのため、社会教育関係職員はもとより、学校教員、首長や議員の社会教育への理解をどう得るかが、社会教育の復権、社会教育の振興のカギであるように思う。

**濱中** 地方分権や主権・規制緩和の推進のキーワードである「各自治体の自主的判断」、さらには公民館運営審議会の必置規制の廃止等により、社会教育における住民の意思反映の仕組みが後退したのではないかと。地方分権の推進によって、各自治体の独自性が出ていはずなのに、実態は、行政のスリム化が優先される現状にある。また、生涯学習政策がコミュニティを核として進められ、従来、社会教育が地域住民の生活に根ざしながら進めてきた制度的な基盤が縮小・形骸化しているのではないかと。さらに、行政において、従来の社会教育が私的な「学習」への支援と理解され、このことにより学校や児童・生徒への支援だけが社会教育行政の役割となってきたのではないかと。

**松岡** 首長や他部局との関係性も大切であるが、肝心の住民組織と社会教育行政との関係は、今一度丁寧に検証する必要がある。住民自治と連結している活動があれば、彼らの意向と離れた、住民意識から離反した学習支援活動もあるように思われる。一般行政－社会教育行政－住民組織の関係を再調整する必要があるのではないかと。

小地域単位での住民のコミュニティ形成を活性化する目的で、既存の住民組織だけでなく、生涯学習や社会教育・地域活動・社会的活動に関心のある有志で組織化される「社会教育サポーター」を組織化してはどうか。この組織化の核に社会教育主事、社会教育委員または公民館主事が位置づけられるとよい。

**上野** 公民館を、一般行政部局へ移管した方が効率的であるというような議論があるが、それが正当に検証されたものなのかは、疑問である。その考えは、むしろ公民館がこれまでより軽視され、行政目的に従属させられることになりはしないのか、と懸念される。

**山崎** 社会教育は常に学校教育の「後」を歩いてきたといえる。換言すれば（地域の）成人や子どもの教育活動において、社会教育の独自性がなかなか見えなかったと思われる。現代こそその独自性が求められている時代である。

**上野** 展望を語ることは難しい。だが、超少子高齢社会の進展、若者の就労支援の必要といった、国民生活の実態に基づいた議論と実態に応じた推進体制を考えることが必要であろう。

その際、「地方自治の本旨」につながる「住民自治」を担保する「学習の自由」という考え方は重要である。というのは、教育行政が首長直属になったり、社会教育行政の一般行政への移管が進み、社会教育が、行政目的の達成にむけた戦略へと転換しかねないからである。

新しい発想を得るためには、歴史だけではなく、他の国に学ぶ比較研究も必要である。

**山崎** 県と市町村間で、あるいは県レベルでの行政機関内、市町村レベルの行政機関内で、推進体制が構築（整備）されていない。

**鈴木** 現場に影響力をもつ文部科学省の職員は、若いうちにしっかり社会教育の現場経験

と、社会教育についての「勉強」をキチンとやるべきである。課長や局長の更迭のたびに方針や施策が変わったのでは、現場に混乱をおこすだけである。

**山崎** 教育委員会（教育行政）における社会教育関係部署（社会教育行政）の位置づけ。社会教育の重要性が指摘されているわりには、さほど重要視されていない。

**松岡** 社会教育行政のこれまでの体制は、住民の主体性・自発性・共同性を基礎に置きながら機能する仕組みであり、地域ごとの違いに柔軟に対応しえる仕組みとはいえない。地域の共同体意識が強い、いわゆる、つながりの豊かな地域と、市民意識は高いがコミュニティ・地域的なつながりの乏しい地域で、求められる社会教育環境は異なる。これらを小地域単位で検討し、それらに合った社会教育行政が整備されるべきであろう。そうした地域の特性を調査・吟味・検討する母胎が、社会教育行政の核に位置づけられるべきである。その意味で、住民・学習者と専門職が共存協働しえる社会教育推進のための実践共同体が、丁寧に整備されなくてはならない。社会教育主事・社会教育委員・社会教育職員が、こうした実践共同体になりえているかが、課題であろう。

**山崎** 学校教育と社会教育の「協働」に視点を置くと、学校教育（指導主事）と社会教育（社会教育主事）とのかかわりをどう構築するかが今後の展望（課題）として考えられる。換言すればカリキュラムの中に、社会教育の活動（要素）を入れ組み立て、子どもの発達に寄与するカリキュラムを保証するという方向性が必要になる。

また社会教育活動を展開するうえで、社会教育主事の指導・助言機能（の範囲や内容等）のあるべき姿を論究するなかで、社会教育活動や推進体制の今後の方向性を考える必要があるといえよう。

**上條** 私がヒアリングで訪問した栃木県の矢板市では、市長が県教育委員会の生涯学習課長をされた方で、市の教育委員会生涯学習課に生涯学習推進本部の事務局を置き、市長が本部長、副市長と教育長が副本部長に就き、市長のリーダーシップでひとづくりを進めている。このため、他部局の施策を取り込んで非常に見やすく図式化した生涯学習推進計画が樹てられている。すなわち、生涯学習課において全体的な連絡調整が行われている。そして、市民がまちのよさを学んで、それを実践につなげていくリーダーを育てる取組などを通じて、市民力の育成に力を入れている。

このように、全庁的な連携体制を構築して、教育委員会の社会教育・生涯学習担当部局が事務局を担当することも、積極的な方向と考える。この場合、首長が交替した場合でも、受け継がれ発展していくような、能動的で住民から支持される推進体制を作っていくことも重要な課題と思われる。

**清國** 行財政改革の波に飲み込まれている状況の中で、また教育委員会制度が厳しい批判の目に晒されている中で、学習環境の醸成や整備が教育行政の専売特許ではなくなりつつある中で、社会教育行政は大きな分岐点に立っている。「役に立つ社会教育」というスローガンではおそらく間に合わないだろう。社会教育の存在感を示すためには、社会教育活

動が学習や教育（環境醸成）を通じた活動として、新たなコミュニティ構築に一定の役割を果たすことが求められる。社会教育活動を通して地域住民が市民的責任感を身につけ、公共への責任を果たす人材へと成長できることが求められる。市民活動（NPO活動）や福祉活動、起業活動等の新たな分野とどうつながるかが鍵となるのではないだろうか。

以上のようなことが簡単にできれば苦勞はしない。これまでどおりの方法では実現できないのは明らかである。行政組織として考えれば、公共政策部門や地域振興部門に社会教育推進部門を強引に位置づけて、公共に資する人材を育成することに精力を傾けることも可能性としてはある。しかし、すでに有能で活躍している人はわざわざ社会教育の力を借りることはしない。もし借りることがあれば、彼らの活動目的に合致する委託費や助成金がある時である。それすらも、社会教育より首長部局の方が財源は豊かである。

無い物ねだりではなく、社会教育の足下を見るとどうであろうか。社会教育委員は力ある人材となり得ているのだろうか。また地域で人材育成に力を発揮できているのだろうか。そこに着目すると心許ないことはないか。力のある人を社会教育委員に委嘱しているのだろうか、生かし切れているのか。社会教育委員を最大の理解者にして、社会教育への温かいまなざしと支援を期待したい。そこには社会教育行政、社会教育主事、社会教育職員の関わりが重要となるだろう。目的や目標を設定し、一緒に汗をかき、成果を共有することが不可欠である。現状の職員体制では無理だという声が聞こえてきそうだが、どのような優先順位をつけるかである。

一般行政は人材の発掘や事業の協働はしているかも知れないが、それで仕事（発想）は完結する。とすれば、教育へのシンパシーを持つ、あるいは辛抱強く人を育てる仕組みを持つ、教育行政の役割は今後も重要ではなかろうか。

そこに必要な人材はどのような人か。その人たちをどのように地域に配置することが有効なのか。ボランティアに活動してもらうのか、有給で仕事として働いてもらうのか。予算を伴う部分であるので、実はここが最も重要なのかも知れない。

**鈴木** 行政以外の学習機会提供体（機関）が多くなる中で、行政の役割を再確認することが重要で、「直営」でない推進体制をあれこれ模索していく時期なのかもしれないでしょうね。

## 2. 社会教育主事について

### 【社会教育主事の設置と任用】

#### ○ 社会教育主事の設置・任用の意味を問い直す

**上條** 社会教育主事は、社会教育法では必置とされているにも拘らず、国の派遣社会教育主事制度の廃止の影響や地域主権、行政改革等の動きの中で、設置率が急激な減少傾向にあり、危機意識をもって対応しなければいけない状況にある。教育委員会ないし自治体が社会教育主事を置くことを、必要と感ずるか否かが問われていると思う。

**松岡** 社会教育が住民から支持されないから、社会教育主事がいなくてもいいのではないかとされているように思える。T市で公民館の委託が進んでいった際、公民館職員は、復興のプロセスでも一生懸命やったので住民が公民館を守ってくれると思っていた。しかし、多くの住民は公民館を守ってくれず、支援もしてくれなかった。その職員は非常にくやしがっていた。社会教育主事や社会教育委員は、社会教育が住民の生活にとって大切なキーワードだということを知ってもらうような活動をしていたかどうか。

その要因は、社会教育という言葉を使ったら難しそうだから使わずに、キャッチコピー迎合型の傾向に染まっていったからではないか。

**山崎** 教育委員会の社会教育主事の位置づけ(職務、仕事)が不明確に感じられる。例えば社会教育課に、社会教育主事と指導主事を配置しているが、両者の役割の違いや社会教育主事への役割期待がはっきり意識化されていないように思われる。

**清國** 社会教育主事の配置(発令・任用)については、配置されていないことに問題があるのか(法律上の問題はあがるが)、配置しても効果が見出せないことに問題があるのか。

いずれにしても、配置することによって何が、どう変わるのか、を示す努力を怠っていたのではないか。すなわち、社会教育主事の発令がなくても、仕事上で成果を出せば、地域住民には影響はないだろう、という乱暴な議論にきちんと向き合ってきたことを反省しなくてはならない。特に、平成の大合併の際には、社会教育主事の複数配置をより積極的に提言していかなければならなかったのではないか。なぜなら、社会教育主事が複数いる市町村(派遣社会教育主事も含む)は、社会教育委員の制度をうまく活用して社会教育の推進に力を発揮している。

**上野** 以前、鹿児島県のある村で、電話帳を広げると、役場の欄の電話番号には村長の次に社会教育主事が載っていた。恐らく社会教育主事には、村長に次ぐほど住民の身近な存在であって大きな期待が寄せられていたのであろう。そういった自治体運営のやり方が、1960年代ないし1970年代まではあった。

この100年位の間、教育と社会をどうつなぐかという議論が繰り返してあって、両者をつ

なく軸に社会教育主事が位置づいていた。それがどういう形で表れていたかという、例えば青年団長や婦人会長、PTA、子ども会などの会長たちは社会教育委員として行政と団体との中間にあって、一方で住民団体の声を取りまとめて行政に反映し、他方で地域課題を団体の構成員に知らしめていた。社会教育主事は、婦人学級、青年学級、成人学級を推進し、人を育てることによって、教育と社会の部分のつながりを成り立たせていた。そこには双方向性という仕組みがあった。だから、青年団の団長が鍛えられ成長して市長や議員になった例が多数あったのだと思う。それがどういう意味をもっていたのか検証していかなければいけないと同時に、青年団長が市長になった場合と、松下政経塾出身の首長の場合とでは、行政スタイルにどのような違いがあるのかをみていくと、社会教育のもっている意味が明らかになっていくのではないだろうか。

**山崎** 以前鹿児島県と長崎県では社会教育主事出身じゃないと校長に任用しないと聞いたことがある。これも、他の県と比較してみると面白いと思う。

**上野** たぶん社会教育主事は、諸問題を受け止め、教育的に解決していくワンストップサービス機能を果たしていたと思われる。それが行政の整備とともに分化していった。それぞれの行政領域に社会教育主事的な任務を担う係員がいればいいけれど、現状は、楽観的な議論ができるような状況にないと思う。

**松岡** 理想とする社会教育主事と現実には乖離があるように思える。社会教育主事はその専門性を理解し、それを生かす場としての地域やある領域に入っていくことが大切と思うが、いまはどちらかというと、他の行政に対してどこまでネゴシエイト(交渉)できるかという役割の方が大きいようで、正直、社会教育主事に期待をもてなくなっている。

また、自治公民館に専門性をもった人が必要だといった場合、そういう人たちが社会教育主事に求められるような専門性をもつことができる研修に参加でき、教育的なプログラムを受けることが可能になり、その結果社会教育主事に発令されることにでもなれば、非常に面白いことになる可能性がある。しかし、公務員が主事講習を受講し資格認定されて発令されることを前提としており、その仕組みは容認されないから、ジレンマに陥っている現実にある。

**上野** 社会教育主事に対する批判はいろいろあるので、その要因を丁寧に分析する必要があると思う。一つは社会教育主事にかぎらず、専門職を置くと異動が困難になるので、できればそういう職種をなくそうとする自治体の都合がある。二つには、指定管理者制度の導入によって、社会教育主事の業務の多くを、発注と管理業務が占めることになって、社会教育主事本来の職務を見失ってきていることを見落とせない。三つには、行政内の人事のパワーバランスで、社会教育行政に「戦力外」の人員を充てたり、社会教育主事として活躍した人を一般行政に登用したいという行政の意向が働いていることも挙げられる。

かつて、社会教育を、教育の領域だけでは狭すぎるので、一般行政にもって行って総合社会教育として推進しようとした時代があった。そのあと、在学青少年問題が発生し、今

度は教育に揺り戻しがくる。さらに初期の生涯教育政策を一般行政でやろうとしたけれども、これは教育の論理ではなかったうえに、その頃は地域団体が力をもっていたので、教育委員会にないと地域の活性化ができないと、いくつもの自治体が生涯教育行政を再度教育委員会に戻した経緯がある。その後に学社融合論が出てきた。一般行政と教育行政の間を行ったり来たりしている。今後、社会の側と教育の側の間で、社会教育をどう綱引きをするのかという議論が先行しているが、両者をどう結びつけるのかという展望は見えていないのではないか。

**鈴木** 権利としての社会教育運動の旗手として社会教育主事を権力への対抗というか尖兵と考える人たちは、派遣社会教育主事を戦前への回帰、国が社会教育を介して統制を図ろうとしている、と批判していたが、その発想は今どうなっているのか。

**上野** まだそう思っている立場の人たちもいると思うが、論点の一つには、教員の資質で社会教育主事の資質を代替していいのかという点もあった。

**鈴木** 当然いなければいけない。それがどうだったのかを総括しなければいけないから。  
また、社会教育主事より公民館主事の方が重要だという人がいる。社会教育主事講習や大学での講義を受講したことをもって専門職と言えるわけがなく、学校の教員と比べても貧弱な専門性しかもっていない。社会教育主事の専門性の内実の議論が深められないと、技術的な話になってしまい、社会教育主事は結局中途半端な専門職に終わってしまうだろう。

**上野** その議論はある種の近代化論で、制度が未整備な段階だから通用したと思う。

**鈴木** 制度は今の制度でしかないのだから、社会の状況が変わったので、その種の議論がまったくなりを潜めてしまったということではいけないと思う。

## 【社会教育主事に求められる資質・能力】

### ○ 社会教育主事に求められる資質・能力は何か

**上條** ところで、社会教育主事にはどのような資質・能力が求められるのか。まず、上野委員からこれまでの歴史的な経緯についてお話いただきたい。

**上野** 社会教育法の制定のプロセスをみると、1949年の制定時に社会教育主事の章と条項がなかったことは、社会教育は相互教育なので、指導者はいらないと考えられていたのではないか。その後の1951年の改正時に明文化されたが、社会教育主事の役割である「専門的技術的な」助言・指導できる人がいないので、それをIFELの講習で養成することとなった。

しかし、法で社会教育主事の職務が「社会教育活動を行うものに・・・助言と指導を与



える」と謳っているからといって、社会教育主事に必要な資質だけを切り取って議論すると、都道府県や市町村とでは、その役割が違うのではないかと、より高度な能力が必要だ、という話になる。むしろ、社会教育主事の職務を考えるとときには、社会教育活動を行うものとの関係で議論をしなければならないのではないか。

法が期待する資質能力は、どの地域にも青年団や婦人会があることが前提とされていたと思われ、1980年代頃までの社会教育主事は、青年団や婦人会の学習会に出かけて助言、講義をすることが中心的な職務であった。しかし、地域団体の解散、補助金の廃止等による法の空洞化のプロセスが、社会教育主事の助言・指導機能を見えなくしていった。といっても、国や県はまだ予算をもっていた頃には、社会教育主事は事業をやるという職務が残り、例えば、長期の宿泊キャンプの事業のプランナーとして、またプログラマーとしての資質が求められていた。それが1990年代に入ると、どの行政体においても予算が縮小し、社会教育の地域団体が解散や縮小・消滅して、社会教育主事に求めるものがなくなってしまった。行政内での存在価値が少なくなり、何をやったらいいかがよくわからない中で、地方自治法改正に伴って、指定管理者に事業を発注するという職務だけが残って今に至っているのではないか。このため、社会教育主事の資質というよりは、行政の中における社会教育主事の職務が拡散してしまった、とみた方がよいのではないか。

生涯学習体系化の議論が臨教審から出てきた後に、いくつかの自治体が社会教育を生涯学習に移した。そこではコーディネーターの役割を期待されたが、コーディネーションの要になるのは予算を持っているところの権限の方が強いという現状下において、実際にはその役割を果たせなかったのではないか。悲しいことに、いくつかの自治体では、生涯学習が一般行政に移管され、首長部局が行うイベント等に女性団体やPTAを動員する役割でしかなくなった。コーディネーター論も必要とは思いますが、そのための条件を決めておかないと、コーディネーター論の中でも脇役に押しやられて、やっぱり社会教育主事は役にたたないといわれかねない。

**鈴木** 専門家はどの行政部門でも必要とされている。当然、社会教育行政にも、社会教育主事というか社会教育の専門的知見をもった職員が必要である。このことは、けっして譲ってはいけないこと。ただし、どういうタイプのものとするかは問われなければならない。いまの社会教育主事にこだわる必要はないと思う。それは社会教育委員と同じということになるかもしれないし、教育委員会参与のような社会教育担当を置くことが必要かもしれない。社会教育を行政だけが担うという時期は過ぎていくわけだから。

**濱中** 以前からネットワーク型行政の必要性が言われてきたが、今回の国における議論でも、その必要性が指摘され、さらに中核を担うのは社会教育主事といわれている。いまなぜ再度強調されることになったのだろうか、と疑問というか問題意識をもっている。

県における勤務経験では、行政の縦割りを払拭するための仕組みや、横断的なネットワーク型行政の推進を目的として様々な部署の担当者が関わりを持つ会議が数多く開催されていた。しかし、予算を持つ部局が中心となるケースが多く、他の部局については、むしろ下請け的立場に置かれていたと感じている。

平成26年4月1日に社会教育法の一部改正が予定されているが、これを受け各自治体

における社会教育委員の選任に係る条例改正がどの程度進んでいるかについて、社会教育実践研究センターの講座の一つである県の社会教育主事等を対象とした「社会教育主事専門講座」において受講者に質問をしたところ「改正した」「改正の準備中」との回答は50人中3人。しかも、その所掌は事務担当者で、社会教育主事が関わっておらず、その内容は国の基準を参酌したというものだった。

社会教育活動は、地域によって態様や仕組みが異なるのに、社会教育主事が仕組みを見直す作業に係わっていない。

教育委員会の事務局に社会教育主事が置かれていることに意味があるはずなのに、これでは、いくら「繋がろう」、「中核はあなたです」と言われても動ききれない。そうした機能を有する教育委員会の総務課や政策課などに社会教育主事が置かれるというような仕組みに変えないことには、職としてではなく、できる人、目立つ社会教育主事だけに頼ってしまうことになりかねない。

**上條** 今の話は、社会教育行政のあり方にかかわってくる。教育委員会の政策課、総務課などにきちんと社会教育行政を位置づけると、その権限が強まるのか。あるいは、他部局に社会教育行政の位置づけが必要なのか。都道府県にも、市町村にも通じる課題のように思われる。

**松岡** 社会教育が現代社会の中できちんと位置づけられ、その必要性が明らかにされないままだと、社会教育行政の必要性も社会教育主事の役割も消え去ってしまう。社会教育主事は単なるコーディネートでも、ファシリテートでも、人と人をつなげることでも、総合化するものでもなく、一定の価値があるものと思う。生涯学習の中にも、社会教育が教育委員会にあることは、新教育基本法で担保されているが、政治や宗教を批判的に検証できる学習の場がなければいけない。首長部局に生涯学習を移した方が政治や宗教とつながりやすく、住民のニーズにこたえやすいが、「社会教育は本当にそれでいいのか」、「そういう流れでよいのだろうか」、「立ち止まって考える必要性がないだろうか」、ということをも住民とともに考えていくのが社会教育の役割で、そういうことができるポジションを持っているのが社会教育主事のはず。その倫理、価値、態度をもっていなければ、いくらスキルや個別の能力があっても、他の部局でもいい、ということになると思う。社会教育主事は孤高の存在として、「本当にこれでいいのか」と問いかけることができる、ポジションにしていかなければならない。

**上條** そういう倫理や価値をどうやって具現化していくのか。

**松岡** どこで批判意識が生まれるかといえば、たぶん行政の仕事の中では涵養されない。それは、課題をきちんと捉える集団の活動を通してであり、住民から学ぶ・教えてもらうことであろう。だから、現実の問題や課題にふれるような学習プログラムに社会教育主事が参加して学ぶ必要がある。住民の主体的な集団の中で、否定的ではなく批判的思考を学ばなければ、社会教育主事は様々な施策に流され、どの職員でも構わない、と思われてしまう。

**鈴木** 行政が担う社会教育は、公共的とか社会的な課題である。何が正義で何が正しいかはまた別で、その決め方は何でもよいが、住民が言うから正しい、という選択肢はある。だから、なぜ教育委員会になければならないのかという論議になってくるが、それだけ言ってもはじまらない。具体的にどうするかが問われる。

上野委員は社会教育主事の役割が変わってきたという。法律でいう、社会教育を行うものに対する指導・助言が、はじめは青年団や婦人会など社会教育活動を行うもの、というように学習者にむけての側面が強調されていたことは確か。その役割が変わってきたのは、役割がたくさんあるということ。しかし、学校に対する社会教育主事の関わり方は、指導であるわけがない。社会教育主事より校長のほうが偉い。だから助言でしかない。関わり方は固定的なものではなく、多様なものがあり、全部なのか部分なのか、どういう面が強調されるのか、などという言い方にしていく必要があるのではないか。

**松岡** 歴史的な経緯の議論を受けて、現実的に考えなければいけないポイントは、公民館主事とよばれ住民の学習活動と直接携わる人と、社会教育主事という専門職員との運動のなかで社会教育が動いてきた、という構図があったということではないか。派遣社会教育主事がどういう動き方をするのかわからないなかで、いろんな議論があって、「社会教育主事の役割は何か」というところに目が行った。その結果、公民館主事が本来担わなければならない内容について整理されないまま、社会教育主事がそれをやると技術論という批判になった。それらはどちらも、国や自治体がお金を出して職員を保証するという、単純な公教育論で社会教育を位置づけようとしたため、実際の社会教育が、住民の自発性によって展開されているにもかかわらず、行政社会教育というものが軸になってしまった。

空洞化してわかることは、社会教育行政が社会教育に対して、少しもプラスに作用していない、ということ。そうなってくると、社会教育主事は、現場の面白さも分からないまま、本来なら、社会教育の位置を主張しなければいけないのに防戦一方になる。何が問題かという、学習を組織化することができず、いろんな人が統合化されて、地域や社会に対して力を発揮しなければいけないエリアがあるにもかかわらず、そこではなにもできずただ廃れていくだけ、という構図に陥っていったことではないだろうか。

どんな専門性を明確にすればいいかという、社会教育の行政職員としてアピールしていかなければいけない立場の人たちと、地域や社会の中で学習活動や学習者を組織化・コーディネートする人たちと、両方の立場があることを認めただうえで、どんな専門性が必要かを検討していかなければいけないと思う。ただ、私が現在見て取っている社会教育主事は、もはやフィールドに入れない社会教育主事であり、残念である。

**上野** かつては、社会教育主事の指導・助言を求めようが求めまいが、地域集団が厳然とあって、青年団等の活動の一部に学習活動があった。社会教育主事は、公民館主事と二枚看板でやっていた人も、そうした学習への支援を大都市以外でやっていた。それが1980年半ば以降、地方では地域集団が存在しなくなり、都市部においては、勤労青年が大量にいて、その学習をどう組織化するかが主事の課題・任務となっていたが、学習主体が見えなくなっていったとき、社会教育主事が何をすべきかが分からなくなって、その職務を定式

化する方策もなくなってしまった。その結果、スキル論みたいなものに頼らざるをえなくなった。

そこでどういった職務が求められていて、確立させていくことができるか、という観  
点の議論を深めなければならないかのではないか。

**松岡** 本来なら、現場が分からなくては支援ができないからという論理でフィールドに入っ  
ていく。しかし、実際にはもう入れない状況下にあるにもかかわらず、どこに肩入れして  
いるのかとか、本当に地域全体のニーズに答えているのか、という論理が行政に入っ  
てきているから、待ちの姿勢でしかないわけ。実際には点の支援でしかないので、社会教育が  
なくなつて、われわれちゃんと生活できている、ということになってしまう。かつては地  
域網羅的な組織とか、地域全体のことをやっているみたいに思えるようなものがあつた  
のかもしれないが、それが都市の場合にはないと言われて久しい。

先ほど小地域自治のことに言及したのは、都市を見たのではよく分からないけれど、  
少なくとも田舎で人口減少化が進んでいくと、またそのような支援の仕方が求められ、地  
域や住民のスタンスに立てる人たちがより強く求められる可能性があると思つたからの  
こと。

**鈴木** それは部分的に一部のところでは可能だといえば可能だと思うが、それができるから  
とって、そういう方式を推奨するのは違う話でしょう。

**松岡** それもひとつのアプローチで、いろんなアプローチの選択肢を復活させていかなけれ  
ばいけないと思うが、現実はどこへ行っても金太郎飴で、社会教育行政のやり方が決まっ  
ているように見える。そうでなくするため、地域の青年サークルのリーダーが力をつけ  
ていく研修を直接的に支援して、それを地元での活動に生かす、という仕組みづくりが必  
要と思う。これは社会教育職員の研修以外で結構なされている。

**鈴木** 社会教育主事を養成する大学で資格をとく、主事講習をとくではなくて、現職研修的  
な形でやることの方がよっぽど意味あることなのかもしれない。

**山崎** 現実問題として、いまの社会教育主事にはかつての姿が理想として求められているの  
か、それとも別の姿が求められているのか。社会教育主事は公務員として勤めており、行  
政が時代の変化に対応していることを考えると、社会教育主事もまたにスタイルを変え  
ていかなければならないように思うのですが。

**稲葉** 定年で辞められた都内のある市の公民館職員(社会教育主事資格をもっていた)は、地  
域に入っていくのは公民館の職員であつて、社会教育主事は行政のなかで地域の社会教  
育環境の整備や施策形成を担当する人であるべき、との信念のもと生涯公民館職員を貫  
かれた。つまり、社会教育主事と公民館やコミュニティ施設の教育の専門的職員、行政と  
教育機関・施設の役割は別に考えるべきで、社会教育主事が現場に入る、という議論は避  
けた方がいいのではないか。

また、社会教育職員論の議論の視点が、町村と小さな市に向けられているイメージがある。政令市が社会教育主事をなくしていることなどから、大規模の地方公共団体ではこのイメージの社会教育主事が重視されていないように思われる。大規模の地方公共団体や県レベルの社会教育主事は現場に入ることはめったにないわけだから、地方公共団体のレベルとか仕組みを考えて専門職員を考えないといけないのではないか。

**上野** 教育委員会が中央公民館に設置されているケースがある。そこでは公民館と社会教育課の二枚看板で、社会教育主事が公民館事業も所掌している。このように、小規模な自治体では、両者の職務が渾然一体となっているように思える。それが先ほど述べたように、地域集団が衰退し職務自体が成り立たなくなりそうになったとき、事業を打たなければいけない公民館は残るのだけれど、社会教育主事は何をやったらいいかわからないということが全国の自治体に広がったのではないか。

**清國** 社会教育主事が果たすべき特有の役割が社会から消えつつあるように感じる。社会教育主事でなくてもいいではないか、という議論もある。物事を合理的に考えることは大事だが、教育の世界が合理性だけで語られると、育成する機能は手のかかる厄介なものとして認識されかねない。実際、コミュニティづくりに関わるものを外部委託したり、NPOが請負ったり、それによって地域住民の力はあるのだろうか。形が変わった行政以外が行う行政サービスになっているだけではないのか。

社会教育主事の仕事は、地域に根ざした社会教育の構想や計画を強く意識し、それを社会教育指導者、例えば社会教育職員、公民館職員、団体指導者等へ伝えていくことである。地域で行われている様々な活動を教育的に意味づけ、広げていくことである。地域の実態に即した教育課題を見極め、学習課題、学習活動へつなぎ、課題解決へ向けた取組へ発展させる支援ができなくてはならない。社会教育主事は、地域に根ざした社会教育活動が進むよう、関係者に対して様々な支援をしなくてはならない。「社会教育主事でなくてもできるのではないか」という発想は、社会教育主事が行う職務まで曖昧にしてしまうことに気がつかなければならないのではないか。

人に依存しない、影響されない制度はないのだが、その職に就けばこういう職務や役割を果たさなければならない、という仕組みは必要ではないか。ひいてはそれが人を育てることにもなる。もちろん、誰もができるわけではないのかも知れない。能力のある人をそのポジションにもってきて、力を発揮してもらおうと同時に、大いに成長してもらおうことも、行政の人事計画に組み込む必要があると考える。

**松岡** 社会教育主事は制度なのか。制度ならポジションの役割が研修や活動によって力をつけていくことができると思うが、そうっていないのではないか。

## 【総合的な力】

### ○ 総合的な力の意義と個別的な能力との関係

**鈴木** 総合性を重視するか、個別の能力を重視するか、そこをきちんと整理しておかないといけない。しかし、社会教育主事には、個別的な能力のほかに総合的な能力が必要と思われるが、今の方向は、総合的なものよりはむしろ個別の能力を重視するという方向になっている。そのことが、社会教育主事が必要かどうかという話につながっている。

**松岡** たしかに総合性を考えていく必要があると思う。清國委員は先ほど、子どもたちを対象にした社会教育、学校外活動を、美味しいものがひとつだけでなく、ふたつもみつつもあるものにし、その美味しいものにいろんな人が選択参加できるようにしたいのに、ややもするとターゲットグループだけの学習に終わってしまっている、と話された。広がりを持つようにするためには、現場でやっている人たちだけでなく、ほかの領域の人たちや他の活動をうまくつなぐ仕組みや仕掛けを社会教育の職員が行って、様々な人たちから信頼されるようにならなければならない。この人がお膳立てするならば、この職務の人がやるならば、というような意味での、地域や団体に関する信頼を獲得していく力、総合的な力が、いまの社会教育主事にあるのか疑問に思う。

**清國** 総合性か個別の能力かを厳密に分けることは不可能と思う。ワークショップを持ち出すと誤解されるかも知れないが、社会教育の指導者には、少なくとも、住民や団体の中に入って、意思決定を支援できる技量は身につけて欲しい。民主的な方法で意思決定し、その結果に責任を持って当たれるような、そんな住民を育てて欲しい。それには苦勞がともなうが、そうしてできあがった地域は強い力を発揮するはずである。現状を見ると、住民を巻き込んで学習したり、意思決定したり、共に行動したりするためのファシリテーション技法をもった社会教育指導者はそれほどいるとは思えない。社会教育に関わる多くの人が大人であり、一筋縄ではいかないわけで、そこでもがき苦しむことも必要ではないだろうか。総合性の議論はデスクワークでは完結せず、異質なものと軋轢の中で折り合いをつけていくプロセスで多く身につけられるのではないだろうか。

**上條** 論議されている総合性と個別的な能力は、個々の委員によってイメージが違っているように思う。よくジェネラリストかスペシャリストを分ける考え方があるが、それとは違うのか。

**上野** スペシャリストとしての資質・能力については、若者問題や「孤立死」、「買い物難民」など、具体的なテーマに基づいて、社会教育主事の果たすべき役割を考えることも一考だと思ふ。

**鈴木** 社会教育主事は行政の職員である、と同時に学習活動を支援する立場から学習者に向いているという両面がある。今の話は、社会教育を行うものに対する面だけであって、市

町村にいけば、実際には個々の学習者のことまで期待される。両面あってむずかしく、うまくわけられないけれど、そういうような総合的存在として社会教育主事はいると考えられる。そうではなく、社会教育主事は社会教育を行うものに対する役割が中心だと、生涯学習支援士というようなことを考えればよいのか。

**上條** 社会教育主事に求められる資質としては政策立案能力も必要不可欠であり、現在の社会教育主事講習規程では、プランナー、プログラマー、調整能力等が基本となっている。

**清國** 社会教育主事の養成について、昭和61年の社会教育審議会報告「社会教育主事の養成について」からどれほど進歩しているだろうか。社会教育主事講習の内容についても同様である。概論及び計画論についての必要性は変わらないと考えられるが、演習や特講については表面上現代的な課題が組み込まれてきたが、網羅的、アラカルト的な内容で本当にいいと考えていいのか。

#### ○ 都道府県と市町村の社会教育主事の役割の違い

**稲葉** 青年の家を含め30年ほど社会教育行政にかかわっているが、いまだに社会教育主事は何をする仕事か、知らない人に分かるように簡単には説明できない。文献を頼りに社会教育主事としての仕事の分析を試みるが、自分がやってきたものは、部分的にどれにもあてはまるし、またどれにもあてはまらない部分がある。今在籍している生涯学習課計画係では生涯学習、社会教育の政策立案能力が求められるが、例えば、家庭教育支援を担当したときには家庭教育支援は考えるけれど、学校支援ボランティアも人権学習も生涯学習・社会教育全般も我が事としてあまり考えなくてよく、担当分野に関する知識や知恵が重視されていた。

しかし、市町村では社会教育主事が1人か2人なので、全体の計画の立案も個別の事業も事務職の人と一緒にやることになる。だから社会教育主事には、幅広い視点や知恵やセンスが必要となる。

このように、都道府県と市町村のレベルでは、社会教育主事に求められる役割の違いがある。しかし、文献をみると都道府県と市町村の区別なく全部一緒の社会教育主事論あるいは社会教育職員論となっておりピンとこないし、自分に当てはまるのかがよくわからないと感じることが多い。

**松岡** 特に都道府県・政令指定都市の社会教育主事が、社会教育の現場を知らない指摘されている。学社連携・融合の流れの中で、学校教育と社会教育の人的交流が図られるべきであるが、社会教育や成人の学習の現場に参画できる人事配置が大切ではないか。

**山崎** しかし東京都では行政職とは別に社会教育主事として採用されているようで、すべて教員から社会教育主事を登用している大分県とは大きな違いがある。しかも市町村では、役場の職員が講習で社会教育主事の資格をとって就き、2～3年後には異動する、というパターンになっている。地域や機関によってずいぶん違っている。

県の社会教育委員に委嘱されて思うことは、社会教育主事の評価が低く、市町村では学校教員としての評価が低い人が社会教育主事になっている、との噂が聞こえる。実際に、社会教育は学校教員の力を借りて、助けられているわけだから、もっと、社会教育主事に期待する能力を明確にし、その能力の啓倍に必要な機会を用意し、多面的・多重的な評価をしない限り、改善も解決もできないのではないかと。それが総合的な能力になるかもしれないので。

## ○ 「社会教育専門官」(「スーパー社会教育主事」)の設置について

**濱中** 前職の時に、課内における分掌の主担当からすべて外してもらったという経験がある。その理由は、当たり前のことではあるが、分掌の主担当になるとやらなければならない仕事が決まってしまう、その業務の遂行のみの対応に追われてしまうという実態があり、社会教育主事としての専門性を活かした助言やコーディネートができなくなるという現状があったからである。例えば、社会教育委員の会議等の各種の会議や委員会において、分掌における担当業務以外の事案に関する発言等に制約があるなどのことがあった。これらの不自由さから、すべての分掌に副担当等で関わりを持ち、横断的に施策を展開、支援できる仕組みを検討いただいた。

**松岡** 根回しする能力、周囲を動かす能力、高める能力などでしょうか。

**稲葉** とすると、採用・任用の入り口は一つ、あるいは固定的ではなく、多彩であってよいと思う。どのような資質能力を期待するのかを明らかにして、そのために経験を積ませることかが重要だろう。

自分の経験からいえば、青年の家、テレビ番組制作、障害者の社会教育、現代的課題の学習プログラムや家庭教育支援者養成カリキュラム開発、研修など、社会教育行政の仕事に多面的に関わってきたことが自分を育ててくれたと感じている。

**山崎** 県の社会教育主事は非常にレベルが高いのも経験がきっかけになっていると思われる。

**松岡** ポイントは社会教育の環境や仕組みをつくること。それをすすめて社会教育主事の機能を考えていかなければ、稲葉委員が証言するように、いくつかの学習支援活動、教育活動のフィールドでの経験からでなければ、本質が何かをつかみきれないことになる。

地域の住民のネットワークや学習のための共同体を組織化するための専門性は、きわめて高い。知識・スキルだけではなく、態度や価値さらに住民との関係性(当事者性)も関係する。よりフィールドへの体験的参加を重視した育成方法を採用する必要がある。

**鈴木** それは、普通の社会教育主事と上級社会教育主事とがあっても、上級社会教育主事はそういうことが可能であっても、普通の社会教育主事はある程度のことちゃんとしていなければならないのではないかと。



教員の場合には学校教育組織でやっているのですが、応えられない人が少しくらいいてもほかの人がカバーできるけれど、社会教育の場合にはそれができない。だから、それをどうするかが問題視される。「プロセスで考える」にしたって、社会教育には他に人がいないから、広域で支えるしかないのではないかと。

**松岡** 歴史的に考えてきたことのひとつに、社会教育主事の横のネットワークを作って助け合うということがあった。それ以外にも、それを補い合うことができるようなコミュニティをつくりあげていくことも有効かもしれない。それはもしかしたら、社会教育委員やそれ以外の職員の役割にも関係してくるのかもしれない。

しかし現実的には、個人の能力が優れている「スーパー社会教育主事」を総合化しても機能しないのは明らか。個人ではなく集散的に「スーパー社会教育主事」のような役割を果たすことができる仕組みを考え、それを実現させるためにどういうきっかけを設定するか検討する必要がある、ということだろうか。

**上條** その「スーパー社会教育主事」は、具体的にどのようにイメージされるのか？

**松岡** あらゆる官僚や領域の専門知識に精通しているところの、内閣総理大臣なり、市長のイメージといえば分かりやすいだろうか。稲葉委員は、いろいろな研究書の中で整理されている、古くは3P論や5P論を含めて理想化されているものではだめだ、とおっしゃる。そのとおりで、ひとりの社会教育主事に、内閣総理大臣を求めるのは、理想論にすぎない。したがって、そうであれば、地域に足りないものを発見し解決するための計画の立案、個別の領域の活動の支援、それぞれがばらばらに動いているもののネットワーク化、行政内における社会教育の理解の高揚など、局面と地域で異なる社会教育主事の役割をもっと現実的に考える必要がある、ということになる。また、多くの機能をこなす社会教育主事集団・社会教育推進集団が必要だということになるだろう。

**上條** 教育委員会における社会教育主事の組織的な位置づけはどうあるべきか。

**鈴木** 教育委員会の社会教育課長と同格またはそれ以上の組織への位置づけが考えられる。社会教育主事の資格をそれに移し替えていくことも、あるいは、現行の社会教育主事のイメージを大切にしながら新しい仕組みもあるかもしれない。民間との連携を意識しながら、行政がどこまで生き残れるかわからないが、公共的な課題を推進する行政の仕組みとし、例えば、県の教育監といわれる職、教育次長と課長の間くらいに位置づく社会教育専門官などが考えられるのかもしれない。

**稲葉** これだけ行政組織がスリムになってくると、物事を決定する権限を持つ人間が社会教育や社会教育行政を理解しているかどうかの大事。行政組織が大きくてスピードが緩いときには専門職の意見も聞いてくれるが、スリム化により特定の部署や職に決定権が集中しつつあり、決断のスピードを求められるときに、社会教育主事や社会教育委員を所管する社会教育課長あるいは生涯学習課長がどれだけ理解しているかが問われる。社会教

育が大事、職員が必要と訴えても、これからの時代に社会教育はいらないと判断されてしまえばなくなってしまいます。

社会教育主事経験者がスタッフ職で昇任していく任用と専門職養成の全体を考えていかないと、社会教育行政全体の構造は維持できないし発展もない。社会教育委員制度だけを守ろうとか、社会教育主事の設置拡充をというだけではどちらも守れないのではないか。今ある委員や職種を守ることに固執せずに、社会教育を行政にどう位置づけ、どんな仕組みや専門的人材、そして附属機関や委員が必要なのかと考えることをしないと。

**松岡** T市に採用された優秀な人は、社会教育を通過しない。そうではなく、社会教育を通過しなかったら行政エリートになれない、という仕組みができたらいいのだが。

**濱中** それは社会教育のキャリア組をつくる、ということになるのかな。

**上野** 教育委員会がこれからどうなるかわからないが、社会教育主事のトレーニングを受けた人を社会教育主事として配置するのではなく、別の職制を置くということになるのか？

**鈴木** 現行のものを変えて、昔の教育長の養成制度と同じようなタイプの別物を考える。ゆくゆくは社会教育主事を全部かえて、より専門的な権限を強める方向で、もっと上級の社会教育主事というようなものを置くなど、何か新しいものがこの際なければいけない。そのためには、いまの社会教育主事のイメージをこわすことがあってもいいかもしれない。

**上條** 社会教育分野がいろいろな分野に広まった今日、首長部局の子育て支援、青少年課などに社会教育主事の有資格者が出向するという仕組みを取り入れることも、連携を進めるうえでも有意義と思う。

**鈴木** 仙台市の嘱託社会教育主事もおもしろいアイデアだが、補助執行も同じではないか。

**濱中** 地方分権・主権が叫ばれ、様々な制度等の緩和が可能となったわけだから、各自治体の独自性が出て良いはず。しかし社会教育主事の実態は、マニュアルに依存する傾向がむしろ強くなっているのではないだろうか。これでは、行政のスリム化が優先される状況下でこれまで以上に、社会教育主事と一般行政職員との違いが見えにくくなり、社会教育主事としての発令者が減少し、ネットワーク型行政の中核を担う者がいなくなる。

今後、社会教育主事が教育行政を横断的に企画・調整している総務や企画、政策課等、または首長部局にも配属されることを想定することや、キャリアや所属等により社会教育主事に求められるものに違いがあることを踏まえた上で、行政のスペシャリストとしての社会教育主事を養成する必要がある、かつ、そのための仕組みを構築することが必要。このことは、社会教育主事講習のみで完結するものではなく、その後の研修の在り方

等についても意図的に系統立てて検討していく必要があると考える。

**松岡** 今の話はそんなに矛盾しない。清國委員が「制度になっていない」といういい方をされたのは、行政の中で一定の権限を発揮するポストが用意されていなかったり、任用資格的に発令されたりされなかったり、行政でも教育委員会の中でも場面によって社会教育主事の資格が変わるというようなアバウトな位置づけとなっているということではないか。本当に社会教育を所掌する、社会教育も学校教育も包括する生涯学習を支援する広い意味での社会教育・社会教育行政をもう一度再構築して、それを推進する専門職というか専門性を極めた人が必要と思う。そのポジションに社会教育主事があてはまる場合もあるし、そうでない場合もある。そういうポジションがないことが、社会教育主事の役割を不安定にさせてきたのではないか。その意味で、教育長も社会教育主事であるべきかもしれない。

**上條** 先ほど紹介した栃木県の矢板市では、教員出身の社会教育主事が生涯学習推進の役割を果たしている。本人に「社会教育主事としての職務を遂行する上で何が役立っているか」と質問したら、教員時代に、部活動の指導の中で、親や関係者となつながら、コーディネーター能力が身につけたことが、他部局との関係者との連携・調整を進めるうえで、とくに役立っていると言っていた。

自治体の人事は、2～3年で異動する例が多く、社会教育主事もまた同じようなことになっている。この現状に即するためには、社会教育振興のために必要な資質・能力を有し、即戦力となる人材を社会教育主事として登用するよう自治体に求めることである。

**鈴木** 上條委員の先ほどの話のように、確かに、自治体首長のなかに有能だった社会教育主事経験者がいる。また、学社融合や連携が重要視される時代にあって、派遣社会教育主事を経験した教員が意味を持っている。そういうことからいえば、今後、教員にも社会教育主事の資格をという搦め手戦術や、社会教育主事を経験するといいい町長になるとか、いい教員・学校の経営者になる、という根拠を示した主張が必要になってくるかもしれない。

**松岡** それもひとつのあり方だと思うが、その考え方にはあまり賛同できない。なぜかというところ、そもそも社会や地域はそんなに理想的なものでなく、人間が欲求の赴くままに学習活動や教育活動をしていくとろくなものにならない。住民は自分たちの学習を自分たちの学習と考えていない節がある。そのため、非常に大きな、社会のマジョリティの力を受けやすく、「右向け」といったらみんなが右を向くことになる。例えば、「地産地消のまちづくりを推進しましょう」といったら、みな同じ方向に向けて生涯学習につなげていく。〇県の一村一品運動などは、結構長い間そうした流れにあって、住民は、自分の学習がコントロールされてしまって、自分のやりたいことができなかつたのではないか。

社会教育主事に必要なのは、数の論理に流されるのではなく、本当に学びたい人、教育として大事だと思ったときに「ちょっと待って」、「別のことをやりたい方もいることをどう考えますか」、という提案ができることではないか。社会教育主事は、政治や経済等の大きな動きに流されずに、あるいは流れを見据えて何が大事かを考えることを提案で

きる人間で、自分で考えるだけでなく、住民に提案して一緒に考えることのできるポジションであってほしい。それが、生涯学習の延長上にない社会教育の役割ではないかと思う。

**鈴木** 生涯学習まちづくりを進めていたY市やK市なども市長が替わったら変わっちゃったようなもの。もっと大きなところでいうと、「社会教育はそんなもんだよね」ということになってしまいかねない。本当に継続化、定着化は難しい。そうしたことが繰り返されていることを考えると、制度化することが、社会教育にとって好ましいのかどうか、についても考える必要がある。

**松岡** 明らかになっていない社会教育主事の本質的なものをどう担保するか。社会教育主事の専門性は、課題解決に当たる応援団をどうつくっていくかが基本的な立ち位置。福祉だったら、より幸福度を増すことにある。社会教育関係者はそういうものに対し、いろいろな人が彼らだけの問題ではなく、当事者は自分でもあったということを自覚しながら関与し、自分の幸福の価値観とここがつながっていると思える場面にいなければいけない。

生涯学習を支える、人々のニーズに応える学習のための情報ネットワークづくりを考える施策に流されてしまった社会教育行政が問題。人は関心のない世界に入らない。出会いが生まれると考えるのが社会教育。スーパー職員にならなくても仕組みはつくれる。その際に社会教育主事、社会教育委員、サポートする人を自分の周りにどれだけつくれるか。そこには当然他の部局の人たちも入ってくる。そういう意味ではあまりたくさんのチームをつくらなくても一つのチームでモデル的でもいいからネットワーク型でなければできないような事業を進めていくことが大切ではないか。

**鈴木** 社会教育主事・社会教育委員・社会教育関係団体・社会教育施設(公民館)という構成で行政の担う社会教育を考えるという構想は、それはそれで、まとまった形で考えられたものであるといえようが、それが、全体的なバランスを失う感じで部分的な改変が進められるようになり、それぞれの意味合いが減じられるようになってきた。

**清國** 社会教育主事は、エリアの社会教育職員にそのコーディネーション能力とファシリテーション能力を計画的組織的に伝えていかなければならないと考えている。エリアの社会教育職員は漏れなく、地域住民に対して参加型学習・ワークショップを実施することができる。地域住民の顕在的・潜在的な力を引き出すことができる。ただ技法が使えるだけでは不十分で、地域住民が良さを認め合い、つながっていくことができ、日本型の市民社会の形成に貢献できることが前提となる。すなわち、社会教育主事には高いコーディネーション能力とファシリテーション能力が求められ、このことが、社会教育主事の役割を見えやすくすることにつながる。一点突破的な発想であることは否めないが。

そのコーディネーション能力とファシリテーション能力をどこで養成するのかは、社会教育の範疇でできるのか、あるいはそれを育てるために具体的にどこの力を借りればよいのか、このことを早急に考えなければならない。

**上條** 清國委員の提案はよいと思う。なお、従来、社会教育主事は専門職員としてずっと続けるという主張がなされてきたが、今の人事の仕組みではそれは望めない。今後は、行政職員の中の動きとして、社会教育主事に配属された人が、住民福祉や企画調整等重要な核になるポジションを動いていく。若い頃に社会教育主事をして、また係長や課長などで戻ってくるといった人事異動がなされることを期待したい。住民サービスに関わる重要な仕事であるから、先ほど松岡委員が「行政エリート」とおっしゃったが、陽の当たるポジションにすることが求められていると思う。そうすることで、有能な人材が確保され、また社会教育主事の仕事を通じてさらに力をつけることが期待できる。先ほど例にあげた、教員の人事異動に位置づけることも、学校との連携を推進する上で有意義と思う。

### 3. 社会教育委員制度について

#### 【社会教育委員制度の今日的意義】

##### ○ 社会教育委員制度の今日的意義について

**上條** 戦後、住民の意向を行政に反映することを意図して、社会教育委員制度が設置された。今日、教育委員会の論議が学校教育中心になりがちであるのに対し、家庭・地域の教育力の向上や住みよい地域づくりなどへのニーズの高まりが、社会教育の重要性と、社会教育委員制度の活性化と活用を図ることへの期待を押し上げている。

その理由は、社会教育委員が、学校と家庭・地域社会との連携を推進するために相応しい構成とされていること、その職務が、民意を反映する諮問機関であること、社会教育計画の立案やこれらを行うための調査研究及び教育委員会に出席して意見を述べること、などにあると考えられる。

まず、社会教育委員制度の現状と課題をどう考えるかについて、うかがいたい。

**清國** 長年、社会教育委員の会議の一部形骸化が課題となっている。社会教育委員を担当する職員の熱意と力量、社会教育委員の会議の議長(会長、委員長)の熱意と力量に依存しているのではないか。またそれを是としてきたのではないか。制度が有効に活用されていなかったのは、制度設計の問題とするのか、活用する側の問題とするのか、今まさにその評価が求められているのではないか。

**濱中** 教育行政としての社会教育委員は、住民の代表による「独任制」の「諮問機関」として制度化され各自治体において運用されたが、補助金審査が他の審議会等でもできるようになるなど、今後、その存在意義を問い直す必要が生じている。

公民館運営審議会同様、社会教育委員についても、地方分権一括法による社会教育法等の一部改正により、住民自治自体が逆に後退するのではないかと考える。国の参酌等に沿った条例の改正を行う自治体が多いと考えられ、自治体独自の仕組みは作り出されないのではないか。社会教育委員の存在意義を今一度示していくためにも、今回の法律の改正をチャンスと捉え前向きに条例改正していく必要があるのではないだろうかと考える。

**上野** 最近の、各界からの教育委員会制度に対する批判は、社会教育委員の会議にも当てはまり、形骸化し責任の所在が曖昧であるという例はあるかもしれない。しかし地域社会では、社会教育のニーズは高く、社会教育委員としての任務を果たしている委員会も少なくない。したがって、制度の改善を図ることで、社会教育委員の会議がきちんと機能すると考える。

## ○ 社会教育委員制度の必置性について

**稲葉** たびたび「教育委員がいるのになぜ社会教育委員を設置しなければならないのか」と問われる。社会教育委員の必要性をわかりやすく説明するためには、社会教育固有の特徴から導き出すしかないのでは。

**上條** 当全国社会教育委員連合の大橋会長は、委員制度の必置を主張している。私も、前にも述べたように、今の教育委員会の議事内容は学校中心になりがちなので、住民の多様な声を反映するためには、社会教育委員は必置のものとする必要があると考える。

**濱中** 中教審の教育制度分科会から答申が出されたが、教育委員会は特別な付属機関という表現になっている。もしそうなのであれば、教育委員会のなかに諮問機関が重複して存在することになってしまうのではないかと考えており、違和感がある。また、教育委員の数についてもこれまでの5人にこだわらず、増やすことも想定されている。制度分科会におけるヒアリングの中の会長の発言にもかかわるが、社会教育委員の必置を考えていくのであれば、各都道府県にも各市町村にも社会教育委員は存在するのだから、構成や内容を自治体独自で見直す必要があるのではないか。

各自治体には社会教育委員の会議や生涯学習審議会、また文化やスポーツに関する諮問機関が存在する訳であり、諮問機関に対する諮問機関の存在というのは違和感がある。社会教育委員の必置を考える上でも、各諮問機関の代表等が教育委員として構成されるなどを検討しても良いのではないだろうか。

**松岡** 社会教育委員は住民の代表であるがゆえに、一人ひとりの委員が大切に扱われている。同時に社会教育が地域性をもって展開されていることから、当然、そうした活動を支援する社会教育委員の多様性と質の担保が不可欠のものとなっている。

また、生涯学習とは違って、社会教育は現代的課題などのニーズとも取り組んでいるし、阪神大震災や東日本大震災の被災地では、社会教育活動の経験がある人や社会教育委員が、避難施設でコミュニティづくりや地域の再生・活性化への活動で、リーダーシップを発揮するケースがたくさんあった。それらも社会教育委員の必要性を強調できる要素である。

学習の裏返しが教育ではない。学習には自発性と恣意性があり、教育には社会的期待がある。社会教育の個性はまだまだあるが、それが、様々な部局で社会教育のエッセンスがひろがったら社会教育行政も社会教育委員もいらなくなる。しかし、まだまだ、ひとを排除し、社会的な弱者のエンパワーメントを支え、つながりを大切にするような社会ではない、ということ住民が理解していない。社会教育委員は本当に住民の代表として、「私は社会教育委員だ」と胸をはって動きまわれればよいと思うが。

## ○ 今後の社会教育委員制度の在り方について

**上條** 今後の社会教育委員制度の在り方について、どうなることが望ましいのでしょうか。

**松岡** 地域に合った社会教育環境をつくるための「実践共同体」において、社会教育委員の果たすべき役割は大きいはずである。だから、社会教育委員の重要性は任命すればいいということではまされない。

住民に支持されるような力量と結果を出さないと形骸化してしまう。地域や学習者が、この人のおかげと思える振る舞いをできるような人たちがいて、その人たちが動きやすいように、上位の政策立案者を支えていくことができるようになることが大事で、社会教育委員の研究・活動・学習を活性化できる環境づくりが課題である。同時に、社会教育委員の自発的な取組を奨励する仕組みも求められるのではないか。例えば、「社会教育委員の名称の使用」の許容、社会教育サポーター集団の組織化権限やそれらとの連携権限、など。

先ほど、推進体制を論じている時に、市長にものを申す力は行政職員より住民のほうが上で、社会教育委員はそうした組織をつくりやすい、という話があった。その意味で、社会教育委員は諮問に応じるだけでなく、内外に社会教育の役割を発信する機能も求められ、それらを推進していける人たちが入ってほしいと思う。

**稲葉** そうしたら、審議会的な附属機関としての委員ではなくなる。行政とのパイプ役になる組織が実態としてはあったとしても、それは制度設計の範疇を超えることになる。諮問機関と、指導機関、あるいは地域で活動する機関は別に考えるべきではないか。

**松岡** しかし機能としてはそれがないと話にならない。

**上野** 実際には、社会教育委員の機能とは、選出された人の立場や個性によって「属人的」に行われているのではないか。

**濱中** 教育委員会制度の見直しが議論されているが、制度がどのようなになったとしても、各自治体において、教育委員を選出する際に「社会教育委員を入れること」、とすることはできないだろうか。名前だけの教育委員ではなく民意を直接反映できるよう、現在各自治体にある諮問機関や審議機関の代表、例えば、住民のニーズを行政に反映する役割を担う社会教育委員を、教育委員に加えることは、教育委員会制度改正に向けても一石を投じることになると思われる。

## 【社会教育委員の役割と活動】

### ○ 社会教育委員会議を活性化するために

**鈴木** F市では、社会教育委員の任期は2年で、任期ごとに答申や提案を出している。教育委



員会規則には、社会教育委員の会議を年12回開催すると明記されている。これはすごい話で、初めの4回はブレインストーミングで何を検討するか(諮問が出るわけではない)を考え、その後調査、会議等によって提案をまとめている。この2年間で社会教育委員は鍛えられる。12回は多いかもしれないけれど、6~8回程度開催されなければこういうことはできないし、社会教育委員の社会教育についての理解が深まらない。

また、神奈川県社会教育委員連絡協議会は、毎年、県内3地区で研修会を市町村交代制でやっている。総会や研修会に講師を呼んで講演やシンポジウムを聴くという学習機会があり、その意味は大きい。講師の話を書くことに加え、他の市町村の情報を得ることが社会教育委員の資質を向上することにつながっている。さらに年2回『社教情報』が配布されており、社会教育委員が学習することの重要性を実感している。しかし、市長が替わるとガラッとかわってしまう、という流れを押し止めることはできない、という無力さも感じている。

**松岡** かつてある市では社会教育委員の会議が年3回程度しかなかった。それでは機能が発揮できないので「辞める」と言ったら、「それなら増やしましょう」と、補正予算で年4回になった。でもブレインストーミングする時間はとれず、事務局が提案する議件に意見を述べて終わっている。責任感から、何か変えなければと、「みんなで学習会しませんか」、「インフォーマルミーティングをやりましょう」といったら、市は会議室の使用も、交通費の工面してくれるようになり、月1回のミーティングができるようになった。それを1年ほど続けたら、「社会教育の中期計画を作成してほしい」という話がでて、作成するに至った。

社会教育委員の会議回数は自治体ごとにフォーマルなものとして決められている。社会教育委員はボランティアではないのでやむを得ないが、可能なら、委員が集まる会議だけではなく、社会教育委員の音頭でインフォーマルなミーティングをもつ権限が持てたらいと思う。例えば、子育て総合プランなどをつくるような自由度があると、社会教育委員の活動は活性化されると思われる。社会教育委員には充て職の場合もあるが、充て職であっても団体の代表だからのせると頑張る。社会教育主事がうまくのせてくれるといいのだが。

**鈴木** 感度のいい職員がいると、社会教育委員と社会教育職員の関係が良くなる。

**山崎** K市の場合、インフォーマルな会の予算はどうなっていたのかな？

実際には予算に制約され、O県の場合、社会教育委員の会議は年3回程度しかない。意識的に専門部会つくって何回も、と考えているが、おそらく行政関係者は「予算が伴わない活動は委員に迷惑をかける」と考えていると思われる。それでは問題が解決しないので、交通費は半額あるいは無償でよいといっているわけだが、そうしないと活性化しない。

**松岡** ボランティア(旅費なし)でということだったが、K市では、総合計画をつくる時のワークショップに、予定調和的に平均10人くらいつけてくれた。

**鈴木** 行政的な発想ではなく、自分で出て行くことが当たり前にならなければならない。いずれ、お金の話はどこかで考える必要がある。役所にお金がなければ、委員が工面することにするのかどうかについて考えることが不可欠となってくる。

**松岡** たしかに社会教育委員相互の学びがポイントだと思う。それぞれの地域や団体だけでやっていたらあまり活性化しない。いろいろな地域や団体の人が集まって話をしている中で、「地域全体をどうするか」が触発され、火がつき、社会教育委員の自発性が高まっていく。高まった社会教育委員が、さらにいろいろな活動を小グループになって相互に研鑽し合うことの必要性を全国的に強調したほうがよい。

**上野** 実際は、行政が確保した予算の範囲内でしかやれないから、予算が削られると会議自体が少なくなっていく。ある県ではだいたい年3回で、年度当初と中間報告と最後しかできないから、議論することも答申も不可能な状態だと聞く。社会教育委員の委員長名で専門委員会をつくってボランティアでといった場合でも、行政は人と場所だけを出す、ということになってしまわないか。

**松岡** 自治体ごとの教育振興計画や生涯学習推進計画への社会教育からの観点からのコミットメントは極めて重要である。それを取りまとめ、アピールする制度・組織として社会教育委員及びその会議を活性化させることが大切ではないか。

そのためには、社会教育委員の自発性が生み出されることが大事。例えば、社会教育委員がシンポジウムやセミナーを主催できるかといえば、そんなことはやらない。しかし、社会教育委員が、総合計画のシンポジウムやワークショップをしましょうと提案できたり、社会教育委員の会議が立案をした事業を実施できるよう、行政が支援する柔軟さが大切ではないか。実際にそういう例もある。

**鈴木** それは「社会教育委員の会議でやらなくても有志でやればいいのか」と問われたら？

**松岡** 有志となると行政に反映することが難しい。行政に反映されるパイプが大事なのでは？

**上野** 予算措置を伴わない社会教育委員の会議を開催することに、社会教育委員の過半から共感、賛同が得られるだろうか？

**上條** 諮問は会議をふやすひとつのチャンスになると思われる。宮崎県での経験からいえば、事務局職員の理解があると、会議の回数を増やしたり、分科会を設けたり、先進地の視察などの調査活動のための予算がつけられ、委員の意識も高まって会議の活発化が図られた。

**鈴木** 行動する社会教育委員といわれるが、社会教育委員の会議として行動するのか、個人

として行動するのか、そこのところはなかなかむずかしい。社会教育委員が選出母体の団体で活動するのはいいが、松岡委員の考え方は、ちょっと行き過ぎではないか。

**松岡** 基本的に間違っていないと思うのだが。たしかに、例えば、「社会教育の関係者」として委嘱される社会教育委員は関係者全体の代表なので、社会教育委員の名の下に個別の団体や組織の活動を支援してはいけない。それをやったのでは小さな団体の支援ができなくなってしまい、社会教育全体を俯瞰する立場を逸脱することになる。

しかし、清國委員が先ほど、いろいろな領域にブリッジを架けて、生涯学習フェスティバルを全市的なものにしようと、社会教育委員がインフォーマルな活動をされたことについて話されたが、そうした活動はぜひ積極的にやっていくべきで、公共的な観点からみて否定されるものではない。社会教育委員が多様な社会教育の現場を知らなければ、社会教育委員としての役割を果たせない。それは、社会教育主事も同じで、自分のことだけ知っているのではだめで、お互いが触発される機会や、他の市町村や地域の活動を知ることによって、それらをつなぎ合わせて何かおもしろいことができるかもしれない。社会教育委員には、お膳立てしたりつくりあげたりする役割があるので、それを行政がサポートする必要がある。

社会教育行政の役割は、社会教育以外の部局とのネットワークだけではなく、社会教育の多様な活動をネットワーク化するための仕組みをつくることであろう。それは社会教育主事だけでできるものではないので、社会教育委員や社会教育関係職員、領域関連のスタッフなどが入ったプラットフォームづくりともなる。

**鈴木** 市レベルでも、教育委員・教育委員会にきちんと直接意見を述べているところがある。そういうことをきちんとやる必要がある。

**上條** 松岡委員がおっしゃった「多様な活動のネットワーク化」を推進するために、社会教育委員の構成を幅広くとらえることも有意義であろう。つまり、「社会教育の関係者」を社会教育関係団体に限定しないで、例えば、社会教育活動を積極的に行っている福祉関係のNPOスタッフなどを対象に入れるとか、「学識経験者」の対象を広くとらえることである。

## 【社会教育委員の独任制】

### ○ 社会教育委員の独任制をどうとらえるか

**稲葉** 東京都では今年12月の教育委員会で生涯学習審議会委員と社会教育委員を機能統合し、制度上社会教育委員の廃止を決定し、平成26年の第1回都議会に条例改正案を上程することとした。

社会教育委員には独任性という特質があるが、東京都では合議体としての社会教育委員の会議の活動を重視してきた。

○ 「教育委員の会議に出席して意見を述べることができる」という職務について

**上條** 今、稲葉委員が提起された独任制の問題をどうとらえるかについて、まず「社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるができる。」(社会教育法第17条第2項)の職務について見解をうかがいたい。

**上野** 社会教育委員が教育委員会に出席して意見具申や提言を行っている例は、どのくらいあるのだろうか。

**山崎** O県では、教育委員会にはこちらから要請して、社会教育委員の会議の内容を報告させてほしいと、10分程度の時間を割いてもらっている。こうしたことをやらないと、社会教育委員は認知されないし、無視されることになりかねない。

**稲葉** 山崎委員のお話は、それは議長だから期待されるのであって、独任制の社会教育委員の一人として期待されてのことではないのではないか。社会教育法第17条第3項で市町村の社会教育委員のみの職務となっている青少年教育に関する特定事項の助言・指導以外の職務で、特に広域行政の社会教育委員に「独任制」をこれからも堅持する必要があるかどうかよくわからない。

**上條** この規定をどう解釈するかについては、「社会教育委員の会議の意見を代表して述べる事が主となるように運営すべきであろう。」(福原匡彦『社会教育法解説』全日本社会教育連合会、昭和51年)という見解に留意する必要がある。したがって、山崎委員の対応は適切と思う。ただし、テーマによっては、議長とともに、その分野に詳しい委員が代表して出席することも考えられる。また、両者が懇談会をもって意見交換をするという取組も行われており、可能な方法を探求して、この規定を生かすことが求められていると考える。

○ 「必要な研究調査を行う」という職務について

**上條** 次に、「社会教育に関する諸計画を立案」と「教育委員会の諮問に応じて、意見を述べる」という職務を行うために「必要な研究調査を行う」(社会教育法第17条第1項第3号)という職務についての見解をうかがいたい。

**松岡** K市では、社会教育委員の会議で生涯学習総合計画をつくった。その際には、社会教育委員の会議の意向によって、企業などいろいろな方に来てもらってインフォーマルミーティングを行った。また、教育委員会に対しては学校教育が中心となるであろう教育振興計画との矛盾が生じないように、他の部局の人たちに対しては総合計画に沿う個別計画の作成を、要請した。こうした経験から、社会教育委員と教育委員が対等または別個の独立した機関として動くことができないと良いものがないのではないかと、思うよう

になった。

**鈴木** ある意味で、松岡委員がやろうとしていることは、独任制だからこそやりやすいのかもしれない。少数意見を書くことがある最高裁と同じように、少数の意見を大切にする観点から独任制を主張することができるのではないか。

**上條** 調査研究の職務は行動しないとできない。教育委員会から諮問を受けて、地域の実態調査を行うといった活動がこれに当たる。この場合、独任制の趣旨に照らせば、委員がまとまって行うだけでなく、委員個々人が行うことも含まれると解釈するのが妥当であろう。また、委員が普段から地域で実践活動を通じて実態把握をすることも大切だと思う。

## 【行政改革と社会教育委員】

### ○ 行政改革の中での社会教育委員の位置づけ

**鈴木** 先ほど稲葉委員から、東京都は生涯学習審議会委員と社会教育委員を統合することになったという話があったが、東京都は統合するとどういうことになるのか？

**稲葉** 東京都生涯学習審議会条例が改正され、所掌事項に社会教育関係団体に対する補助金の交付に関する事項の審議が加えられ、東京都社会教育委員の設置条例は廃止される。

**鈴木** 広島県は、今回の、全国社会教育委員連合が行った調査では社会教育委員が「有」となっている。ところが、社会教育委員会議の設置条例はない。生涯学習審議会の分科会のひとつに社会教育の分科会があり、その委員は社会教育法上の社会教育委員とすると書いてある。そんなのはあり？

**稲葉** 東京都の府中市でも、生涯学習審議会の条例の中に社会教育部会の設置を規定し、このメンバーは社会教育法上の社会教育委員とみなす、となっている。

**鈴木** それで社会教育委員を置いているという言い方になるのか。いろんなやり方ができているから訳がわからなくなっている。

**松岡** 自治体ごとの教育振興計画や生涯学習推進計画への社会教育からの観点からのコミットメントは極めて重要である。それを取りまとめ、アピールする制度・組織として社会教育委員及びその会議を活性化させることが大切ではないか。

### ○ 求められる社会教育委員及び行政職員の力量と資質

**山崎** 社会教育委員の「力量」をどのように確保するか。社会教育委員の中には、社会教育に「関心」を示さない委員も見受けられる。

**清國** 行政職員の資質を高めることも重要である。行政職員の育成の仕組みをどう設計するかということでもある。ジェネラリストを是としてきた行政システムだけに、専門職というスペシャリストを受け入れられるか、壁は厚い。社会教育主事や職員に関しては、教育に携わる資質能力を備えた人を、つまり将来が嘱望される職員を積極的に異動させることがあってもよい、という発想でもある。そうすれば、社会教育も変わり、社会教育委員との関係性も変わり、緊張関係と協働関係のバランスを保ちつつ、社会教育が活性化の方向に進むことが考えられる。社会教育委員が個人として生きるだけでなく、組織的に協力し合い、社会教育をもり立てていけるようになる。やはり、社会教育主事・職員と社会教育委員が両輪で、ということになる。

**松岡** 過渡期としての取組としてはよくわかる。しかし、これが永遠に続くとなると、社会教育は自前で人を育てる力がない現場ということになるのではないか。

**上野** そうした意味で、全国社会教育委員連合には、人材の養成・研修機能とシンクタンク的役割が期待されるということになる。

**鈴木** 自律的な社会教育委員を増やすような方策、OBなどの力も借りた社会教育の「応援団」の存在が必要で、そのためには組織的な取組が求められる。

社会教育委員には任期があるので、「委員の任期が終わった後は、社会教育の味方になって、すくなくとも敵にならないでください」と、私は言っている。また、社会教育委員を、社会教育の理解者を拡げるようなきっかけに位置づけることも必要だと思う。さらに、国立の青少年教育施設などに都道府県の職員が出向した人やいろいろなところで経験した人をネットワーク化して、力になってもらう方向も期待したい。



## 【参考資料】

- 資料1 実施した「社会教育推進体制に関する調査」の調査票
- 資料2 社会教育主事数の推移
- 資料3 社会教育主事に必要な資質・能力
- 資料4 社会教育委員数の推移
- 資料5 都道府県社会教育委員連絡協議会等の組織の現況
- 資料6 社会教育委員の役割と活動に関する社会教育委員の意識
- 資料7 社会教育委員に関するデータ収載資料

## 【調査研究実施計画】

平成25年度「生涯学習政策に関する調査研究」実施計画書



資料1 実施した「社会教育推進体制に関する調査」の調査票

調査基準日 平成25年5月1日

【NO.1】

回答者	都道府県名		所属部局	
	職・氏名			
連絡先	所在地	〒 —		
	電話番号		FAX番号	
	Eメール			

【貴都道府県社会教育委員、社会教育主事について】

Q1 社会教育委員制度の有無と委員数をご記入ください。

Q1-①社会教育委員制度の有無 (有, 無) 「無」の場合SQへ ↓

Q1-②社会教育委員の人数 (人) ↓

SQ 社会教育委員に代わる制度あるいは諮問機関等(代替制度)がある場合には、その名称を下記に記載しQ2, Q3の質問にもお答えください。なお、社会教育委員制度がかつてあった場合、それを廃止または中止した年度をお知らせください。

代替制度(機関)の名称	
廃止または中止した年度	平成 年度

Q2 社会教育主事(発令者。社会教育主事補を除く。)の数をご記入ください。

本庁の生涯学習・社会教育所管部局	人
教育事務所	人
その他(具体的に)	人

Q3 平成20年度以降、主として社会教育推進体制の在り方(社会教育行政の役割、行政組織、社会教育主事等や社会教育委員の設置や配置などについて提言した社会教育委員の会議による答申・建議等があれば下記にご記載ください。)

答申等の時期(年月)	答申等のテーマ(タイトル)

【市町村社会教育委員等について】

Q4 貴都道府県内の市町村の数と社会教育委員制度の有無について下記にご記入ください。

	政令市	市	町	村	組合等	計
市町村数						
社会教育委員制度有						
代替制度有						
社会教育委員制度無						

Q5 平成20年度以降、市町村社会教育委員の会議等が、主として社会教育推進体制の在り方(前掲Q3参照)や公民館の在り方、指定管理者制度の在り方などについて答申・建議等があれば、把握されている範囲で下記にご紹介ください。)

答申等の時期(年月)	答申等のテーマ(タイトル)

## 【都道府県の社会教育委員連絡協議会等について】

Q 6 都道府県の協議会等の名称と組織についてお尋ねします。

① 協議会等の名称をご記入ください。

名 称	
-----	--

※都道府県の社会教育委員が入らず、市町村の社会教育委員のみで構成する場合にも記入してください。(例：東京都市町村社会教育委員連絡協議会、静岡県社会教育委員連絡協議会など)

② 都道府県の社会教育委員（代替機関委員を含む）の加入の有無について、該当するものに○印をつけてください。

- ・ 加入している
- ・ 加入していない

③ 支部やブロックの設置（組織化）について、該当するものに○印をつけてください。

- ・ 設置している
- ・ 設置していない

「設置」している場合SQへ ↓

SQ-1 支部・ブロック等の数を下記にご記入ください

	支部・ブロック
--	---------

SQ-2 支部・ブロックの事務局はどこで所掌していますか。該当するものに○印をつけてください。(複数回答可)

- ・ 教育事務所
- ・ 市町村持ち回り
- ・ その他（具体的に )

Q 7 都道府県の社会教育委員連絡協議会等の活動についてお尋ねします。

① 平成24年度における総会の開催回数を下記にご記入ください。

	回
--	---

② 平成24年度において開催された、全体での研修会の回数を下記にご記入ください。

	回
--	---

③ 上記の研修会で採られている形態・方法について、該当する項目に○印をつけてください。(複数回答可)

- ・ 講演
- ・ シンポジウム等
- ・ 実践事例の発表
- ・ 分科会
- ・ ワークショップ
- ・ 遠隔教育システムの活用
- ・ 表彰式
- ・ 情報交換会・懇親会
- ・ その他特徴的な形態・方法(具体的に )

④ 上記①、②以外の活動について、把握されている範囲で、該当する項目に○印をつけてください。(複数回答可)

- ・ 支部・ブロックごとの研修会
- ・ 役員研修会(全体研修以外に実施)
- ・ 記録誌・報告書の発行
- ・ 広報紙・メールマガジンの発行
- ・ ウェブサイトの開設・運営
- ・ 視察・見学・訪問
- ・ その他特徴的な活動(具体的に )

以上です。本調査へのご協力ありがとうございました。

社教連 第25-30号  
平成25年 9月 9日

都道府県教育委員会  
都道府県社会教育委員連絡協議会  
事務局担当者 様

一般社団法人全国社会教育委員連合  
会長 大橋 謙策

社会教育推進体制に関する調査について（依頼）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当会の運営にご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

当連合では、このたび文部科学省の「生涯学習政策に関する調査研究」を受託いたしました。研究期間は平成25年8月1日～平成26年3月14日、研究テーマは「コミュニティ形成に寄与する社会教育推進体制のあり方に関する課題研究」です。その研究の一環として、このたび「社会教育推進体制に関する調査」を実施することとなりました。

つきましては別添（2枚）用紙にご回答（郵送、FAX、メール）をお願いいたします。

なお、政令指定都市につきましては調査対象に含めないようご注意ください。

記

- |        |                 |
|--------|-----------------|
| 1 調査時点 | 平成25年 5月 1日 現在  |
| 2 締め切り | 平成25年 9月 30日（月） |

\*この件に関するお問合わせ先

〒101-0065

東京都千代田区西神田3-1-6 日本弘道会ビル7階

一般社団法人全国社会教育委員連合 担当 林

電話 03(6380)8540

Fax 03(6380)8541

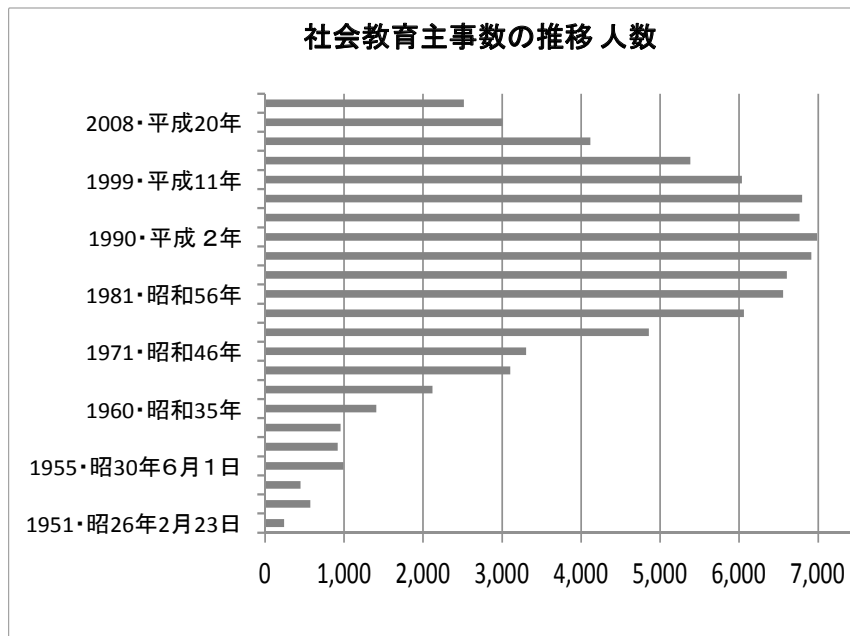
E-mail [hayashi@shakyoren.or.jp](mailto:hayashi@shakyoren.or.jp)

## 資料2 社会教育主事数の推移

社会教育主事数の推移

(人)

年度	人数
1951・昭26年2月23日	242
1952・昭27年9月1日	574
1954・昭29年5月20日	450
1955・昭30年6月1日	994
1956・昭31年6月1日	918
1957・昭32年6月1日	957
1960・昭和35年	1,408
1963・昭和38年	2,118
1968・昭和43年	3,104
1971・昭和46年	3,305
1975・昭和50年	4,858
1978・昭和53年	6,059
1981・昭和56年	6,557
1984・昭和59年	6,605
1987・昭和62年	6,914
1990・平成2年	6,988
1993・平成5年	6,766
1996・平成8年	6,796
1999・平成11年	6,035
2002・平成14年	5,383
2005・平成17年	4,119
2008・平成20年	3,004
2011・平成23年	2,518

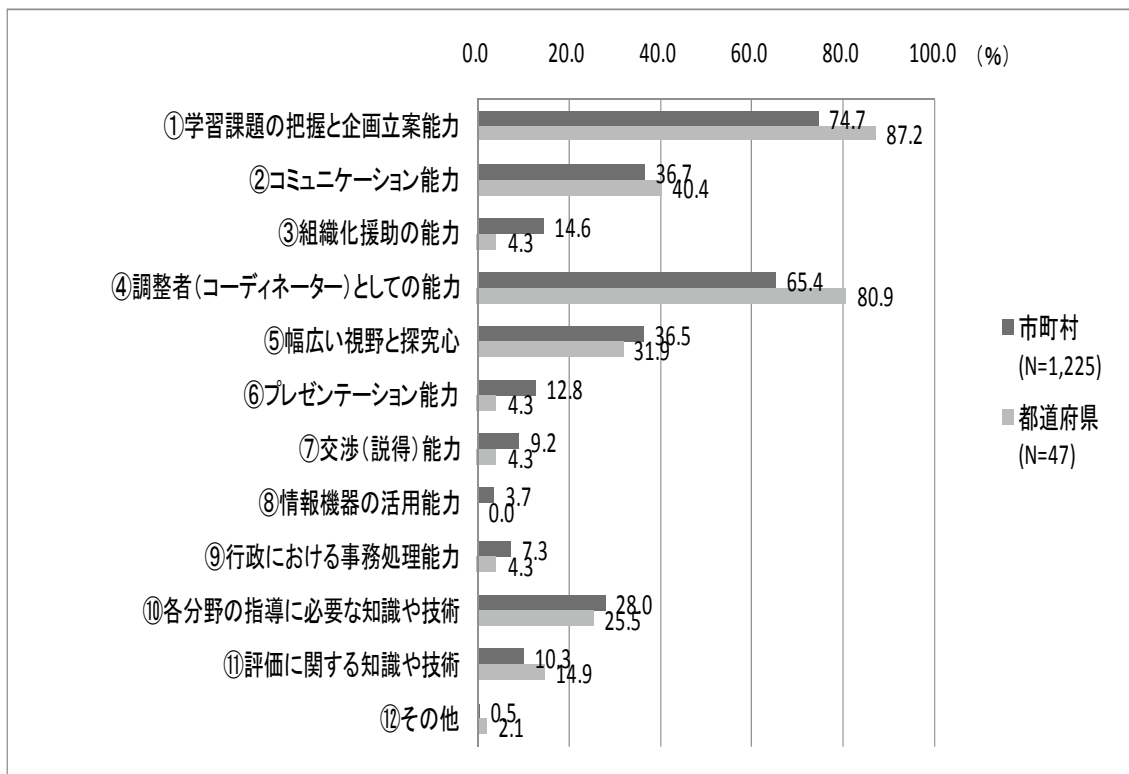


注)年度の表記は原則6年刻み、棒グラフは原則3年刻みで表記。

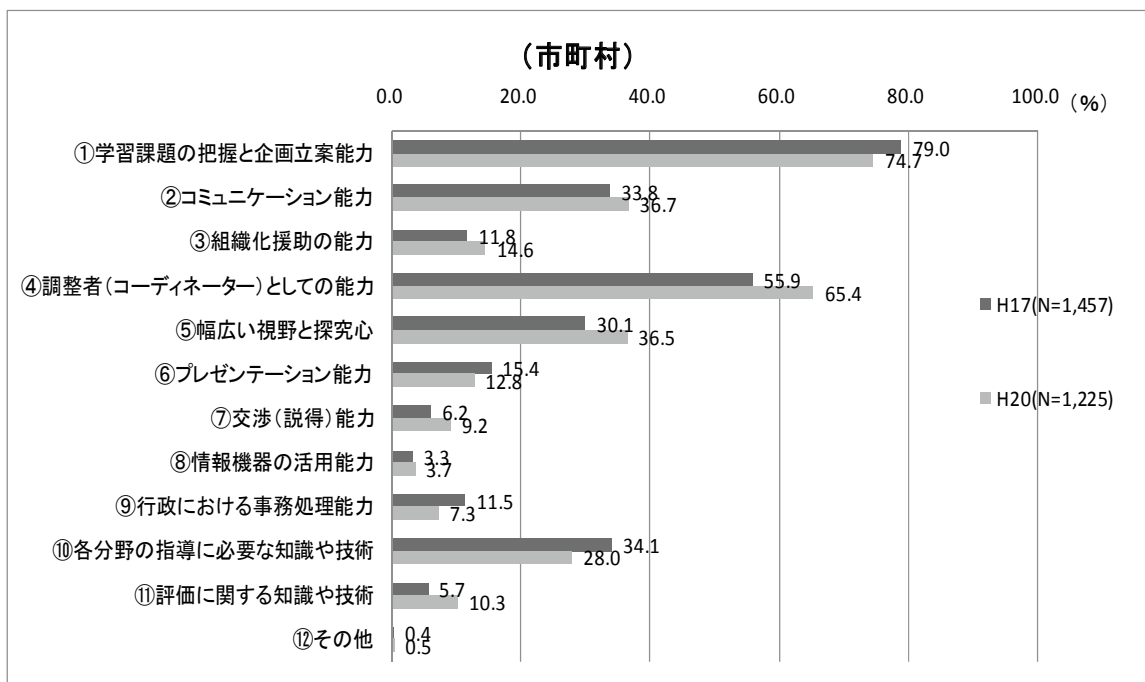
出典：1951・昭和26年～1957・昭和32年は文部省『社会教育10年の歩み—社会教育法施行10周年記念』（1958・昭和34年）  
 1960・昭和35年～1971・昭和46年は文部省社会教育局『社会教育の歩みと現状—社会教育法施行30周年記念』（昭和55年）  
 1975・昭和50年～1996・平成8年は文部省『社会教育調査報告書』  
 1999・平成11年以降は文部科学省『平成17年度版 社会教育調査報告書』

### 資料3 社会教育主事に必要な資質・能力

#### 1) 社会教育主事に必要な資質・能力（都道府県と市町村の比較）



#### 2) 平成17年度調査と(N=1,457市町村)と平成20年度調査(N=1,225市町村)の経年比較



出典：『社会教育主事の専門性を高めるための研修プログラムの開発に関する調査研究報告書』平成21年3月  
 国立教育政策研究所社会教育実践アセンダー 26～27頁

## 資料4 社会教育委員数の推移

社会教育委員数の推移

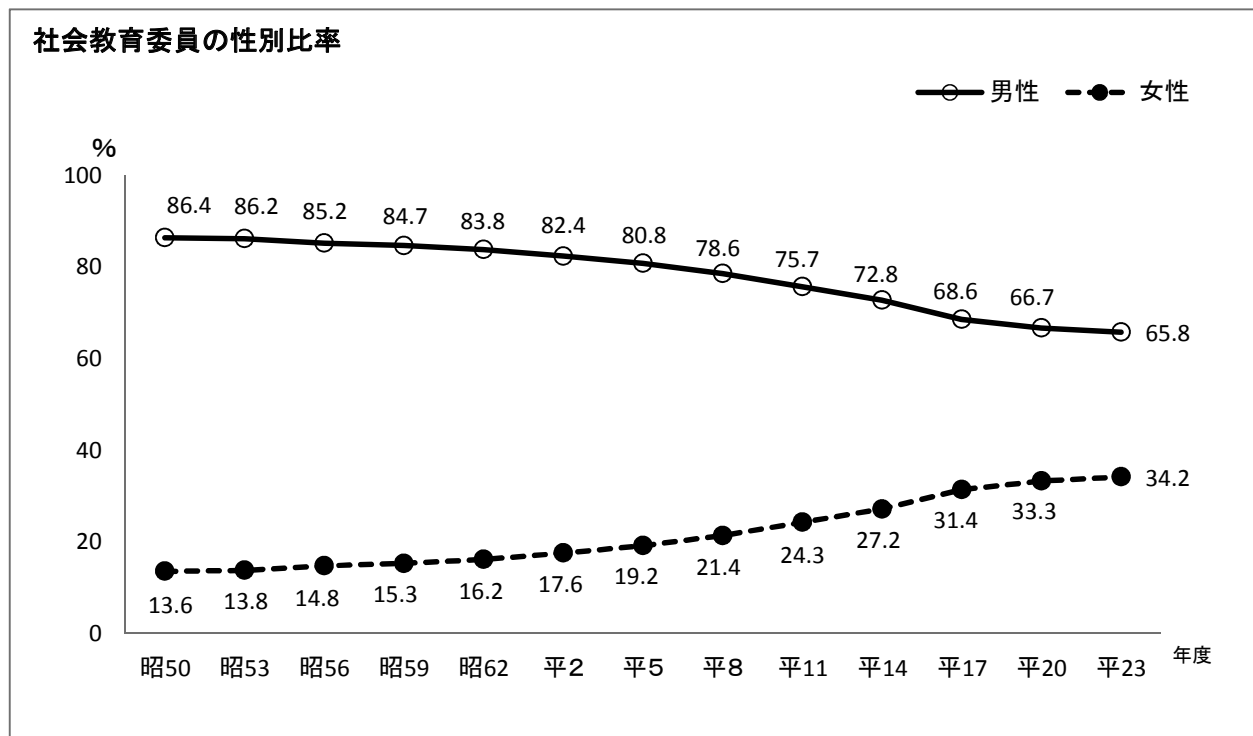
(人)

年度	昭50	昭53	昭56	昭59	昭62	平2	平5	平8	平11	平14	平17	平20	平23
合計	37,914	38,327	39,109	38,965	38,493	38,383	38,178	38,071	37,519	36,709	26,224	21,366	20,272
男性	32,773	33,056	33,317	33,017	32,248	31,638	30,860	29,938	28,420	26,123	17,999	14,252	13,341
女性	5,141	5,271	5,792	5,948	6,245	6,745	7,318	8,133	9,099	10,586	8,225	7,114	6,931

社会教育委員の性別比率

(%)

年度	昭50	昭53	昭56	昭59	昭62	平2	平5	平8	平11	平14	平17	平20	平23
男性	86.4	86.2	85.2	84.7	83.8	82.4	80.8	78.6	75.7	72.8	68.6	66.7	65.8
女性	13.6	13.8	14.8	15.3	16.2	17.6	19.2	21.4	24.3	27.2	31.4	33.3	34.2



出典：文部科学省『社会教育調査報告書』

資料5 都道府県の社会教育委員連絡協議会等の組織の現況

都道府県社会教育委員連絡協議会等の現況

(「会則」からの実態把握。平成22年12月現在：委員連合調べ)

(母数：48県団体)

<p><b>1 都道府県組織の名称</b></p> <p>社会教育委員連絡協議会 42 市町村社会教育委員連絡協議会 3 社会教育連絡協議会 2 社会教育委員協議会 1</p> <p><b>2 組織の目的</b> (重複あり)</p> <p>社会教育の推進, 進展, 発展, 振興 48 委員の相互連携・連絡協調・協力体制 39 委員の研修, 相互研修, 資質向上 5 社教委員の職務に関する連絡・協議 1 生涯学習の中の社会教育の振興 1 社会教育の普及充実 1 現代的課題の解決をめざして 1</p> <p><b>3 構成員</b></p> <p>市町村の社会教育委員のみ 12 県と市町村の社会教育委員 35 県の社会教育委員のみ 1</p> <p>社会教育委員のみの組織 45 社会教育職員を含む組織 3</p> <p><b>4 事務局の所在・指定</b></p> <p>県教育委員会社会教育所掌課 32 会長指定 6 会長所在地, 県庁所在地 4 県生涯学習センター 2 県教育委員会又は会長所在地 1 民間施設 1 規定なし (実質は県教委) 2</p> <p>独自の事務所所の所有 4 (北海道, 茨城県, 静岡県, 岐阜県は)</p>	<p><b>5 規約の制定・施行</b></p> <p>昭和30年代 (1955~1964年) 16 昭和40年代 (1965~1974年) 22 昭和50年代 (1975~1984年) 5 昭和60年代, 平成 (1984年以降) 5</p> <p><b>6 総会の開催回数</b></p> <p>1回 22 1回以上 10 2回 1 規定なし 15</p> <p><b>7 役員の任期等</b></p> <p><b>任期</b> 1年 12 2年 33 3年 1 規定なし 2</p> <p><b>再任</b> 可 46 規定なし 2</p> <p><b>欠員補充</b> 規定あり 40 規定なし 8</p> <p><b>8 事業</b> (重複あり)</p> <p>調査研究 48 研修会, 協議会 35 情報交換, 情報発信 34 連絡協議, 連絡協調, 相互連携 20 資料の収集, 交換, 作成 18 関係機関・団体, 市町村との連携 10 表彰 4 公民館の体制強化・整備促進 2 社会教育の条件整備 2 社会教育, 生涯学習の振興 2 調査研究の成果の実現活動 2 地区協議会の育成 1 文書活動の実施 1</p>
---	--

## 資料6 社会教育委員の役割と活動に関する社会教育委員の意識

平成22年9月～11月：全国社会教育委員連合調査

### 1 社会教育委員の役割と活動について

#### 【全体】【自治体別】【性別】

	全体 人(%)	自治体別		性別	
		市区 人(%)	町村 人(%)	男性 人(%)	女性 人(%)
現状で十分である	172(24.7)	107(23.5)	64(27.6)	109 (25.5)	59(23.3)
現状は十分でない	452(64.9)	289(65.6)	147(63.4)	286(67.0)	158(62.5)
不明・無答	72(10.3)	50(10.9)	21(9.0)	32(7.5)	36(14.2)
計	696 (100)	456 (100)	232(100)	427 (100)	253 (100)

注) 自治体別の「不明・無答」(8)と性別の「不明・無答」(16)を除外している。このため、自治体別と性別の横系の合計人数はともに「計」の人数と一致しない。

#### 【年代別】

	39歳以下	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
現状で十分である	3 (16.7)	13 (24.1)	50 (23.8)	70 (26.5)	36 (24.8)
現状は十分でない	13 (72.2)	34 (63.0)	141 (67.1)	161 (61.0)	100 (69.0)
不明・無答	2 (11.1)	7 (12.9)	19 (9.1)	33 (12.5)	9 (6.2)
計	18 (100)	54 (100)	210 (100)	264 (100)	145 (100)

注) 「不明・無答」(自治体別 8, 性別 16, 年代別 5)を除外しているため、それぞれの横系の合計と全体の人数は一致しない。

### 2 社会教育委員の役割・活動の「現状は十分でない」理由

(複数回答, N=452)

役割・活動	人数(人)	比率(%)
教育委員会主導の会議となっている	146	32.3
設置の目的や役割が明確でない	135	29.9
充て職が多い	130	28.8
会議の開催回数が少ない	126	27.9
委員の意見等があまり生かされていない	81	17.9
名誉職と考えられている	20	4.4
その他	83	18.4



## 資料7 社会教育委員に関するデータ収載資料

最近刊の下記の文献・資料から目次タイトルを抽出

### 【全国社会教育委員連合の調査】

- 平成 12 年 3 月 『社会教育委員に関する調査報告書』  
委員の設置（定数・実数，年齢・性別，各号委員，任期，兼務）  
委員の処遇（報酬，旅費，調査費）  
委員の会議（回数・時間，小委員会，出席率，行政との話し合い，資料の事前配付，諮問・答申，建議・意見具申等，会議の議題）  
活発・不活発の程度，青少年教育への指導・助言，他の委員との関係，研修，広報・情報公開
- 平成 15 年 3 月 文教教会研究助成『社会教育委員に関する調査報告書』  
設置の有無，定数・実数，選出方法，公募委員，家庭教育関係の選出，年齢・性別，任期，兼務，報酬・旅費・調査費，会議，研修，広報・情報公開
- 平成 23 年 10 月 『市町村の社会教育委員へのアンケート調査のまとめ』  
—「社教情報」への認知度とニーズを中心に—  
回答者のプロフィール（委嘱自治体，性別，年代，委嘱背景，職歴，団体歴）  
社教情報の認知度と必要な情報（委員活動に必要な情報）  
委員の活動（通算任期，会議回数，役割・活動，研修参加）

### 【研究機関等の調査】

- 平成 19 年 4 月 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター  
平成 18 年度『社会教育委員の職務等の実態に関する調査研究報告書』  
調査の結果（委員の設置状況，会議，公募制，兼務，経費，意見具申，青少年教育に関する助言・指導，研究調査，研修）  
活動の事例（千歳市，仙台市，下諏訪市，神奈川県，東海市，草津市，防府市，須恵町）  
調査結果の考察，社会教育委員の今日的意義，今後の目指すべき方向
- 平成 22 年 9 月 日本生涯教育学会『日本生涯教育学会論集・31』  
桑村佐和子ほか「大学の地域貢献としての生涯学習—社会教育委員の意識調査結果の考察—」（平成 21 年 2 月調査）  
—能登地域の活性化に関する研究（平成 19～21 年度）の一環—  
社会教育委員が期待する地域貢献（期待度順位，地域差，性差・年齢差）  
社会教育委員の大学の貢献項目を考える要因

## 【都道府県等の調査】

- 平成 22 年 2 月 岩手県生涯学習推進センター『いわての生涯学習－2010 研究報告－』  
社会教育関係職員・委員を対象とする研修の充実方策に関する調査研究  
社会教育関係職員・委員に求められるもの  
社会教育関係職員・委員を対象とする研修の状況  
(関係職員, 社会教育委員, 公民館運営審議会委員)  
研修体系と研修を充実させるための方策の構想  
社会教育関係職員・委員を対象とする研修の在り方についての考察
- 平成 22 年 3 月 北海道社会教育委員の会議「人間らしく生きる時代を拓く社会教育委員の在り方～一緒に、考えよう！取り組もう！～」(提言)  
全道導市町村社会教育委員の現状～実態調査から～  
実態調査から明らかになった社会教育委員の今日的課題  
提言 社会教育委員の在り方
- 平成 22 年 9 月 福岡県教育委員会「平成 22 年度市町村社会教育委員に関する実態調査」  
現任教(人数, 性別, 委員の構成分野)  
公民館運営審議会委員との兼任, 青少年教育の委嘱  
活動(会議回数, 諮問・答申等, 市町村独自の研修)
- 平成 23 年 3 月 北海道社会教育委員の会議「社会教育委員の意識調査」  
社会教育委員の役割 社会教育委員の活動  
社会教育委員の認知度 社会教育委員の選任・任命方式  
社会教育委員の会議の組織・運営 社会教育委員の自覚, 意識  
社会教育委員の研修 住民の意識啓発, 交流等  
事務局(行政)との関係
- 平成 23 年 8 月 新潟県教育委員会「市町村における社会教育委員の活動に関する実態調査」  
(調査時期) 教委対象 会議の設置, 任期, 性別・年齢, 委員数, 委員区分, 公募制  
会議回数・出席率, 答申・提言等, 小委員会の設置  
議題, 首長・教育長の出席, 資料の事前配付, 会議録の配付  
調査研究(企業訪問), 研修, 地域住民の認知, 主催・後援等  
報酬, 調査経費, 研修経費, その他の活動経費, 事務局体制,  
委員の活動の課題, 委員制度の工夫  
委員対象 任期, 性別, 年代, 委員区分, 教委の役割説明, 公募  
会議出席の事前準備, 会議欠席の理由, 意見の反映, 調査研究  
活動(平成 21・22 年度実績), 研修参加, 希望する研修テーマ,  
住民の社会教育委員の認知度, 行政の社会教育事業への参画,  
行政の社会教育事業情報の入手, 団体活動・地域活動への参加,  
地域組織との関わり, 地域貢献(役職等), 必要経費の担保(報  
酬・旅費, 調査研究活動, 研修, 活動費等), 事務局体制
- 平成 24 年度 神奈川県社会教育委員連絡協議会「神奈川県の社会教育委員活動」  
協議会活動報告, 総会・研修会の記録, 地区研究会報告, 市町村の活動報告,  
研究大会に参加報告, 統計データ「神奈川の社会教育」



## 【調査研究実施計画】

# 調査研究実施計画

1. 事業名 平成25年度「生涯学習政策に関する調査研究」
2. 委託機関 文部科学省生涯学習政策局長
3. 委託期間 平成25年8月1日から平成26年3月14日
4. 研究テーマ コミュニティ形成に寄与する社会教育推進体制の在り方に関する課題研究

## 5. 研究の趣旨

第二次世界大戦後、我が国の社会教育（行政）は、公民館や民間の社会教育関係団体等により、地域課題に関する学習と課題解決に向けた取り組みが推進され、その実績が高く評価されている。しかしながら、近年の社会情勢の変化及び東日本大震災などにより、コミュニティの維持・存続が危惧される状況が生まれ、こうした課題に対応し得る社会教育の推進体制の在り様が喫緊の課題となっている。

社会教育の推進体制の検討に当たっては、有識者による研究委員会を設置して、その中核的役割を担っている社会教育委員及び社会教育主事が抱える課題、今後の役割と在り方、両者の協働の在り方等について、先行研究、都道府県・市町村における社会教育行政組織・専門的職員の任用と研修・社会教育委員の委嘱と研修に関する全国的な情報の収集、社会教育委員、社会教育主事を設置する地方公共団体へのヒアリング調査等をもとに討議を行い、今後の我が国の社会教育推進体制の在り方を検討する際の情報源、基礎資料とする。

## 6. 成果の目標

社会教育委員及び社会教育主事が抱える課題、今後の役割と在り方、両者の協働の在り方等について、先行研究、都道府県・市町村における社会教育行政組織・専門的職員の任用と研修・社会教育委員制度の意義・役割と研修に関する全国的な情報の収集、社会教育委員及び社会教育主事を設置する地方公共団体へのヒアリング調査等をもとに討議を行い、我が国の社会教育推進体制の在り方についての見解を出す。

## 7. 研究の方法、内容、スケジュール

### (1) 研究方法と主な内容

#### ア 研究委員会の設置

座長	上條秀元	宮崎大学名誉教授
委員	稲葉 隆	東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課計画係長
	上野景三	佐賀大学教授（佐賀県社会教育委員連絡協議会会長）
	清國祐二	香川大学教授（香川県社会教育委員連絡協議会会長）
	鈴木眞理	青山学院大学教授（神奈川県社会教育委員連絡協議会会長）
	濱中昌志	国立教育政策研究所社会教育実践研究センター社会教育調査官
	松岡広路	神戸大学教授（神戸市社会教育委員会議長）
	山崎清男	大分大学教授（大分県社会教育委員連絡協議会会長）

(50音順)

顧問	大橋謙策	(一社)全国社会教育委員連合	会長
事務局	坂本 登	(一社)全国社会教育委員連合	常務理事
	林 洋子	(一社)全国社会教育委員連合	事務局長

イ 先行研究に関する情報、資料の収集

ウ 全国的情報の収集（教育委員会、首長部局、社会教育委員連絡協議会、NPO等）

- ・官・民の連携等
- ・社会教育委員の委嘱、活動、研修等
- ・社会教育主事の任用、身分、業務内容、研修等

エ ヒアリング調査

ヒアリングの主な内容例
ア コミュニティの現状と課題に関し
イ これからの社会教育委員、社会教育主事の役割と求められる能力に関し
ウ 地域コミュニティ形成における社会教育推進体制の在り方に関し

ヒアリングの候補地
1 広域で高め合う社会教育委員の主体的な取組（北海道空知管内） —「よんまちネット由南長栗（ゆな〜く）」の実践—
2 まちづくりのリーダー養成と生涯学習の推進体制（栃木県矢板市）
3 委員の資質向上を自立的な運営で支える市町村社会教育委員の協議会 （東京都市町村社会教育委員連絡協議会）
4 社会教育行政の動きと社会教育委員の位置（神奈川県藤沢市）
5 社会教育委員と社会教育行政職員の関係性（兵庫県）
6 社会教育主事と社会教育委員の相互作用（島根県浜田市）
7 九州地区における社会教育推進体制について（九州地区）
8 社会教育委員（会議）と社会教育推進体制（大分県）
9 自治公民館活動に根ざしたまちづくり（宮崎県綾町）

(2) 研究のスケジュール

ア 研究委員会の開催

回	開催	期日
第1回	8月28日(水)	11:30~15:00
第2回	9月7日(土)	11:30~15:00
第3回	10月12日(土)	11:30~15:00
第4回	11月8日(金)	11:30~15:00
第5回	12月23日(月)	11:30~15:00

イ ヒアリング

平成25年8月下旬~10月下旬

各研究委員が1箇所以上訪問

ウ 全国的情報の収集

随時

エ 原稿の提出

平成26年1月7日(火)

オ 報告書の提出

印刷物にして、平成26年3月14日(金)までに文部科学省に提出

文部科学省委託研究  
平成25年度「生涯学習政策に関する調査研究」

コミュニティ形成に寄与する  
社会教育推進体制の在り方に関する課題研究(研究報告書)

---

発行／平成26年3月10日

一般社団法人 全国社会教育委員連合  
〒101-0065 東京都千代田区西神田3-6-1  
日本弘道会ビル

TEL 03-6380-8540

FAX 03-6380-8541

---

印刷 (株)ファーストワン